

令和 6 年

笛吹市議会  
第 1 回定例会会議録

令和 6 年 2 月 2 0 日 開会

令和 6 年 3 月 2 1 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第11号

令和6年笛吹市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月13日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日            令和6年2月20日    午後 1時30分
  
2. 場 所            笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮	司正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	17番	小林	始
18番	渡辺	正秀	19番	古屋	始芳

不応招議員（なし）

令和 6 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 0 日

令和6年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和6年2月20日  
午後 1時30分開議  
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長施政方針並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第1号 学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第1号 笛吹市障がい者基本条例の制定について
- 日程第 7 議案第2号 笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第3号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第4号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第5号 笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第6号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第7号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 笛吹みんなの広場条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 笛吹市営住宅条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 笛吹市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 笛吹市ふれあいの家条例の廃止について
- 日程第24 議案第19号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第25 議案第20号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

		について
日程第26	議案第21号	令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第27	議案第22号	令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
日程第28	議案第23号	令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第3号）について
日程第29	議案第24号	令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第30	議案第25号	令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第31	議案第26号	令和6年度笛吹市一般会計予算について
日程第32	議案第27号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
日程第33	議案第28号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計予算について
日程第34	議案第29号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35	議案第30号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
日程第36	議案第31号	令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
日程第37	議案第32号	令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第38	議案第33号	令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第39	議案第34号	令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第40	議案第35号	令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第41	議案第36号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第42	議案第37号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第43	議案第38号	令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第44	議案第39号	令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第45	議案第40号	令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
日程第46	議案第41号	令和6年度笛吹市水道事業会計予算について
日程第47	議案第42号	令和6年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について
日程第48	議案第43号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
日程第49	議案第44号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
日程第50	議案第45号	令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について
日程第51	議案第46号	市道の廃止について

- 日程第52 議案第47号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について  
日程第53 議案第48号 笛吹市手数料条例の一部改正について  
日程第54 議案第49号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第10号)について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	17番	小林	始
18番	渡辺	正秀	19番	古屋	始芳

3. 欠席議員

( な し )

4. 会議録署名議員

4番	河野	正博	5番	河野	智子
----	----	----	----	----	----

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉
農業委員会会長	増 田 敦		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年笛吹市議会第1回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

令和6年第1回定例会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

今年、元旦早々に起こった令和6年能登半島地震では、山梨県でも緊急地震警報が鳴り、緊張が走りました。このたびの能登半島地震でお亡くなりになりました皆さまのご冥福をお祈りし、また被災し避難されている皆さまにお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧と復興をお祈りしております。

2月も半ばを過ぎ、日中は少しずつ春の訪れを感じられる季節となりました。しかし、今日、1時現在の笛吹市の気温は23度であります。いっぺんに夏が来たような感じがするわけですが、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の行動制限がなくなったことから、コロナ前と同様のイベントや地域行事が行われ、にぎわいが戻ってきました。しかし、原材料の価格高騰と円安による物価の上昇は、市民生活に大きな影響を及ぼしております。

このような苦境を打開し、経済を活性化し、景気回復をより確かなものにするための取り組みを行っていかねばなりません。

さて、今定例会には市長より条例の改正、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算など各種案件が提案されています。

会期中、格別のご精励を賜り慎重にご審議くださいますようお願い申し上げます、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告します。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により、退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第4番 河野正博君および

議席第5番 河野智子君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日2月20日から3月21日までの31日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日2月20日から3月21日までの31日間と決定しました。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

次に、本日までに受理した請願はありませんでした。その旨をご報告いたします。

続いて、監査委員から令和5年1月分および令和5年12月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりです。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第4 市長より施政方針ならびに日程第5 議案第1号から日程第52 議案第47号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和6年笛吹市議会第1回定例会の開会にあたり、提出した案件の概要説明に先立ちまして、今後の市政運営の方針について、所信を申し述べます。

令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする大規模な地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。多くの方が亡くなられ、1カ月半を経過した現在でも、避難所での生活を余儀なくされている方々が多数いらっしゃいます。亡くなられた方々には、衷心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

また、被災地の皆さまが安全で健やかに過ごされますことを心からご祈念を申し上げます。

本市では、被災地の復旧、復興を支援するため、1月5日から、石川県かほく市と志賀町を対象とした、ふるさと納税の代理寄附の受付を開始しました。これは、被災した自治体の代わりに他の自治体が寄附金を受け付けることで、被災自治体の業務負担を減らし、いち早く寄附者からの支援を被災自治体に届ける仕組みであります。2月16日現在で、2自治体合わせて577件、762万円の寄附金が集まっています。

また、山梨県が派遣する応援職員として、1月19日から25日まで、防災危機管理課およびまちづくり整備課の職員2名を、2月12日から2月18日までは、防災危機管理課および土木課の職員2名を石川県珠洲市へ派遣しました。派遣先では、自衛隊や他の自治体職員と

もに支援物資の搬入、搬出、仕分けなどに携わりました。

さらに、市役所の支所を含む各庁舎において、義援金の受付を行っているほか、被災地からの要請に応えブルーシート300枚を提供します。職員の派遣や義援金などを通じて、引き続き、被災地を支援していきたいと思えます。

今年は、市制施行20周年の節目の年です。本市にとって、この大きな節目の年を市民の皆さまとともに祝い、これまでの歩みや先人の功績を振り返り、本市への誇りと愛着を深め、更なる飛躍、発展につなげていくため、令和6年度は記念事業を実施をします。

桃の里マラソン大会、石和温泉花火大会、市制祭、川中島合戦戦国絵巻などのイベントをグレードアップするほか、小中学校での記念給食の実施、20周年を冠にしたPR事業などを行います。

令和3年度から進めてきた多目的芝生グラウンド整備事業については、市全域を対象に最も相応しい場所、また、ニーズに対応した最適な施設内容を検討してきました。令和5年2月に笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画を策定し、令和5年度は、基本計画を基に、市民説明会、地権者説明会、地元地区の説明会を開催をしました。

議会や説明会等でもお話してきましたが、この事業を進めるためには、地権者の皆さまの合意が何よりも大事だと考え、これまで土地の提供に反対する地権者の方と個別に交渉してきました。しかしながら、このたび、反対を表明した地権者の方からのご同意を得ることはできないとの判断に至り、計画を見直すことといたしました。

これまでご説明してきた基本計画を基にした、整備候補地および施設内容の整備は見直すこととしましたが、芝生グラウンドの整備を断念したわけではありません。今後は、これまでの経過を踏まえ、整備候補地を含め見直すこととし、既存施設の活用等をはじめ、様々な可能性を考慮する中で検討してまいります。

さて、私は、第二次笛吹市総合計画に、目指すべき市の将来像として「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、これを実現するために3つの基本目標ごとに、施策を展開しています。

令和6年度の施政運営にあたり、重点事業を中心に施策体系に沿ってご説明を申し上げます。

基本目標の1つ目「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」についてです。

安心して子どもを生み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に、誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らせるよう、そして、市民一人ひとりが希望を持ち活躍できる環境を通じて、心身ともに健全で、ころ豊かに暮らし、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開しています。

「子育てしやすいまちづくり」については、まず、子育て世帯の負担軽減を図ります。

物価の高騰に賃金の上昇が追いついていない昨今の状況を鑑み、令和6年度は、市独自の取組として、小中学校および保育所等の給食費を無償化します。

これまでは、国の交付金等を活用し無償化を実施してきましたが、給食費の無償化に係る国の方針等が示されていない状況にあって、子育て世帯の負担軽減は、令和6年度においても取り組まなければならない課題であると考え、市が独自に実施をします。

次に、子育てと就労の両立および児童の健やかな成長を支えるための環境整備を図ります。

学童保育施設については、現在、御坂地域において分散している学童保育クラブを集約し、一体的な保育が行えるよう、御坂農村環境改善センターの跡地に新たな学童保育施設を建設し

ます。また、芦川地域には、これまで学童保育施設が設置されていなかったことから、子育て環境の充実を図るため、芦川小学校屋内運動場の多目的室の改修工事を行い、新たに学童保育施設を設置します。

子育て支援センターについては、これまで設置されていなかった春日居地域での新規開設を目指し、春日居福祉保健センターの一部を改修をします。

市内の各保育所等においては、安全な保育環境の確保と、保護者や保育士の利便性向上を図るため、保育園の登園管理や保護者との連絡機能を備えた保育所ICTシステムの導入を推進をします。また、石和第一保育所については、老朽化が著しい園舎の建て替えに向け、新園舎の設計業務などを行います。

児童発達支援センターについては、現在、石和ふれあいの家跡地を活用して、民間事業者による令和8年度の開設を目指して取組を進めています。

障がいのある未就学児童が日常生活に適應するための訓練を行うほか、障がい児やその家族への相談支援、障がい児を預かる施設への助言等を行う児童発達支援センターの開設は、本市の障がい児支援の充実につながるものと期待しています。

「誰もが安心して暮らせるまちづくり」については、まず、笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づく、適切な介護サービスと適正な保険給付を実施します。

令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする、笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画では、今後も増加が見込まれる高齢者人口、要介護認定者、介護サービス給付費に対応しつつも、物価が高騰している社会情勢にあって、市民の負担が増加しないよう、介護保険基金積立金を活用することにより、介護保険料を据え置くこととします。

次に、高齢者の疾病の早期発見、早期治療、介護予防や健康の保持に取り組みます。

後期高齢者の健康寿命を延ばすとともに、生活習慣病の重症化予防や介護予防につなげるため、令和6年度から、新たに後期高齢者が人間ドックを受診する際に係る費用の一部を助成をします。

「人と文化を育むまちづくり」については、まず、児童生徒が安全かつ良好な環境で学校生活を送れるよう、教育環境の整備を図ります。

御坂中学校については、令和4年度から令和7年度までの計画で、校舎などの改築工事を進めています。令和6年3月に仮校舎への引っ越しを行い、令和6年度は、現在の校舎の一部を解体し、新校舎の建設に着手をします。

学校トイレの洋式化については、令和5年度から市内小中学校の和式トイレを洋式トイレに更新する改修工事を行っており、令和6年度も引き続き、夏休み等の長期休暇を利用して工事を行い、全ての小中学校のトイレの洋式化が完了します。

学校給食のアレルギー対応については、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食の時間を安心かつ楽しく過ごせるとともに、お弁当を作る保護者の負担の軽減が図れるよう、令和6年度は春日居学校給食共同調理場と石和中学校給食調理場の一部を改修し、アレルギー除去食が調理、提供できる環境を整備をします。

次に、社会教育施設、社会体育施設を改修し、利用しやすい環境整備を図ります。

八代総合会館については、建設から41年が経過をし、設備の老朽化が著しいため、令和6年度と令和7年度の2カ年の計画で、音響、空調、照明などの設備を更新するとともに、地震による天井の脱落を防ぐために吊り天井を改修します。

石和中央テニスコートについては、施設の機能向上と利用者が快適に利用できる環境を整えるため、耐用年数を経過した砂入り人工芝コート12面の張り替え、老朽化した管理棟の改修、屋外トイレの新設などを行います。

基本目標の2つ目「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」についてです。

地域の資源を掘り起こし、磨き上げることにより、農業や観光業の活性化を図るとともに、創業しやすい環境を整備し、にぎわいあふれるまちづくりを目指します。

国内外から大勢の方が本市を訪れ、これまで以上に産業が活性化し、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開をします。

「再び訪れたくなるまちづくり」については、まず、FUJIYAMAツインテラス周辺の環境整備を進めます。

現在、すずらん群生地駐車場に、地域の魅力の発信と特産品のPRができる売店および休憩所を備えたFUJIYAMAツインテラスのエントランス施設の整備を進めているほか、観光客の利便性向上のため、大型バスが通行できるよう、FUJIYAMAツインテラスへのアクセス道路である市道7033号線の道路改良工事を行っております。

エントランス施設は、林道の冬季閉鎖期間終了後の令和6年4月23日の開設を予定しております。

また、令和6年度は、エントランス施設の運営事業者と笛吹市バス協議会の連携の下、エントランス施設の運営と送迎バスの運行を一体的に取り組む実証事業を行い、FUJIYAMAツインテラスおよびエントランス施設への更なる誘客を図ります。

次に、世界農業遺産を活用し、国内外の誘客につなげます。

本市を含む峡東地域の農業が世界農業遺産に認定されたことを国内外に広くPRをし、本市への誘客を図るため、世界農業遺産に関連した、果樹の農作業体験やワインの醸造体験などを行う周遊ツアーを旅行事業者と造成をし、周遊ツアーの宿泊者に宿泊料の一部を助成します。また、本市への誘客とともに交流人口の増加にもつながるよう、世界農業遺産を活用した教育旅行の誘致なども行います。

「実り豊かなブランド農林業づくり」については、まず、農業の担い手育成に向け、笛吹市農業塾を推進します。

笛吹市農業塾では、農業者や就農希望者などを対象に、就農や経営の相談を受け付けているほか、果樹栽培に関する講習会を開催しています。

令和5年度の講習会には、延べ1,271人が受講するなど多くの方にご利用いただいていることから、引き続き、栽培技術の向上を目指した圃場での講習や栽培作業のポイントを分かりやすくまとめた動画を活用して、担い手の育成に取り組みます。また、繁忙期における人手の確保のため、農家とアルバイトを結び付ける「マッチングアプリ」の導入などを検討します。

次に、収入保険の加入促進を図り、農業経営の安定化につなげます。

収入保険は、気象災害や果樹の価格低下など、農業者の経営努力では避けられないリスクによる減収を補てんするものです。安定した農業経営につなげます。

安定した農業経営は、本市の農業の維持と発展に寄与するものであるため、収入保険の加入促進が図られるよう、新規加入の際には負担が大きい保険料の積立金の一部を補助します。

「活力ある地域経済づくり」については、創業しやすい環境を整え、賑わいの創出を図ります。

空き店舗活用促進補助事業については、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進をし、地域活性化や観光振興につなげるため、建物改修に係る経費および物件の契約日から開業日までの貸借料に対し、補助金を交付します。

令和5年度は、補助制度を活用して5店舗が出店をしました。令和6年度も商工会と協力しながら、出店希望者を支援をし、更なる出店を促進します。

「移り暮らせる魅力あるまちづくり」については、まず、ふるさと納税を推進し、自主財源の確保とともに、笛吹市の魅力を発信するシティプロモーションにつなげます。

本市へのふるさと納税の寄附額は、令和4年度が約31億6千万円、令和5年度も30億円に迫るなど、高い水準で推移しています。

令和6年度は、寄附額31億円を目指し、返礼品として人気の高い、シャインマスカットや桃などの品質の確保、向上に努めるとともに、世界農業遺産に認定されたブランド力をPRします。また、ワインやジュエリーなど、年間を通じて提供できる魅力ある返礼品の充実を図ります。

次に、若者の移住定住を促進します。

大学を卒業後、奨学金を返還しながら就労する若者の経済的負担を軽減し、本市への定住を促進するため、奨学金返還に係る費用の一部を補助する制度を創設します。

補助対象者は、市内に居住し、奨学金を返還しながら県内で就職している30歳未満の方とすることで、若者の定住促進や地域雇用にもつながるものと期待をしております。

基本目標の3つ目「幸せ実感 100年続くまち」についてです。

市民による主体的な活動の促進と、それを行政が支える体制を構築する中で、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚をし、力を合わせ、ともに考え、ともに行動し、地域活動を持続させるため協働によるまちづくりを目指します。

市民ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくため、行財政改革に取り組みながら、市民と行政が互いを補い合い、積極的に対話を行う中で、災害や犯罪等の不安なく、安全、安心に暮らし続けることができる環境を通じ、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開をしております。

「将来を見据えた土地利用を推進するまちづくり」については、道路の規格や機能に応じた体系的な道路交通ネットワークの構築に取り組みます。

石和北小学校南側の市道1-5号線および市部通りから石和郵便局前を經由し笛吹みんなの広場へと通じる市道1-8号線については、市街地における交通網の円滑化および市民の利便性向上を図るため、令和5年度から令和10年度までの計画で道路改良に取り組んでいます。令和6年度は、両路線の詳細設計、測量業務などを行います。

「安全、安心で災害にも強いまちづくり」については、まず、「防災新時代、命を守るまちづくり」を具体化する取組を展開します。

防災備蓄倉庫整備事業については、発災直後に、市職員や避難所運営委員が円滑に指定避難所を開設をし、運営ができるよう、令和3年度から令和6年度までの4カ年の計画で、防災備蓄倉庫の整備を進めていきます。令和6年度は、令和5年度に設置した指定避難所備蓄倉庫および拠点備蓄倉庫に収める備品や消耗品を整備をします。

防災行政無線の高度化については、システムの老朽化や保守部品の欠品など、機器の一部を入れ替えるほか、市民への災害情報をいち早く、かつ、正確に伝達するため、音声放送、個別

受信機への文字放送、防災メール、SNS等への一斉配信システムを導入をし、情報発信の時間差を解消します。また、音声放送の内容を聞くことができる防災アプリの導入なども行い、情報発信媒体のマルチ化と風水害時における屋内への情報伝達の向上を図ります。

まちごとハザードマップ整備事業については、これまで、笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップのみで確認していた、大規模な水害が発生した際の浸水想定区域や浸水深さについて、より現実的に浸水の深さを理解してもらえるよう、防災行政無線子局や公共施設に「浸水想定区域であること」「浸水想定深さ」「浸水ライン」を掲示します。起こりうる浸水の深さを地域の中で直接目にするすることで、市民の水害に対する防災意識の向上に努めます。

地震ハザードマップ整備事業については、令和5年5月に山梨県が公開した「山梨県地震被害想定調査結果」の地震ごとの震度マップでは、図が小さく、自宅付近など詳細な震度の確認が困難なことから、県からデータを提供してもらい、市内の詳細な震度が確認できるよう、市ホームページに掲載している「わが街ガイドマップ」に震度マップを掲載します。

個別避難計画作成事業については、避難行動要支援者が、発災時に円滑かつ迅速に避難ができるよう、個別避難計画を作成をし、完成した計画は、区長や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に配布をします。令和6年度は、まだ計画作成の同意を得られていない方、新たに避難行動要支援者となられた方に対し、個別避難計画の必要性や重要性を説明をしながら作成につなげてまいります。

次に、持続可能な消防体制の整備および更なる消防力の強化を推進します。

笛吹市消防本部を含む国中地域の6消防本部は、令和8年4月から消防指令業務を共同運用することとしています。

令和6年4月には、各消防本部が共同して、消防共同指令センターの整備、運用に向けた調整、運用後の消防指令業務に関する事務等を行う、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会を設置をします。令和6年度は、協議会において、消防共同指令センターの整備に向けた実施設計業務を行います。

「快適な生活環境づくり」については、まず、市民の憩いの場である市営温泉施設や公園の改修等を行います。

市営温泉である「いちのみやももの里温泉」については、施設の老朽化や機械類の故障などにより、抜本的な対応が必要であるため、令和6年度と令和7年度の2カ年の計画で、規模を縮小した上で、敷地内への建て替えを行います。令和6年度は、施設の解体工事のほか新施設の実設計などを行います。

市民の健康および高齢者福祉の増進を目的とした福祉施設である「なごみの湯」については、建設から25年が経過をし、施設の老朽化が著しいことから、温泉の地下ピット配管やボイラー、空調設備などの更新、浴室、大広間、脱衣所、ロビーなどの施設改修を行います。

みさか桃源郷公園については、施設の長寿命化を図り、安全安心に利用できるような環境を整備するため、既存遊具を撤去し、新たに複合遊具を設置するほか、遊具広場内にトイレを新設をします。

次に、新たな公共交通の構築に取り組みます。

A I デマンド交通事業については、1月15日から、御坂町西部、八代町と芦川町の全域、石和町の一部でA I デマンド交通「のるーと笛吹」の実証運行を開始をしました。2月16日現在の利用登録者数は1,634人と大勢の方に登録をいただいております、市民の皆さまの期待

の表れと感じております。

令和6年度は引き続き実証運行を行い、運行状況を検証するほか、令和7年度からの石和町、御坂町、春日居町の全域に運行区域を広げる本格運行の開始に向け、システムの改修や停留所の設置などを行います。

「将来を見据えた行財政づくり」については、ICTを活用した市役所窓口の利便性向上に努めます。

窓口業務DX推進事業については、令和5年度に戸籍住民課の窓口で導入をした「書かない窓口」を、令和6年度は、税務課、収税課、国民健康保険課、障害福祉課、介護保険課、子育て支援課、保育課の7課に導入をします。職員が聞き取りの上、書類を作成することで、窓口を訪れた来庁者の負担の軽減を図ります。

以上の「第二次笛吹市総合計画」に基づいた施策や事業を着実に推進していくために、今年の職員の行動テーマは「仕事は想像から始まる」としました。自分たちに何ができるのかを考え、日々の業務の先にある未来を想像することが、始めの一步であると考えます。

私も、市民の幸せと地域の発展のために何ができるのかを常に考え想像し、懸命に取り組んでまいります。議員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、報告案件1件、条例案18件、令和5年度補正予算案7件、令和6年度当初予算案20件、その他の議案2件、合わせて48件です。

はじめに、報告案件です。

「学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分報告について」は、笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱の規定に基づき、学校給食費滞納者に対する支払督促を求める訴訟の提起にあたり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので議会に報告をするものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市障がい者基本条例の制定について」は、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、互いにその人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、継続的な障害福祉施策を行うため、新たに条例を制定するものです。

次に、「笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」は、地方公営企業法の財務規定等を適用し、笛吹市農業集落排水事業を公営企業会計へ移行することに伴い、新たに条例を制定するものです。

次に、「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、人事院等の勧告に基づき一般職の給料表を改定したことに伴い、会計年度任用職員の給料表を一般職に準じて改定するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について」は、地方自治法の一部改正に伴い、職員の損害賠償責任に係る規定の引用条項に変更が生じたため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一

部改正について」は、生活保護法に準じた保護の対象となる、生活に困窮する外国人について、医療扶助においてマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が導入されることに伴い、個人番号を活用するための独自利用事務として位置づけるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市介護保険条例の一部改正について」は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率および被保険者の区分等を見直すため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」は、厚生労働省が示す、放課後児童クラブの集団の規模の基準を踏まえ、放課後児童クラブの増設等を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、国が定める、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所管省庁に変更が生じたため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、国が定める、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所管省庁に変更が生じたため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹みんなの広場条例の一部改正について」は、遊具の設置による芝生広場の面積の変更に伴う使用料の変更及び料金表示の単位を変更するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市営住宅条例等の一部改正について」は、多様性を認め合う共生社会づくりに資するため、新たな入居資格を追加することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、行政区が管理する施設の簡易水道の基本料金等について、公益性を鑑み、減免期間を5年間延長することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部改正について」は、水道法の一部改正に伴い、所管省庁に変更が生じたため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市社会体育施設条例の一部改正について」は、笛吹市芦川テニスコートを廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」は、笛吹市若彦路ふれあいセンター本館の所管および笛吹市あぐり情報ステーションの利用区分の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市消防手数料条例の一部改正について」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市ふれあいの家条例の廃止について」は、笛吹市ふれあいの家を除却することに伴い、条例を廃止するものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億3,885万円を追加をし、総額を433億5,631万円とするものです。歳入の主なものは、市税に入湯税現年課税分1,980万円、普通交付税に1億8,765万円、市債に1億2,020万円などを追加をしました。

また、国庫支出金は4,217万円、県支出金は1,322万円、基金からの繰入金は3,996万円減額をしました。

歳出の主なものは、県営畑地帯総合整備事業に1億3,239万円を追加しました。これは、県が令和6年度に実施予定の事業費の一部を国の補正予算第1号で実施することに伴い、市の負担金増額分を追加するものです。

また、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に準じ、保育士等の処遇改善に係る経費を引き上げ、公定価格に反映されることとなったため、私立保育園等の運営に係る施設型給付費等事業や指定管理保育所の石和第四保育所運営事業などに総額1億594万円を追加をしました。

そのほか、県が国の非常勤職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与改定を遡及して行うことから、市においても、会計年度任用職員の給与等を遡及して改定するため、総額4,317万円を追加をしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ4会計において、総額1億6,635万円を追加するものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」および「公共下水道事業会計」において、総額213万円を減額するものです。

続きまして、「令和6年度当初予算案」についてです。

全ての事務事業を徹底的に見直し、真に必要な事務事業の見極めを行うとともに、第二次笛吹市総合計画に掲げる将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた重点施策について、積極的に予算計上をしました。

また、「令和6年度一般会計予算案」についてです。

一般会計予算においては、前年度から29億228万円増加し、総額425億3,279万円を計上しました。

歳入では、市税について、個人住民税の定額減税が行われること、また、固定資産税の評価替えが行われることから、令和6年度の市税収入の減額が予想されるため、前年度比3.7ポイント減の86億8,588万円としました。

一方、地方交付税については前年度比0.1ポイント減の84億950万円で、ほぼ同額を見込みましたが、実質的な普通交付税である臨時財政対策債は、国税の増額が見込まれることから、前年度比65.2ポイント減の6,080万円としました。

また、市債については、国、県補助金の活用をはじめ、学校教育施設等整備事業債、社会福祉施設整備事業債、令和6年度が最終年度となる合併特例債などを充当し、54億3,800万円としています。

さらに、重点事業のほか、市制施行20周年記念事業などの臨時的事業には、今年度も財政調整基金をはじめ、まちづくり基金や公共施設整備等基金などの特定目的基金を積極的に活用することとし、基金から59億4,493万円を繰り入れしています。

歳出では、真に取り組むべき事務事業には積極的に予算を計上したところです。

重点事業のうち、予算額の大きなものとしては、ふるさと納税事業に16億8,970万円、御坂中学校校舎等改築事業に12億6,100万円、なごみの湯改修事業に8億5,338万円および石和中央テニスコート改修事業に4億2,350万円等、37事業に総額56億6,916万円を計上しました。

また、市制施行20周年記念事業として、観光イベント事業に2,946万円等、16事業

に総額6,353万円を計上しました。

次に、「令和6年度の特別会計予算」です。

会計ごと、それぞれの総額を「国民健康保険特別会計」は78億4,828万円、「介護保険特別会計」は69億3,034万円、「後期高齢者医療特別会計」は21億3,147万円、「笛吹市境川観光交流センター特別会計」は7,649万円、「森林経営管理特別会計」は1,830万円とするものです。

また、「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計」など9件の財産区特別会計については、総額を6,891万円とするものです。

次に、「令和6年度の企業会計予算」です。

「水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ18億4,078万円に、資本的収入を6億2,320万円、同支出を10億2,908万円とするものです。

「春日居地区温泉給湯事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ6,984万円とするものです。

「公共下水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ18億9,248万円に、資本的収入を12億9,264万円、同支出を20億3,729万円とするものです。

「簡易水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ3,099万円に、資本的収入を96万円、同支出を193万円とするものです。

また、令和6年度から企業会計として運営する「農業集落排水事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ6,183万円に、資本的収入及び支出をそれぞれ2,808万円とするものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「市道の廃止について」は、周辺地域および沿道土地における土地利用上の変化に伴い、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「山梨県市町村総合事務組合規約の変更について」は、同組合が共同処理する新たな事務に関し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件について、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

---

○議長（古屋始芳君）

これより日程第5 報告第1号を議題とします。

本件については、議案書にありますとおり、学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分についての報告ですので、ご了承を願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時35分といたします。

休憩 午後 2時22分

---

再開 午後 2時35分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案2案が提出されました。

議案第48号 「笛吹市手数料条例の一部改正について」

議案第49号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

これより日程第53 議案第48号および日程第54 議案第49号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出しました案件は、条例案1件、補正予算案1件、合わせて2件です。

はじめに条例案です。

議案第48号 「笛吹市手数料条例の一部改正について」は、戸籍法および地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の徴収事項およびその金額を追加するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

議案第49号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億6,184万円を追加をし、総額を437億1,815万円とするものです。

これは国が令和5年度予備費を活用し、住民税均等割のみの課税世帯を対象に、1世帯あたり10万円を住民税非課税世帯および住民税均等割のみの課税世帯の18歳以下の児童を対象に1人あたり5万円を給付することを閣議決定をし、市では申請受付期間を令和6年4月1日から8月30日までとした上で、速やかに給付するため必要経費を計上するとともに、繰越明許費を設定するものです。

また、令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）に計上し実施している住民税非課税世帯を対象に、1世帯あたり7万円の給付について、申請期間を令和6年4月30日まで延長することに伴い、必要経費を計上するとともに繰越明許費を設定するものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第48号および議案第49号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

このあと常任委員会を開催し、議案審査を行います。

ここで暫時休憩します。

休憩中、所管の委員会において議案第48号および議案第49号の審査をお願いします。

なお、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さまにはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら会議を再開いたします。

休憩 午後 2時40分

---

再開 午後 3時39分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

日程第53 議案第48号および日程第54 議案第49号を一括議題といたします。

先ほど、所管の常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第48号 「笛吹市手数料条例の一部改正について」、市民環境部戸籍住民課の審査において、戸籍証明書等の広域交付について、委員から市民への周知とともに、職員も制度を理解し、しっかりと対応してもらいたいと意見がありました。

以上で、主な説明および質疑・意見等について報告いたします。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第48号 「笛吹市手数料条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第49号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」のうち、総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第49号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」につきまして

は、総務常任委員会と教育厚生常任委員会に分割付託しておりますので、教育厚生常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第48号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結します。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第49号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、両常任委員会に分割付託いたしました議案第49号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結します。

これより議案第49号の採決を行います。

本案に対する両常任委員会の委員長報告は、全て可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

ただいま、議案第49号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）」が議決されましたが、これに伴いまして議案第19号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）」のうち、計数整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議

長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号の計数整理は議長に委任することに決しました。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りします。

明日2月21日から27日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日2月21日から27日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は2月28日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

---

散会 午後 3時49分

令和 6 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 8 日

令和6年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和6年2月28日  
午前10時00分開議  
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第1号—議案第47号(一括上程)

上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	保坂利定
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	17番	小林 始
18番	渡辺正秀	19番	古屋始芳

3. 欠席議員

( な し )

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、農業委員会会長 増田敦君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「市長提出議案 議案第1号から議案第47号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番のとおり行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに、笛新会、海野利比古君の質疑および質問を許可します。

海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

笛新会の海野でございます。

議長の許可をいただきましたので質問に入らせていただきますが、その前に今年の1月1日、石川県能登半島において、最大震度7を観測する大規模な地震が発生しました。「令和6年能登半島地震」と名付けられたこの大震災では、200人以上が亡くなられ、今なお1万人以上が避難生活を強いられています。改めまして、犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。

3期目となる市長選挙への出馬について、山下市長にお伺いいたします。

いつ、どこで起こるか分からない大規模な自然災害に対して、本市においても、防災、減災、強靱化などの取組をしっかりと継続することが重要だと考えております。そのような中、山下市長は、南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害に対し、「防災新時代、命を守るまち

づくり」を掲げ、自助、共助、公助それぞれの強化に取り組んでおられます。特に、その必要性は分かっているにもかかわらず、なかなか取り組むことが難しかった共助力の強化について、地区防災計画の策定などが行われ、発災時の迅速な対応につながるものと期待しているところであります。

平成28年10月、山下市長は県内最年少首長として市長に当選されました。1期目には、八千蔵地域要望事業や、旧NTT用地問題などに早期に道筋をつけられたほか、学童保育施設の整備や笛吹市農業塾の開設など、様々な施策を展開されました。また、平成30年3月には、第二次笛吹市総合計画を策定され、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と掲げ、市の目指すべき方向性を示されました。

山下市長の1期目の任期中である令和2年1月には、国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認されました。国や県において、様々な感染症対策が取られる中、その影響は、市民生活にも大きな影響を及ぼしました。山下市長は、国や県の支援の届かない方々、支援を手厚くする必要がある方々にも独自の支援を行ってこられました。

新型コロナウイルスという未曾有の災禍の中、令和2年10月に再選を果たした山下市長は、いち早く感染の収束後を見据え、市民生活や地域経済の回復に向けた取組にも力を注いできました。その戦略的な取組に、明るい未来を感じ取った市民も多かったことと思います。

山下市長は、市民の期待に応えつつ、笛吹市の魅力向上にも積極果敢に取り組まれてきました。令和3年7月には「FUJIYAMAツインテラス」、令和3年11月には「笛吹みんなの広場」が完成し、市の新たな観光拠点として賑わいをもたらしています。

行財政改革にも積極的に取り組まれておられます。豊富な経験とアイデアを生かしつつ、健全な財政運営と行政の効率化に進められております。市長に就任された平成28年度から令和4年度までの7年間で、市債残高は約122億円削減、基金残高は約31億円増加するなど、大きな成果となって現れています。

本年は、市制施行20周年という節目の年です。山下市長の下で取り組まれた、様々な取組一つひとつが、強固な笛吹市を作り上げたものと感じています。

現在、山下市長は、市の将来像の実現に向けて全力で取り組んでおられます。第二次笛吹市総合計画の基本目標にありますように「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」「幸せ実感到ぎわいあふれるまち」「幸せ実感100年続くまち」の基礎はできたと感じていますが、まだこれがゴールではないと思っています。

さらに市政を前に進め、市民誰もが活躍し、活力に満ち、幸せを実感できるまちとするためには、山下市長の力強いリーダーシップの下、継続して取り組んでいく必要があります。

山下市長には、引き続き市政のかじ取りという重責を担っていただき、市民の声を聴きながら、市民と共に笛吹市の更なる発展に導いてほしいと願っています。

来たるべき市長選挙に向けて、市長のご決意をお伺いいたします。

次に、今議会に上程された令和6年度当初予算案について伺います。

山下市政2期目の最終年度となる令和6年度の当初予算案は、予算額425億3,279万円と過去最大で、市の将来像「ハートフルタウン笛吹」の実現に向けた積極的な予算編成であると、大変期待をしているところです。

一方で、市の健全な財政運営も重要です。先ほど申し上げましたとおり、山下市長は健全な財政運営にも積極的に取り組まれており、抑えるところは抑え、出すところは出す、バランス感覚に満ちた市政運営をされています。

また、ふるさと納税寄附金の寄附額増加に向けた取組など、自主財源の確保にも力を注いでおられます。

そこで、以下4点伺います。

(1) 令和6年度一般会計歳出予算総額は、令和5年度一般会計歳出予算額と比較すると29億228万円増加しています。その主な理由について伺います。

(2) 令和6年度の重点事業として37事業が示されています。その中で、山下市長が特に注力したいと考える事業とその内容、事業費について伺います。

(3) 市では、令和6年度に市制施行20周年記念事業を実施されます。記念事業を通じて、市民の皆さんが市への愛着を深め、市の更なる発展につながることを期待しています。そこで、市制施行20周年記念事業として、どのような事業を予定しているのか伺います。

(4) ふるさと納税寄附金について、寄附金の獲得に向けて市長自ら陣頭指揮を執っていると伺っています。募集に要する経費の厳格化や、自治体間の競争激化など、寄附金の獲得は以前よりも厳しい状況にあります。令和6年度当初予算額は前年度と同額の31億円としています。

この目標額に向けた取組と、目標額に達しなかった場合の財政への影響について伺います。

次に、国土強靱化に向けた取組について伺います。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、被災地に甚大な被害をもたらしています。大規模自然災害に備え、国土強靱化に向けた取組は、より一層重要性を増しています。

そこで、以下9点伺います。

(1) 能登半島地震では、耐震基準が強化された昭和56年より前に建てられた木造家屋の倒壊が目立ち、多数の犠牲者が出ました。住宅の耐震化は、喫緊の課題であると思います。笛吹市では、木造住宅の耐震化のために補助を行っています。これまでの補助戸数と、市内における住宅の耐震化率について伺います。

(2) 能登半島地震では、緊急車両や救援物資を運ぶ車が通る「緊急輸送路」など、被災地につながる多くの道路が地震で寸断されました。発災時に緊急輸送路が通行できない状態になると、物資や災害支援などの人的支援に遅れが生じてしまいます。市内では、どこの路線が緊急輸送路として指定されていますか。また、緊急輸送路の発災による通行止めを防止するための取組と、通行止めなどの通行規制が生じた場合の対策について伺います。

(3) 能登半島地震で大きな被害を受けた地域では、今もなお断水が続いており、被災者からは、特にトイレに関する要望が多く寄せられていると聞きます。そこで、災害時のトイレ対策について伺います。

(4) 南海トラフ地震は、今後30年以内に発生する確率が70%から80%とされており、まさに他人ごとではない状況です。令和5年5月に、県から「山梨県地震被害想定調査結果」が公開されました。南海トラフ地震における笛吹市の最大震度は、どの程度と予想されていますか。

(5) 南海トラフ地震以上の被害をもたらす地震と、その発生確率について改めて伺います。

(6) 笛吹市では、今年度、指定避難所備蓄倉庫の整備が終わり、令和6年度に備品や消耗品の整備を行うこととしています。また、毎年度、備蓄食料や保存水を購入されていますが、山梨県地震被害想定調査結果を踏まえた備蓄となっているのか伺います。

(7) 笛吹市では、市民の避難のみならず、ホテルや旅館の宿泊客や観光客の避難も考えら

れますが、地震発災時の避難先についてどのように考えているのか伺います。

(8) 笛吹みんなの広場は、地震が発生し甚大な被害が発生した場合、自衛隊の災害派遣の拠点として利用することを想定して整備していると思います。また、宿泊者や観光客の多い温泉街の近くにあります。そこで、今後、実災害を想定し、自衛隊の炊き出し訓練や風呂の開設等、市の総合防災訓練に合わせて実施する考えはあるか伺います。

(9) 笛吹市では、大規模自然災害による致命的なダメージを回避するとともに、被害から迅速に回復できるよう、令和2年度に「笛吹市国土強靱化地域計画」を策定されています。国土強靱化地域計画の推進に向けた取組について伺います。

次に、笛吹みんなの広場の使用状況について伺います。

令和3年11月に、様々なイベントが開催できる緑豊かな公園としてオープンした「笛吹みんなの広場」は、そのコンセプトのとおり、多くのイベントが開催されているほか、軽運動を楽しんだり、近くの施設からリハビリのために散歩で訪れたり、多くの方々が様々な使途で利用されています。

また、広場東側には、新たに遊具が設置されることとなり、今後、子育て家庭の利用が増えることが予想されます。

供用開始から2年が経過した中で、広場の使用状況がどのように推移してきたのか、そして主なイベントはどのようなものがあったのか伺います。

次に、市道1-5号線および1-8号線の整備について伺います。

石和温泉の南側の地区は、市部通りや駅前線などの幹線道路網が充実しており、広域的なアクセスに恵まれています。

そのような中、市では市道1-5号線および1-8号線の整備に向け、今年度、設計業務を進めているところであります。

そこで以下、伺います。

(1) 業務の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

(2) 業務を進めていく上での課題について伺います。

次に、新規就農者の確保について伺います。

本市は、桃・ぶどう日本一の郷として果樹を中心に農業が営まれており、果樹農業が織りなす景色は本市の魅力の一つとなっています。

しかし、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、本市でも農林業センサスにおいて、農家戸数が2015年では4,060戸であったものに対し、2020年には3,612戸と減少し、荒廃農地は増加している現状です。

このような現状から、桃・ぶどう日本一の郷や世界に誇れる景色を維持するためには、農業に従事する新規就農者の確保が重要だと考えるが、市の取組について以下、伺います。

(1) 新規就農者の確保に関して、市ではどのような補助金を実施しており、直近3年の交付状況はどのようになっているか伺います。

(2) 補助金の交付を受けた新規就農者の、その後の就農状況はどのようになっているか伺います。

(3) 農業塾では、新規就農相談や果樹栽培に関する講習会を実施しており、担い手の確保にとって重要な役割を果たしていると思いますが、本年度の相談および講習会の実施状況について伺います。また、農業塾を構成している農業委員会、JAふえふきが担う役割について伺

います。

次に、御坂中学校の改築工事について伺います。

御坂中学校の校舎は、昭和46年3月に建設され、これまで耐震改修や空調設備の整備などを実施してまいりましたが、築40年以上が経過し、老朽化が著しいことから建て替えることとし、現在、改築工事が始まっていますが、以下、伺います。

- (1) 改築工事の概要、費用は。
- (2) 浅川中学校は長寿命化による改修工事ですが、改築工事（建て替え）とした理由は。
- (3) 改築工事のスケジュールは。
- (4) 現在の進捗状況は。
- (5) 今回の改築工事における特徴は。
- (6) 今後の校舎等の改修計画は。

以上、伺います。

次に、なごみの湯改修事業について伺います。

笛吹市いさわふれあいセンターなごみの湯は、市の個別施設計画に基づき、令和6年度に改修工事を予定していますが、建設から長い年数が経過していることから不具合箇所も数多く発生していると伺っています。

施設の改修が計画どおりに進捗することを期待しつつ、改修内容について以下、伺います。

- (1) 施設の役割、運営の形態、利用者数の推移について、改めて伺います。
- (2) 施設設置から長い年数が経過し、建設当時とは温泉のニーズも変化していると思いますが、今回の改修に対する基本方針はどのように考えているのか、具体的にどのような改修とするのか、また、改修の事業費、財源について伺います。
- (3) 改修スケジュールはどのような予定か。また、市民生活への影響について伺います。
- (4) 改修後は、施設の利用料金の改定を予定しているのか伺います。

次に、笛吹市高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画について伺います。

本市の高齢化率は、令和3年4月に30%を超え、国の平均を上回っている状況です。今後さらに高齢化が進む見込みで、介護、医療、生活支援、認知症対策などのニーズがますます増えてくることが予想されています。

人生100年時代といわれ、本市においてもこれから高齢化人口が増加していく中で、高齢者のいきがづくりや社会参加を進めるとともに、医療・介護の連携強化や日常生活を支えるサービスの充実は、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて必要不可欠な施策だと承知しています。

このような状況の中、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする笛吹市高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画が策定され、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちを基本理念に、5つの基本目標に沿って施策の展開を図っていくことが公表されました。

そこで、今回の計画について伺います。

- (1) 今後の本市の高齢者人口の推計は。
- (2) 計画策定にあたり、事前に行った市民アンケート調査の結果にみる本市の課題は何か。
- (3) 本市の、要支援、要介護認定者の推計は。
- (4) 高齢者が住み慣れた地域で介護サービスが受けられる地域密着型サービスの整備計画は。

- (5) 計画期間中の年度別介護保険事業費の見込みは。
- (6) 第9期介護保険計画期間の保険料はどうなるのか。

以上、伺います。

次に、児童発達支援センターの設置について伺います。

今定例会の市長の施政方針において、令和8年に本市に児童発達支援センターを設置することが示され、来年度の重点事業の1つとして取り組みを進めることが公表されました。

本市が現在、推進している第4次障害者基本計画および第6次障害者福祉計画、第2期障害児福祉計画においても、障害児支援の充実が基本目標の1つとして掲げられています。

近年、障がいがある子どもに対して、個々の障がいの特性に合わせた保育や訓練などを行う療育の必要性が高まり、保護者からも早い時期からの療育を望む声が聞かれるようになってきました。

そこで、以下について伺います。

- (1) 児童発達支援センターとは、どのような施設でしょうか。
- (2) 本市において、児童発達支援センターの利用対象となる児童は何人いて、今後のニーズについて市はどのように見込んでいますか。
- (3) 児童発達支援センターの設置場所は、どこを予定していますか。また、事業形態は直営でしょうか。
- (4) 開設までのスケジュールはどのようになっていますか。

以上、伺います。

次に、FUJIYAMAツインテラスについて伺います。

FUJIYAMAツインテラス、エントランス施設は、民間事業者に設計、建設、運営を一括して委託するDBO方式を採用し、設計、建設段階から民間の力を活用し、更なる誘客につなげていくとのことですが、今後の活用について以下、伺います。

- (1) 現在行われているエントランス施設完成予定は。
- (2) エントランス施設をどのように今後活用し、集客につなげていくのか。
- (3) 今年度の送迎バスの運行実績と次年度の運行予定はどうなるのか。
- (4) 昨年度設置した環境配慮型のトイレの評判はどうか。
- (5) 冬期の施設運営および防犯対策はどうするのか。

以上、伺います。

次に、インバウンド客の取込みについて伺います。

新型コロナウイルス感染症の分類も5類になり、河口湖周辺には多くの外国人観光客が訪れています。この観光客に当市への訪問を促し、桃狩り、ぶどう狩り、ワイナリー巡りなどを行いながら、石和・春日居温泉郷に宿泊していただくことが必要ではないかと考えます。

そこで、河口湖周辺に訪れているインバウンド客の取込みについて、以下、伺います。

- (1) 現在、石和・春日居温泉郷周辺に訪れているインバウンド客数と、河口湖周辺に訪れているインバウンド客数を把握しているか。
- (2) 河口湖周辺に訪れているインバウンド客を取り込む手法を考えているか。

以上、伺います。

次に、イベント実施について伺います。

山下市長は就任以来、季節を問わず、いつでも訪れたいくなるまち笛吹物語として、イベント

実施に取り組んでいます。特に3年間にわたり花火大会を分散開催するなど、夏のみではなく冬の観光にも取り入れ、年間を通じて集客に取り組んでいると感じます。

しかし、笛吹市の花火大会は長いこと夏の風物詩として定着しており、夏の1日開催を望む声も多く聞かれます。秋開催の川中島合戦戦国絵巻でも観客が見ていても楽しめる動きのある演出や武道家の角田信朗さんを起用するなど、年々ブラッシュアップしていることが感じられます。県の信玄公祭りでも富永愛さんを起用し、夏祭りの相乗効果があったと考えます。

今年は市制20周年の節目の年となります。そこで、今後のイベント実施について以下、伺います。

- (1) 昨年の花火大会を分散開催した際の観覧者数と宿泊者数は。
- (2) 今年度花火大会を1日開催として実施する考えはあるか。
- (3) 花火大会に新たな演出を考えているか。
- (4) 「川中島合戦戦国絵巻」と県の「信玄公祭り」との相乗効果はあったと考えるか。
- (5) 今年度「川中島合戦戦国絵巻」の新たな演出を考えているか。

以上、伺います。ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、海野利比古議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、市長選挙への出馬についてです。

先ほど、笛新会を代表して、海野議員から、私の市政運営について、過分なお言葉をいただきました。誠に光栄であり、大変恐縮をしております。

平成28年11月に、多くの市民の皆さまの力強いご支援を賜り、市長に就任してから7年の歳月が過ぎました。これまでの間、自身の一挙一動、判断の一つひとつが市民生活に大きな影響を与えると常に考え、その責任の重さを感じつつ、市政の発展と住民福祉の向上のため、全身全霊をもって市政運営に努めてまいりました。

本市の基幹産業である果樹農業に大きな被害をもたらしたモモせん孔細菌病の拡大、世界中で度重なる感染拡大の波に襲われ、本市でも市民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼした新型コロナウイルスのまん延など、笛吹市が発足して以来の難局に直面することもありました。これらを乗り越え、今日の笛吹市があるのは、ひとえに議員各位をはじめ、市民の皆さまのご理解、ご協力があったからこそであり、感謝の念に堪えません。

私はこの7年間、「市政は市民の皆様の幸せのためにあるべき」という揺るぎない基本理念の下、市民の皆さまの幸せを第一に、まちづくりを進めてまいりました。

新型コロナウイルスや物価高騰等に対しては、国や県の支援が届かない方々、支援を手厚くする必要のある方々に手当することとして、市独自の支援を行ってきました。市民生活の応援として全市民への商品券の配付、子育て世帯への支援として市内の小中学校および保育所等の給食費の無償化、市内の事業者支援としてPay Payを活用した消費喚起など、その時々状況に応じて、必要と考える取組を進めてまいりました。

私は笛吹市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちにしたいという思いから、就任後直ちに策定した第2次笛吹市総合計画で、市の将来像を「ハートフル

タウン笛吹～優しさあふれるまち～」とし、その実現に向け、3つの基本目標の下、施策を展開しております。

基本目標の1「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」として、子育て世帯の負担軽減を図るため、市内初となる病児・病後児保育所の設置や市立保育所における完全給食の実施、安全安心な教育環境の整備を図るため、給食センターの改修、浅川中学校の長寿命化改修および御坂中学校の改築、教育支援センター「ステラ」の開所、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者に対するごみ出し支援などに取り組んでいます。

基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」として、市の新たな観光拠点となるF U J I YAMAツインテラスや笛吹みんなの広場の整備、さくら温泉通りの賑わい創出を図るイルミネーションの実施のほか、地域農業の維持と発展に向けた農業塾などにも取り組んでいます。

基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」として、「防災新時代、命を守るまちづくり」を具体化するため、地域における共助力の強化に向けた地区防災計画の策定支援、全ての指定避難所への防災備蓄倉庫の整備、南海トラフ地震の被害想定を反映した防災関連計画の策定などを進めています。また、安全かつ快適に公園を利用できるよう、石和小林公園、八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園の遊具等の改修、行財政改革の一環として業務効率化、市民の利便性向上に向けた「書かない窓口」や「キャッシュレス決済」の導入にも取り組んでいます。

令和6年1月15日からは、AIを活用したデマンド交通「のるーと笛吹」の実証運行を開始するなど、新たな技術を活用しつつ、持続可能な公共交通網の拡充に向けた取組も進めています。

このように、市の将来像の実現に向けた施策や事業を着実に展開しながらも、健全な財政運営を行い、費用対効果の低い事業を見直し、市債の発行抑制にも努めており、さらには、ふるさと納税による寄附額の増加などにも積極的に取り組んでまいりました。

その結果、私が市長に就任した平成28年度の決算と令和4年度の決算を比較すると、公営企業会計を含めた市債残高は約122億円削減、基金残高は約31億円増加することができました。また、令和4年度におけるふるさと納税の寄附額は、過去最高の約31億6,301万円と、全国で50番目に高い寄附額となりました。

このように大きな成果が現れていることは、私の思いを共有し、共に市政を推進するという意識の下、職員が一丸となって取り組んでくれたことも大きな理由だと考えております。

私は毎年、職員に期待することを行動テーマとして掲げています。

令和6年の行動テーマは「仕事は想像から始まる」としました。こうしたい、こうなってほしいと思い描くことが、日々の業務の糧となり、こうしてほしいという相手の想いを想像することが、業務の改善につながります。職員には、単に目の前の仕事をこなすだけでなく、市民の皆さまの幸せのために、自分たちに何ができるのかといったことを想像しながら業務に当たってもらいたいと考えています。私は、これからも市民の皆さま、そして職員と共に「ハートフルタウン笛吹」の実現に向け、まい進してまいります。

本年は市制施行20周年という大きな節目の年です。笛吹市は、基礎自治体としての能力を向上させ、市民の皆さまが幸せを実感できるまちとして着実に前進をしています。

峡東地域の果樹農業システムが世界農業遺産に認定されるなど、長年の取組や努力も、しっかりと実を結んでいます。

一方で、市町村を取り巻く環境は厳しさを増しています。少子高齢化や多様化する市民ニー

ズ、産業の振興や雇用の確保、災害対応、原油価格や物価高騰の影響など、様々な課題が依然として存在しており、中でも人口減少対策は待ったなしの喫緊の課題です。

先人の皆さまが築いてこられた笛吹市の、そして市民の皆さまの明るい未来を描くためには、これらの課題にスピード感とチャレンジ精神をもって、対処していかなければなりません。

私の市長としての任期は、残り9カ月です。私に課せられた責務は何かを問い、市民の皆さまの信任を得られたならば、引き続き市長として、「ハートフルタウン笛吹」の実現に向け、粉骨砕身、身を捧げて市政推進に当たらせていただきたく、来たるべき市長選への立候補を決意したところであります。

続きまして、令和6年度当初予算についてです。

まず、令和6年度一般会計当初予算増加の主な理由についてです。

主な増額要因としては、継続事業である御坂中学校校舎等改築事業に9億5,995万円増の12億6,100万円を計上したほか、施設の老朽化に伴い、なごみの湯改修事業に8億5,338万円、石和中央テニスコート改修事業に4億2,350万円を計上しました。

また、児童生徒用のタブレット端末を更新する費用として3億8,291万円、児童手当の支給対象者が令和6年10月から18歳までに拡大されることに伴い、児童手当支給事業に1億1,143万円増の10億5,329万円、公債費においては、借換債に3億5,520万円増の16億6,770万円を計上しました。

次に令和6年度重点事業のうち、特に注力する事業についてです。

御坂中学校校舎等改築事業に12億6,100万円を計上しました。これは、安全安心で快適な学校教育環境を確保するため、老朽化が著しい校舎等を改築するものです。

石和中央テニスコート改修事業に4億2,350万円を計上しました。これは、施設の機能向上と利用者が快適に利用できる環境を整えるためのものです。

新規事業として、後期高齢者人間ドック助成事業に3,314万円を計上しました。これは、後期高齢者の健康寿命を延ばすことを目的に、人間ドックの費用の一部を助成するものです。

また、障がい児支援の充実を図るため、児童発達支援センターの令和8年度の開設を目指して取組を進めます。

さらに、重点事業以外の主な事業として、物価の高騰に賃金の上昇が追い付いていない状況を鑑み、子育て世帯の負担軽減のため、令和6年度は市独自の取組として、小中学校および保育所等の給食費無償化を実施します。無償化に係る経費は総額4億4,458万円です。

次に、市制施行20周年記念事業についてです。

市制施行20周年記念事業として、16事業、総額6,353万円を計上しました。

主な事業としては、石和温泉花火大会において、ドローン300機により立体的な映像を夜空に演出するドローンショーや、石和温泉駅前のロータリーにモニュメントを設置する観光イベント事業に2,946万円を計上しました。

また、市内各所の20年前と現在の同じ場所で撮影した写真を公募し、展示する、写真で見る20年の変化展開催事業に148万円を計上しました。

さらに、20周年の節目として、合併協議時から現在までの市の歩みをまとめた市誌の編さん業務に取り組むこととし409万円を計上しました。

次に、ふるさと納税寄附金の目標額に向けた取組と目標額に達しない場合の財政への影響についてです。

ふるさと納税寄附金の獲得に向け、返礼品として人気の高い、シャインマスカットや桃などの品質向上に努め、世界農業遺産に認定されたブランド力をPRするとともに、ワインやジュエリーなど、年間を通じて提供できる魅力ある返礼品の充実を図り、予算額の31億円に達するよう取り組んでいます。

ふるさと納税寄附金は、貴重な自主財源です。目標に達しない場合、基金積立金が減少しますが、財政運営への影響は少ないものと考えております。

続きまして、国土強靱化に向けた取組についてのご質問のうち、まず補助戸数と耐震化率についてです。

本市では、昭和56年以前に建てられた木造住宅に対する耐震化の支援として、平成17年度から耐震診断および耐震化工事の補助事業を実施しています。

補助事業開始から令和5年1月末時点の耐震診断数は706件、耐震改修戸数は63戸、耐震建て替え戸数は148戸、令和2年度に策定した笛吹市耐震改修計画における耐震化率は、約87.6%です。

今後も、市のホームページや広報紙を通じて、耐震化の啓発活動を行い、住宅の耐震化率向上に努めます。

次に、緊急輸送路についてです。

市内で緊急輸送路に指定された区間がある路線は、中央自動車道、国道20号、国道137号、国道140号、国道411号のほか、県道9路線と市道3路線です。

緊急輸送路が発災により通行止めとなる主な原因としては、土砂崩れや橋梁の落橋などが挙げられます。

これらを防止するため、国や県など各道路管理者が道路施設の防災対策の強化を進めています。

緊急輸送路に限らず、市では、発生時においても避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、県等と連携した砂防の施設等の整備、橋梁の計画的な耐震化および長寿命化、主要幹線道路等の整備などを進めています。

緊急輸送路に通行規制が生じた場合には、国、県および市が連携する中で、その原因の解消と、代替路線の確保を行います。

次に、災害時のトイレ対策についてです。

本市では、大規模災害時に、指定避難所へ仮設トイレを設置するため、事業者と協定を結んでおり、必要となった場合には、直ちに協定先の事業者支援要請を行います。

大規模災害の場合、仮設トイレを使用するためには、し尿の処理が重要であることから、バキュームカーやし尿処理場の確保に向け、近隣自治体や関係事業者と連携体制を構築し、し尿処理体制を確立していきます。

また、仮設トイレ以外のトイレとして、石和南小学校、富士見小学校には、各6基のマンホールトイレの設置が可能です。マンホールトイレは、笛吹みんなの広場に10基設置できるよう、整備をしてあります。

次に、南海トラフ地震における笛吹市の最大震度についてです。

令和5年5月に県が公開をした山梨県地震被害想定調査の結果では、南海トラフ地震の震源が山梨県に最も近い場所で、マグニチュード9.0の地震が発生した場合、市内の最大震度は、石和町の南部と境川町の北部を中心に震度6強と想定されています。

次に、南海トラフ地震以上の被害をもたらす地震とその発生確率についてです。

市内に最大の被害をもたらす地震は、曾根丘陵断層帯地震です。笛吹市に近い場所でマグニチュード7.3の地震が発生した場合、石和町の南部と境川町の北部を中心に震度7となることが想定されています。

また、30年以内の地震発生確率は、1%と想定されています。

次に、山梨県地震被害想定調査結果を踏まえた備蓄についてです。

これまでは、平成17年5月に県が公開をした東海地震被害想定調査の結果に基づき、避難者数約7,300人を基準に必要な備蓄物資の配備を進めてきました。

令和5年5月に公開された山梨県地震被害想定調査の結果では、東日本大震災や熊本地震等の大規模地震での知見から、避難者数は、発災1週間後にピークを迎えると想定され、本市の避難者数は約8千人とされています。

令和6年度からは、報告書に記載のある備蓄物資需要量予測に基づき、南海トラフ地震発災1週間後の需要量に合わせ、備蓄を進めていきます。

次に、旅館の宿泊者および観光客の避難先についてです。

現在、市では、石和温泉旅館協同組合および株式会社シャトレゼリゾート八ヶ岳と、宿泊施設を避難所として提供してもらえるよう協定を締結しています。

地震発災時等は、この協定に基づき観光客等の避難者の受け入れを依頼します。

なお、旅館やホテルが被災し、かつ、他の宿泊施設で収容しきれない場合は、近くの指定避難所で受け入れます。

次に、自衛隊の炊き出し訓練等、市の総合防災訓練に合わせた実施についてです。

市の総合防災訓練は、大規模な地震災害が発生した際に、市民、行政区、消防団員、市職員等が、それぞれ発災直後に行うべき自助・共助・公助の役割を確認し、相互に連携を図りながら速やかな災害応急対応が行えるよう、市全体で訓練することを目的としています。

このため、自衛隊の炊き出し訓練や風呂の開設等は、総合防災訓練とは別の日に開催することを検討しています。

次に、国土強靱化地域計画の推進についてです。

笛吹市国土強靱化地域計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、起きてはならない最悪の事態を回避するため、行政機能や住宅、保健医療など8つの施策分野ごとに、今後必要となる施策を推進方針として整理した上で、強靱化に向けた取組を進めています。

また、その取組が着実に推進されるよう、毎年度アクションプランを策定し、推進方針に沿った指標と、令和7年度までに達成すべき目標値を定め、各年度における具体的な取組内容を明らかにした上で、地域計画の進捗管理を行っています。

今後も国土強靱化地域計画に定めた取組の計画的かつ着実な推進を図り、強靱な仕組みづくり、地域づくりに努めていきます。

続きまして、笛吹みんなの広場の使用状況についてです。

令和3年11月のオープン以降、開催されたイベント数は、令和3年度が7件、令和4年度は24件、令和5年度は12月末時点で41件となり、年々増加をしています。

主なイベントとしては、オクトーバーフェストやフェフキヌーボーフェスタなど、来場者が8千人を上回るイベントのほか、毎年行われているクラシックカーフェスタ、ハワイアンフェ

スティバル、マルスワインまつり、毎月第3日曜日に行われているふえふきマルシェなどがあります。

今後も市のホームページや広報紙などを通じて笛吹みんなの広場をPRをし、様々なイベントが開催できるよう取り組んでいきます。

市道1-5号線および1-8号線についてのご質問のうち、まず進捗状況と今後のスケジュールについてです。

現在、現地調査のほか、関係機関、権利者および沿線関係者と、道路線形、道路幅員、歩道計画など、基本設計に係る協議を進めており、道路線形等の整備計画案の決定後、地元説明会を開催する予定です。

令和6年度は、道路詳細設計業務および用地調査業務などを予定をしています。

次に、事業を進める上での課題についてです。

整備地域は市街地であり、旅館や住宅などの建物が多数あるため、権利者および沿線関係者のご理解やご協力が不可欠であること、また、用地買収費や建物の補償費などの費用が大きくなるのが課題として挙げられます。

着実な事業推進に向け、引き続き関係者と協議をしながら進めてまいります。

続きまして、新規就農者の確保についてのご質問のうち、まず新規就農者に関する補助金および直近3年の交付状況についてです。

新規就農者に関する補助金のうち、新規就農者支援事業補助金は、新たな農業経営者の育成を図ることを目的に、Iターンの新規就農者に1世帯当たり年額100万円、Uターンの新規就農者などに1世帯当たり年額50万円を、2カ年を上限に交付をします。交付実績は、令和2年度が13人に650万円、令和3年度が12人に650万円、令和4年度が12人に700万円を交付しています。

新規就農農業後継者支援金は、農業後継者の定着を図ることを目的に、35歳未満の認定後継者に1世帯当たり月額3万円を、認定の日から5年間または35歳になる日の前月までの短い期間を限度に交付をします。交付実績は、令和2年度が17人に534万円、令和3年度が17人に576万円、令和4年度が17人に558万円を交付しています。

また、令和4年度には、親元就農による経済的な不安を解消することを目的とする親元就農者経営安定支援事業費補助金により、1人に対し100万円を、国の事業で就農後の経営確立や経営発展を支援をする新規就農者育成総合対策事業費補助金により、1件で671万円を交付しています。

次に、補助金交付後の就農状況についてです。

補助金交付終了後は、事業ごとに定められている就農状況報告期間において、就農状況報告書等を提出してもらい、農業を継続していることを確認しています。

なお、補助制度創設の平成22年度から令和4年度までに補助金の交付を受けた新規就農者67人のうち、家庭の事情や病気等により6人が離農をしています。

次に農業塾の相談対応件数および講習会実施状況、農業委員会、JAふえふきの役割についてです。

令和5年度の農業塾の活動実績は、令和6年1月末現在、就農相談など各種相談対応件数が304件、桃の摘果、ぶどうの房作り、摘粒等の果樹管理講習会および剪定講習会など講習会開催数が34回で、延べ1,271人が受講をしています。

農業塾において農業委員会は、規模拡大を目指す農家や新規就農者への農地の紹介や、あつせんを行っています。また、JAふえふきは、各種講習会への指導者の派遣、農機具の貸し出しなど営農支援、農業塾の運営費用の一部を負担しています。

続きまして、御坂中学校の改築工事についてのご質問のうち、まず改築工事の概要、費用についてです。

御坂中学校校舎等改築事業は、令和4年度から令和7年度までの4カ年の計画で、防球ネットの増設、部室棟の改築、屋内運動場トイレの改修、仮設校舎の設置、既存校舎の解体、新校舎の建築、外構の整備、柔・剣道場の改修等を行い、総工事費は約24億7千万円を見込んでいます。

次に、建て替えとした理由についてです。

令和3年度に御坂中学校の既存校舎の構造耐力度調査を行った結果、校舎の躯体等の耐力度が、文部科学省の基準を満たしておらず、安全性が確保できないため、建て替えとしました。

次に、改築工事のスケジュールについてです。

令和5年度の3学期終了後、仮設校舎に引っ越しを行い、令和6年度は既存校舎の一部を解体し、新校舎の建築工事に着手をします。新校舎は、令和7年8月の完成を予定しており、令和7年度の2学期から新校舎での学校生活が始まります。

また、新校舎完成後は、駐輪場や駐車場等の外構整備、柔・剣道場の改修を行い、令和7年度末までに完成をする予定です。

次に、現在の進捗状況についてです。

これまで、防球ネットの増設、部室棟の改築、屋内運動場トイレの改修が完了しており、工事は順調に進んでいます。

現在、仮設校舎設置工事を進めているほか、既存校舎の一部解体について、入札の準備をしております。

次に、今回の改築工事における特徴についてです。

既存校舎は4階建てのY字型ですが、新校舎は3階建ての直方体とします。校舎2階の中央部には、生徒が自習やグループ学習をするための図書室、多目的室およびオープンスペースが一体となった開放的な空間を確保します。

普通教室は、全クラス南向きに配置をし、2階と3階にはベランダを設け、有事の際の避難経路を確保します。

特別支援教室は、生徒の通いやすさ、教職員の見守り等を考慮し、1階に配置するとともに、普通教室での交流学习が行いやすいよう、エレベーターと階段に近い位置とします。

次に、今後の校舎等の改修計画についてです。

令和6年度に予定している御坂中学校以外の改修等は、一宮北小学校および境川小学校の屋内運動場の大規模改修を予定をしています。

今後も、児童生徒の安全安心の確保のため、個別施設計画に基づき学校施設の改修等を行ってまいります。

続きまして、なごみの湯改修事業についてのご質問のうち、まず施設の役割等についてです。

なごみの湯は、市民の健康および高齢者福祉の増進を目的として平成11年に建設をし、今年で25年目を迎えます。

施設の管理運営については、建設から平成17年度までは笛吹市社会福祉協議会へ管理を委

託、平成18年度から平成25年度までは株式会社富士急ビジネスサポート・有限会社ジェネクスJVが指定管理者となり、平成26年度から令和2年度までは市が直営で管理を行い、令和3年度からは笛吹市社会福祉協議会が指定管理者となり現在に至っております。

年間の利用者数は、コロナ禍前の平成30年度は約9万3千人、コロナ禍の令和2年度は約5万7千人まで減少しましたが、令和4年度は約6万8千人、令和5年度は1月末現在で約6万人となっています。

次に、改修に対する基本方針等についてです。

今回の改修については、老朽化した設備を更新をし、機能維持を図ることを基本方針とし、浴槽、洗い場、地下ピット配管やボイラー等の温泉設備に加え、空調、照明、上下水道配管および駐車場等の設備更新を行います。

改修に係る事業費は、総額約8億8,400万円で、財源は社会福祉施設整備事業債と公共施設整備等基金の活用を予定しております。

次に、改修スケジュールと市民への影響についてです。

改修工事については、令和6年7月から着工をし、令和7年3月までの工期を予定しています。改修工事の実施に伴い、令和6年4月から1年間休館となることから、市のホームページや広報紙、案内看板等で休館情報を周知するとともに、利用回数券の有効期限を延長する対応を行います。

市民の皆さまにはご不便をお掛けしますが、休館期間中は他の市営温泉をご利用いただくなど、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、改修後の施設利用料金の改定についてです。

施設の利用料金については、昨今の物価高騰などにより運営コストが上昇していることから、施設改修後の改定を予定しております。

続きまして、笛吹市高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画についてのご質問のうち、まず今後の高齢者人口の推計についてです。

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和5年の2万653人から令和12年にかけて緩やかに減少をし、その後、団塊ジュニア世代が65歳以上になることで増加が見込まれ、高齢者人口がピークとなる令和22年は2万1,229人と推計をしています。

75歳以上の後期高齢者については、令和5年の1万1,492人から年々増加していくことが見込まれ、令和22年には1万1,583人と推計をしています。

次に、市民アンケート結果にみる本市の課題についてです。

計画策定に当たり、高齢者の生活実態や要望等を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を行いました。

調査結果から、外出機会の減少等による転倒の不安の増大、介護者の高齢化等による介護負担の増加、認知症の理解促進、認知症介護ニーズへの対応等が、主な課題であると考えます。

次に要支援、要介護認定者の推計についてです。

令和5年9月現在の要支援、要介護認定者数は3,229人です。計画期間の最終年度である令和8年は3,305人、高齢者人口がピークとなる令和22年は3,688人と高齢者の増加に伴い、年々増加することが見込まれます。

次に、地域密着型サービスの整備についてです。

計画では、在宅介護実態調査において、今後充実してほしいサービスとして要望が多かった、

ヘルパーの相談や訪問をいつでも受けられるサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供事業所を、令和7年度から2カ所に増やすことといたしました。

次に、介護保険事業費の見込みについてです。

計画期間初年度の令和6年度は6億5,598万円、令和7年度は6億7,065万円、令和8年度は6億3,929万円を見込んでいます。

次に、第9期介護保険事業計画期間の保険料についてです。

計画期間中の高齢者人口・要介護認定者数、介護サービス見込み量を推計したところ、第1号被保険者が負担すべき第9期の保険料基準月額が6,473円となりました。しかしながら、物価が高騰している社会情勢にあつて、市民の負担が増加をしないことを第一に考え、介護保険基金積立金を活用し、基準月額を第8期と同額の月額6千円に据え置くことといたしました。

今後も、高齢者が安心して暮らし続けられるよう努めてまいります。

続きまして、児童発達支援センターの設置についてのご質問のうち、まず児童発達支援センターについてです。

児童発達支援センターは、障がいのある未就学児童を日中預かり、日常生活に適応するための療育などを行うとともに、地域の障がい児やその家族に対する相談支援、障がい児を預かる児童発達支援事業所や保育所への助言、指導などを行います。

次に、利用対象者数とニーズの把握についてです。

令和6年1月1日現在、障がいのある未就学児童を日中預かり、日常生活に適応するための療育のみを行う、児童発達支援サービスを利用している未就学児は、36人です。

毎年の利用者数が35人前後であること、利用希望はあるものの事業所に空きがなく利用に至っていない児童などもいることから、対象者は40人程度と推計をしています。

次に、設置場所と事業形態についてです。

設置場所は、法定必要面積および先例の児童発達支援センターの施設規模などから、市有地で必要な面積が確保できる石和ふれあいの家跡地を予定しています。

また、事業形態については、建設費に対して国・県の補助金が活用できること、全国の児童発達支援センターの約8割が民間事業者の運営であることなどから、民間事業者による設置・運営を予定しています。

次に、開設までのスケジュールについてです。

令和6年4月に事業者の公募を開始をし、事業者を決定したあと、笛吹市議会第2回定例会で、建設予定地の無償貸与についてご審議をいただく予定です。

また、事業者が、令和6年度中に国・県の補助金申請手続きを、令和7年度に建設工事を進め、令和8年4月の開設に向け、進められるよう取り組んでいきます。

続きまして、F U J I Y A M A ツインテラスについてのご質問のうち、まずエントランス施設の完成予定日についてです。

完成予定日は令和6年3月29日です。

4月23日には、施設管理者である株式会社JTBと共同で、エントランス施設のオープン記念式典を開催をし、4月25日の送迎バスの運行開始から、一般の方々のご利用が始まります。

次に、エントランス施設の活用と集客についてです。

送迎バスの停留所であるすずらん群生地駐車場に設置をするエントランス施設は、トレーラー

ハウス5台を連結をして、観光案内所、飲食や物販ができる施設を整備します。

観光案内所では、観光案内やSNSを活用して本市の魅力を発信し、市内の観光周遊を促していきます。飲食物販施設では、芦川町の特産品や桃、ぶどうの販売、市のソウルフードのラーほ一などを提供します。

エントランス施設は、日の出を観る早朝ツアーや夜間に星を観るツアーなど、特別なツアーの起点として利用でき、ツアー造成の幅が広がります。

また、施設の運営は株式会社JTBが行うため、国内旅行商品での取り扱いやインバウンドへの宣伝広報が図られ、更なる集客が期待をできます。

次に、今年度の送迎バスの運行実績と次年度の運行予定についてです。

令和5年度は4月26日から11月27日の間、火曜日を除き運行し、乗車人数は2万109人でした。

令和6年度は、エントランス施設を運営する株式会社JTBと送迎バスを運行している笛吹市バス協議会と連携をし、観光客の利便性を高めるため、期間中全ての日で運行する実証実験を実施します。運行体系、運賃については現在協議をしており、運行日は、4月25日から11月28日までを予定しております。

次に、環境配慮型トイレの評判についてです。

送迎バスの乗客だけではなく、多くのトレッキング客からも、臭いや汚れもなく、きれいで使いやすいとの意見をいただいております、これまでに環境配慮型トイレについての苦情はありません。

トイレ清掃については、シルバー人材センターに委託をし、毎日清掃を実施しており、今後も使いやすい環境が保たれるよう管理をまいります。

次に、冬期の施設運営および防犯対策についてです。

エントランス施設は、送迎バスの運行ルートである水ヶ沢林道の冬季閉鎖に合わせて、施設運営を終了する予定です。

冬期閉鎖期間中は、店舗ごとに設置している防犯シャッターを全て閉めるとともに、施設全体が映る防犯カメラを設置をし、防犯体制を整えます。防犯カメラで異常があった場合、株式会社JTBの担当者の携帯電話に通報をし、対応する仕組みを考えています。

続きまして、インバウンド客の取込みについてのご質問のうち、まずインバウンド客数の把握についてです。

宿泊客数は、観光庁の宿泊統計調査を基に把握をしています。直近の調査結果として、令和5年11月の1カ月のインバウンドの宿泊者数は、笛吹市4,672人、富士河口湖町4万340人、山中湖村1万2,246人となっています。

次に、インバウンド客を取込む手法についてです。

観光産業のニュースメディアで読者数が一番多いトラベルボイスによると、海外から英語で検索されている日本の観光、イベントに関する検索ワードランキング1位がマウントフジであることから、笛吹市が富士山周辺地域であることを認知していただけるよう、笛吹市観光物産連盟が運営している海外向け観光情報発信サイトを「マウントフジピーチシティ」のタイトルとし、外国人に検索されやすくなりました。

併せて、石和温泉旅館協同組合にも検索ワードの情報を提供したところ、すでに数社のホームページにマウントフジが付け加えられました。

また、多くの外国人が訪れている富士河口湖町で株式会社JTBが運営している施設「ツーリストベース」に、新道峠から見える富士山のポスターを掲示をし、利用客に本市の魅力を伝えています。エントランス施設のオープンに合わせ、株式会社JTBと連携をして河口湖をはじめとする富士山周辺地域を訪れる方々に、新道峠行きのバスツアーを企画していきます。

さらに、観光庁が地方へのインバウンド消費の波及効果を目的に募集している特別な体験提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業にエントリーし、外国人向けの体験メニューを提供することで、富士山周辺地域を訪れている外国人の方々の石和、春日居温泉郷への宿泊を促進してまいります。

続きまして、イベント実施についてのご質問のうち、まず花火大会を分散開催した際の観覧客数と宿泊客数についてです。

令和5年度の観覧者数は、8月19日、26日を合わせて約5万人であり、宿泊客数はスマートフォンのGPS位置情報に基づく観光客分析によると、19日は約7,200人、26日は約7,900人でした。

次に、令和6年度の花火大会についてです。

現在、市内観光事業者や協賛者にアンケート調査を実施しています。令和6年度の開催は、1日開催が望ましいというご意見も多く、市制施行20周年ということを踏まえ、8月24日、土曜日の1日開催とすることを検討しています。

花火大会ではこれまでに、バイクパフォーマンス、レーザー光線での映像投影、バンドによるライブ演奏など様々な演出を行ってきました。

令和6年度は、観覧者がこれまで以上に楽しんでいただけるよう、打ち上げる花火にテーマを持たせた、花火の構成に物語性を感じる演出に加え、LEDを搭載した300機のドローンがプログラミングされた動きと光のパターンで人々を魅了するドローンショーの演出などを検討しています。

次に、川中島合戦戦国絵巻と県の信玄公祭りとの相乗効果についてです。

県の信玄公祭りは、甲州軍団出陣がメインイベントで、本市が行う川中島合戦戦国絵巻は出陣後の合戦を再現しているイベントです。

令和5年度は、信玄公祭りが川中島合戦戦国絵巻の前の週に行われたため、出陣して合戦を行うという一連のストーリーになったと考えています。

次に、川中島合戦戦国絵巻の新たな演出についてです。

令和6年度は信玄公役、謙信公役に著名人を起用する方向で現在人選を行っています。

また、令和4年度から実施している運動会要素を取り込んだ演出をさらに充実させ、参加者、観覧者も楽しめるイベントとして実施してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

大変、ご丁寧な答弁ありがとうございました。

ここからは、私、再質問ということではなくて、意見として、ちょっと申し述べたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、はじめに、なごみの湯ならびにいちのみやもの里温泉の抜本的な改修工事でございますが、令和6年、7年の2カ年計画で敷地内への建て替え、なごみの湯については建設から25年が経過しての施設の改修を行うということをもちまして、2つの施設が同時に閉館のため、多くの利用者は、みさかの湯を利用すると思われまます。

そこで、みさかの湯は、5時前の利用者が410円、5時以降が310円となっておりますのでございます。多くの利用者からの意見として、2年間を特例として、5時前も310円にしてほしいというふうな意見が多数寄せられておりますので、今後検討をお願いしたいと思います。

先ほどから申しました、市民の皆さんの幸せのためにというふうなフレーズがありますので、ぜひそのへんは市長にご一考をお願いしたいと思います。

続きまして、私も長い間、観光に特化して取り組みをしておりますので、笛吹市の基幹産業である観光についての、私の私見を申し述べたいと思います。

石和・春日居温泉郷は、昭和35年にお湯が湧いてからだいぶ日が経っておるわけですがけれども、昭和35年にお湯が湧いてから10年足らずで日本一の温泉になったことは、皆さまご承知のとおりだと思います。

そこで、更なる今、コロナ禍のために非常に衰退しているわけですが、35年前にはお湯が湧かなかった河口湖周辺にも温泉が湧き、今はインバウンドという、当時想像もできなかったような顧客層が増えてまいりまして、河口湖周辺に今の数字でもあるように約10倍、宿泊客が増えているような状況でございます。

そこで、なんとか石和・春日居温泉郷が逆転ホームランを打つようなことができないかと、私、日夜考えているわけですが、これはあくまでも私の夢でございますので、実現するかどうかということはまた別の問題として、山下市長にも夢を語っていただきたいということで、政治はある部分、夢を語る、先ほども、職員に申しされた、想像から発生していくことが市民のためになるというふうなお言葉もあるようですから、私は常にその夢を語ることが政治の一番大切な部分ではないかと感じております。

それで、一つの夢でございますが、大蔵経寺山の開発を、私ども長い間、北山開発という名前で、石和と、それから春日居のあの地域、旧岡部地区という地区でございますが、その皆さんが今も大蔵経寺山の一部のところで、株式会社コーリングやセブンイレブン・ジャパンのある種、部門の協力を得ながら、あの大蔵経寺の一部を桜の山にしたいということで、長年取り組んできて、私が承知している限り、もう10年ちょっと経って、本当に実生からというか、本当の小枝ぐらいの桜が今、大体、手で測れるくらいの大きさの桜に育っております。

鰻沢の大法師公園も私が25歳のときに、中富町商工会に赴任した折に見たときには、本当にこのくらいの桜がちょこちょこ植わっているような大法師公園でしたが、今行くと一抱えもあるような桜が何千本かあって、山梨県有数の桜の山になっています。

そんなふうなことを踏まえた中で、大蔵経寺山が仮に桜の山になったら石和温泉の景色が一変します。それは「甲州伊沢暁」という浮世絵にもあるように、あの山から見ると富士山がよく見えるんです。富士山、桜、温泉、これはもう観光の本当に良いアイテムになるかと思いますので、ぜひそんなふうな、桜の活動をしている皆さんに応援をしてあげてくださいというふうには思います。

それから、もう1つは、笛吹市にも文化というのが、ものすごくたくさんいろんな文化があ

るわけですが、先だって開催されました第27回「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会の中の状況を申しますと、全国43都道府県、それから海外では台湾からも小中合わせて523校、全部で3万3,909句という投稿があつて、素晴らしい、日本でも有数の俳句会だと伺っております。

中学生、小学生それぞれに文部科学大臣賞まで拝受できるという、全国でも稀な俳句大会であり、この経過を踏まえた中で、これも観光の一助として、これに当選して、一番最大の賞は文部科学大臣賞、それからここにありますように、蛇笏・龍太特別賞まで入れますと10句以上の素晴らしい作品があります。その入選者たちを市が無料でご招待して、石和・春日温泉郷へ宿泊していただく。そうすれば本人は無料でも必ず付添者がいるわけです。ですから、そういうことも踏まえて、この全国に誇れる俳句大会の景品として、ぜひ、もしできましたら、当選者10何人だけでも無料ご招待を市の力でしていただければ、必ずおじいちゃん、おばあちゃん、親、お父さん、お母さん、兄弟まで含めると、もしかしたら1人で5人も6人も泊まっていたことになるかもしれません。そんなことで、ぜひこういうものをですね、観光の拠点にしていきたい。

それから、時間も残り少ないので、もう1つ、1-5号、1-8号線の事業についてでございますが、計画、確かに素晴らしいと思うんですが、何にしても地権者、それから先ほどおっしゃったように建物、旅館も多いというようなことで非常に難しいかと思いますが、昨年3月議会で私どもが修正案を提案した例の、今年度取り止めになりました、芝生広場の轍を踏まないように、必ず地権者および地域の要望を的確に捉えた中で事業をお進めしていただきたいと、切に私は希望いたします。

残り時間が少なくなりましたが、今年、非常に評判のよかつたPay Payに代わる、もう一度、市民一人ひとり1万円の商品券の配付を再考願えれば、全部やっても7億弱でございますので、ぜひそのへんも物価対策として取り組んでいただければありがたいかなと思います。

以上、最後のところは私の思いを述べさせていただきました、誠にお耳障りなこともあったと思いますけれども、ぜひそれに向けて、観光が良くなれば笛吹市全部が良くなるというのは私の持論でございますので、ぜひそのへんお酌み取りいただき、今後の3期目に向けて取り組んでいただきたいということを申し添えて、私の代表質問を終わらせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時40分といたします。

休憩 午前11時28分

---

再開 午前11時41分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

清心会、河野正博君の質疑および質問を許可します。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、清心会の河野正博が代表質問をいたします。

1 問目、笛吹市の財政状況の推移と山下市長の政治姿勢について。

山下市長就任から7年経ちました。山下市長は、「ハートフルタウン笛吹」実現に向け様々な施策を行ってきました。安定した計画的市政運営には、健全な財政であることが必要不可欠です。また、市民の声を真摯に聞き市政に反映する政治姿勢も大事です。以上を踏まえ笛吹市の財政状況と山下市長の政治姿勢について伺います。

(1) 平成28年、約700億円あった市債が令和4年に約567億円、約122億円減少しています。これをどのように捉えているか伺います。

(2) 市債残高減少を目指すあまり、実施した施策が不十分となっていなかったか伺います。

(3) 健全な財政運営のための市債残高について、目標とすべき市債額と市債発行に対する基本的な考えを伺います。

(4) 平成28年度70%を超える将来負担比率が大幅に改善され、令和4年には算出なしとなりました。この結果の評価と今後の予測および方針を伺います。

(5) 基金残高は、平成28年度約164億円、令和4年度約197億円、約31億円増加しています。要因はふるさと納税寄附額の増加と思うが、このことを踏まえ令和6年度の基金額の予測値と、ふるさと納税活用についての基本的な考えを伺います。

(6) 基金運用についての基本的考え方を伺います。

(7) 「ハートフルタウン笛吹」実現に向けて進めてきた事業の成果と課題について、伺います。

(8) 市民の声を市政に反映する「聞く力」の必要性についての見解と市民の声をどのように把握しているのか、その方法を伺います。

2 問目、令和6年度当初予算について。

令和4年度、令和5年度とも一般会計歳出決算額が400億円を超える見込みです。これはコロナ対策費用が含まれていますが、これまでの予算を大幅に上回りましたが、身の丈に合った予算であることが望まれます。以上のことを踏まえ伺います。

(1) 令和5年度一般会計歳出決算額見込みと令和6年度の一般会計当初予算額においてコロナ対策費を除いた、いわゆる真水の令和5年度一般会計歳出決算額見込みと令和6年度一般会計当初予算額について伺います。

(2) 令和6年度一般会計当初予算編成にあたり、主な重点施策と予算額について伺います。

(3) 令和6年度一般会計市税予算額は86億8,588万4千円、令和5年度と比較し約3億3千万円減となっている。この原因と見解を伺います。

(4) 令和6年度一般会計歳入予算において市債54億3,800万円、令和5年度予算と比較し約16億円増となっている。この原因と見解を伺います。

(5) 令和6年度一般会計歳入予算のうち繰入金は59億4,493万1千円で、令和5年度と比較し約16億円増となっている。原資は基金であるが、令和6年度末の基金残高の予測値と見解を伺います。

(6) 令和6年度歳出予算のうち商工費、土木費、消防費が令和5年度の歳出予算と比較し減額となっている。令和6年度の実施予定施策達成への見解を伺います。

3 問目、人口減少に対する施策について。

笛吹市の人口は、2005年7万1,711人を最高に令和5年12月現在6万7,278人と減少傾向は続き、2035年には6万人以下となる予測値もあります。

人口減少に歯止めをかけることは、「ハートフルタウン笛吹」実現に非常に重要な課題であり

喫緊の施策が必要と考えます。笛吹市は人口減少に歯止めをかけるべく、石橋産業導入地区開発による新たな雇用の創出や子育て世帯住宅取得補助事業等、様々な施策を講じています。

しかし、新たな取組も必要であると考えます。以下、伺います。

- (1) 子育て世帯に対する、新たな支援策について伺います。
- (2) 子育てしやすい教育環境を整える施策について伺います。
- (3) 番目は、企業誘致のところで併せて回答いただきたいと思えます。
- (4) 過疎地域も含めた、移住、定住促進事業の成果と課題について伺います。
- (5) 人口減少対策のため、部署横断プロジェクトチームの設立を提案するが見解を伺います。

4問目、小学校、中学校の教育施策と幼児に関する施策について。

笛吹市は、熱心に教育施策に取り組み多くの成果を上げてきたと評価しています。学校給食センター建設事業、学校プール民間活用、教育支援センター事業「ステラ」、子供すこやか部新設、小中学校、保育所、幼稚園の給食費無償化など、私の調査によると過去3年間で15の重点施策を実施してきました。

以上のことを踏まえ伺います。

- (1) 小中学校、保育所、幼稚園の給食費無償化の継続実施を希望します。見解を伺います。
- (2) 各学校の通学路の白線および横断歩道が引き直され、安全な通学路となりつつあります。より一層安全な通学路となるため、令和6年度の施策について伺います。
- (3) ICTを活用した授業が定着してきている。学力向上の成果と課題について、伺います。
- (4) タブレットを授業以外に使用した事件が発生しているが、笛吹市では不適切な使用はないのか、またタブレット使用に関する倫理教育および普段の管理状況について伺います。
- (5) 保護者に高く評価されているプール民間活用事業についての進捗状況と今後の見通しについて伺います。
- (6) 教職員の過労働が全国的に報道される中、令和5年度の笛吹市の教職員の労働時間は改善されているのか伺います。
- (7) 令和6年度笛吹市教職員の「働き方改革」施策について伺います。

5問目、防災関連の施策について。

令和6年元旦、穏やかな新年を迎えていた能登地方に突然大地震が発生、幸せな普通の暮らしが奪われてしまいました。心が折れそうになるような映像を目の当たりにして、改めて防災の大切さを感じました。

また、指定避難場所における人員不足（市役所職員など）が報道されています。人員不足は予測できることで、あらかじめ災害発生前の対策検討が可能な課題です。また能登地震を例にとると福祉避難場所の開設率は、50%以下となっています。福祉避難所も被害を受けています。福祉避難場所について、事前の十分な準備を考えるべきと感じます。

そこで以下、質問します。

- (1) 令和5年度防災重点施策達成状況と主な防災歳出金額の予測値について伺います。
- (2) 令和6年度防災重点施策と歳出予算額について伺います。
- (3) 道路、ガス、水道、電気、通信等のインフラ関連の災害発生後の速やかな復旧について、業者および関係諸団体との事前協議の内容について伺います。

(4) 地区防災計画の進捗状況について伺います。

(5) 障がい者や要介護者等に対応する福祉避難場所までの移動手段、人員配置、福祉避難所運営などについての準備状況を伺います。

(6) 災害発生時福祉施設を福祉避難場所とするだけでは不十分と考えます。指定避難場所の機能に福祉避難場所機能を準備するなどの対応について伺います。

(7) 指定避難場所運営に共助力（行政区力）を活用すべきと考えます。共助力活用の施策について伺います。

(8) 指定避難場所以外の避難場所に民間企業活用を推進すべきと考えます。企業、行政区、市役所の連携を伺います。

6 問目、行政改革への取組について。

行政改革には、2本の柱があります。1つは「市民サービス業務改革」、もう1つは「市役所職員の業務改革」です。「市民サービス業務改革」では、「お悔みコーナー」「書かない窓口」「窓口業務DX事業およびキャッシュレス決済導入事業」等、着実に成果を上げており「ありがたい」と多くの市民から評価をいただいています。「市役所職員の業務改革」については、市役所業務の業務分析は終了し、これを活用し業務改革していくとの回答をいただきました。令和6年1月15日、新たな公共交通「のるーと笛吹」が実証運行されました。高齢化が進む中、大いに期待できるシステムと思います。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

(1) 行政改革の柱である「市民サービス業務改革」「市役所職員の業務改革」についての基本姿勢を伺います。

(2) これまで行った「市民サービス業務改革」の成果と課題について伺います。

(3) 新たな公共サービス「のるーと笛吹」実証運行の状況を伺います。

(4) 「のるーと笛吹」以外で、令和6年度「市民サービス業務改革」の施策について伺います。

(5) 市役所業務の分析に基づく「市役所職員の業務改革」の進捗状況について伺います。

(6) 新たな情報システムの導入による業務改革を検討しているか伺います。

(7) 現在進めている「市役所職員の業務改革」は、単なる人員削減ではなく適材適所、適正な人員の確保、職場環境改善等に繋がっているか伺います。

7 問目、行政区要望について。

令和5年2月の代表質問で行政区要望について質問し、可否判断の明確化と予算の増額および実施率の改善を求めました。令和3年行政区要望の件数は509件、そのうち令和3年度と令和4年度に実施するとの回答は135件、実施率は27%でした。

以上のことを踏まえ、伺います。

(1) 令和4年度の要望件数と令和4年度および令和5年度に実施すると回答した件数および実施率について伺います。

(2) 要望の可否判断の基準と明確な回答は実施できたのか、また回答に対する行政区の反応について伺います。

(3) 令和5年度行政区要望を実施した歳出金額の予測額と令和4年度と比較し、どれぐらいの増額となったか伺います。

(4) 令和5年度未実施だった行政区要望の中で、令和6年度に実施予定の行政区要望件数

と未実施件数および、おおよその実施歳出額予測値および実施率を伺います。

(5) 行政区要望は、市民の切実な願いであり、これに真摯に対応してほしいと考えるが所見を伺います。

8問目、笛吹市経済活性化について。

コロナ渦により、笛吹市の重要な産業である観光業は、大きな痛手を被りました。ようやく令和5年5月コロナが5類へと移行し、観光客も戻り始めました。幸い、ぶどうの主力である「シャインマスカット」は、生産量、価格とも非常に好調に推移しましたが旅館業を含む観光業は、まだまだ予断を許さない状況です。笛吹市は、新道峠展望台整備事業、ハートフルタウン笛吹！商品券事業、笛吹市消費喚起キャンペーン事業、事業者支援金給付事業など経済を好転させるべく様々な経済対策を実施してきました。一定の経済効果はあったと評価できます。そこで伺います。

(1) 令和5年度の笛吹市の経済対策と経済状況について、コロナ渦前と比較し、どの程度好転したか伺います。

(2) 令和6年度、経済をV字回復基調に乗せるための重点施策について伺います。

(3) 「世界農業遺産」に認定されたが、その活用施策について伺います。

(4) 令和6年度「新道峠」「みんなの広場」などを活用した新たな観光施策について伺います。

(5) 果樹を中心とした「笛吹ブランド」確立のための施策について伺います。

(6) 笛吹市の重要な産業である農業と観光の連携施策について伺います。

9問目、企業誘致について。

人口減少対策でも企業誘致の必要性について質問したが、新たな企業誘致は雇用創出、税収増、市経済の活性化等あらゆる面で重要な施策と考えます。そこで笛吹市の企業誘致の施策について伺います。

(1) 石橋産業導入地区について、現在のインフラ完成状況と今後の見通しについて伺います。

(2) 令和元年度から令和5年度までの企業誘致件数と今後の予想について伺います。

(3) 石橋産業導入地区に入居する企業に対して、どのようなインセンティブを準備したのか、また追加の優遇施策は考えているのか伺います。

(4) 過去5年間、石橋産業導入地区に入居した企業の地元採用社員の大きな人数と今後の推移について伺います。

(5) 新たな企業立地促進事業について、検討しているのか伺います。

10問目、公共施設整備事業について。

笛吹市では、公共施設整備計画に従い、計画的に整備事業をすすめています。浅川中学校校舎等改修事業、御坂生涯学習センター整備事業、防災倉庫整備事業(28カ所53棟)、学校給食センター建設事業など「安心、安全、幸せ実感」の笛吹市となるよう事業を進めています。そこで今後予定している公共施設整備計画について、伺います。

(1) 御坂中学校校舎改築事業について、工事内容、工期、予算額について伺います。

(2) 御坂学童保育施設整備事業について、工事内容、工期、予算額について伺います。

(3) 市営温泉設備改修事業について、令和6年度着手となる施設と工事内容、工期、改修予算額について伺います。

(4) 八代総合会館の改修事業の工事内容と工期、予算額について伺います。

(5) 笛吹市の将来にわたる財政予測を踏まえた公共施設整備計画の見直しについて、見解を伺います。

○議長（古屋始芳君）

ここで暫時休憩いたします。

河野正博君に申し添えます。

質問に対する当局の答弁は、再開後に行いますのでよろしくお願いします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時01分

---

再開 午後 1時28分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

清心会、河野正博議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、笛吹市の財政状況の推移と山下市長の政治姿勢についてのご質問のうち、まず市債残高の減少についてです。

市債残高が減少したことは、毎年度、長期財政推計を作成、見直すことなどにより、健全な財政運営を行ってきた結果であると考えています。

次に、市債残高の減少と事業の取組についてです。

総合計画に掲げる市の将来像の実現に向け、必要な事業に取り組んでおり、市債残高の減少を目的として、事業を先送りや未実施としたことはありません。

次に、市債残高の目標値と市債発行に対する基本的な考え方についてです。

市債残高に対する目標値は設定はしていません。

市債は、世代間の負担の公平性、支出の平準化を目的に発行するものであり、まずは、国や県の補助金を活用し、市債発行の抑制を図る中で、有利な交付税措置がある市債を借り入れることを基本的な考え方としています。

次に、将来負担比率が算出されなかった評価と今後の予測および方針についてです。

毎年度、長期財政推計の作成、見直しを行うことで、将来負担比率が算出されなかったことは、健全な財政運営を行ってきた結果であると捉えております。

昨年9月に公表した長期財政推計では、今後も将来負担額を充当可能な財源が上回るため、将来負担比率は算出されない見込みです。

引き続き、本市の身の丈にあった健全な財政運営を行っていきます。

次に、令和6年度末の基金残高の予測値とふるさと納税の基本的な考え方についてです。

令和6年度末の基金残高は、155億8,954万円を見込んでいます。

本市へのふるさと納税の寄附額は、令和4年度が約31億6千万円、令和5年度は30億円に迫るなど高い水準で推移をしており、令和6年度も31億円を目指しています。

今後も、貴重な自主財源であるふるさと納税寄附金が高い水準で推移していけるよう、寄附

金の獲得に向け、取り組んでいきます。

次に、基金運用についての基本的な考えについてです。

各基金条例に基づき、最も確実かつ有利な方法により保管、運用していきます。

次に、「ハートフルタウン笛吹」の実現に向け、進めてきた事業の成果と課題についてです。

第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、市の将来を見据えた長期的視点をもった施策を展開するとともに、迅速な対応が求められる際には、その時々に必要な支援や事業を、スピード感をもって取り組んでまいりました。

子育て世帯の負担軽減を図るため、市内初となる病児・病後児保育所の設置や、市立保育所における完全給食の実施、安全安心な教育環境の整備を図るため、浅川中学校の長寿命化改修および御坂中学校の改築、教育支援センター「ステラ」の開所、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者に対するごみ出し支援などに取り組んでいます。

産業面に関しては、本市が旅の目的地となるよう、FUJIYAMAツインテラスや笛吹みんなの広場を整備するとともに、課題となっていた冬季の観光客の誘致に向け、さくら温泉通りのイルミネーションやクリスマス花火の実施などに取り組んだ結果、季節を問わず、観光客が訪れ、地域に賑わいをもたらしています。また、農業の担い手育成を図るために開設した農業塾は、毎年多くの方が受講をし、本市の農業の技術力向上と担い手確保に寄与しています。

防災面に関しては、自然災害が多発する中、市民の命を守ることが行政の最大の使命であると考え、「防災新時代 命を守るまちづくり」を掲げ、地区防災計画の策定支援や、全ての指定避難所への防災備蓄倉庫の整備などに取り組んでおり、自助・共助・公助それぞれのレベルアップが図られています。

これら、「ハートフルタウン笛吹」の実現に向けた取組を通じ、本市は多分野にわたり大きく前進をしていますが、残念ながら人口減少は依然として進行しており、このままでは、地域経済の縮小や担い手の減少など、様々な社会的問題の発生が懸念をされます。「ハートフルタウン笛吹」の実現のためには、人口減少対策は避けては通れない、最重要課題と認識をしています。

次に、市民の声を聞く力についてです。

市民の皆さまの声を市政に反映させるための「聞く力」は、市民の皆さまの幸せに直結するもので、「ハートフルタウン笛吹」の実現のために必要不可欠なものだと考えています。

これまでも市政の舵取りに当たり重要な局面では、市民説明会などを開催をし、市民の皆さまの声を直接聞く機会を設けてきました。また、普段から市長への手紙を通じて、市政に対する意見や提案、要望などをいつでも受け付け、市民ニーズを把握するとともに、スピード感ある市政の実現に向け、取組を進めています。さらに、毎年度、市内の各行政区から、道路や水路の改修工事などについて地区要望を受け付け、緊急度などに応じて優先順位を付けた上で、事業を実施しています。

市の意思決定に当たっては、独善に陥ることがないように、職員との協議の場を設け、十分に議論を交わしたあとに、判断を下しています。

これからも市民の皆さまの声を第一に、職員とともに、全力で市政運営にまい進してまいります。

次に、令和6年度当初予算についてのご質問のうち、まずコロナ対策費を除いた令和5年度一般会計歳出額の見込みと令和6年度一般会計歳出予算額についてです。

コロナ対策費を除いた令和5年度一般会計歳出決算見込額は約404億円です。また、令和6年度一般会計当初予算には、コロナ対策費は計上しておらず、歳出予算額は425億3,279万円です。

次に、主な重点施策と予算額についてです。

御坂中学校校舎等改築事業に12億6,100万円を計上しました。これは、安全安心で適正な学校教育環境を確保するため、老朽化が著しい校舎等を改築するものです。

石和中央テニスコート改修事業に4億2,350万円を計上しました。これは、施設の機能向上と利用者が快適に利用できる環境を整えるためのものです。

新規事業として、後期高齢者人間ドック助成事業に3,314万円を計上しました。これは、後期高齢者の健康寿命を延ばすことを目的に、人間ドックの費用の一部を助成するものです。

また、障がい児支援の充実を図るため、児童発達支援センターの令和8年度の開設を目指して取組を進めます。

さらに、重点事業以外の主な事業として、物価の高騰に賃金の上昇が追い付いていない状況を鑑み、子育て世帯の負担軽減のため、令和6年度は市独自の取組として、小中学校および保育所等の給食費無償化を実施します。無償化に係る経費は総額4億4,458万円です。

次に、市税が令和5年度と比較して減額している原因と見解についてです。

減額している主な要因は、定額減税による個人住民税の減および固定資産税の3年に一度の評価替えによる減を見込んでいるためです。

なお、定額減税の減収見込額分3億2,067万円については、全額、地方特例交付金として交付されます。

次に、市債が令和5年度と比較して増額している原因と見解についてです。

増額している主な要因は、御坂中学校校舎等改築事業やなごみの湯改修事業、石和中央テニスコート改修事業などの普通建設事業が令和5年度に比べ、12億9,994万円増加しているため、また、借換債が3億3,500万円増加しているためです。

長期財政推計において、令和6年度の市債発行額は61億500万円としていることから、想定範囲内であると考えております。

次に、令和6年度の基金残高の予測値と見解についてです。

令和6年度末の基金残高は、前年度比28億2,750万円減の155億8,954万円となる見込みです。

適切な予算執行管理を行う中で、基金残高の維持に努めていきます。

次に、施策達成への見解についてです。

重点事業をはじめ、市の将来像の実現に向け、必要な事業に予算を計上しています。

令和6年度に予定している事業については、早期の執行および年度内の着実な完了に努めていきます。

続きまして、人口減少に対する施策についてのご質問のうち、まず子育て世帯に対する新たな支援策についてです。

本市では、市内初となる病児・病後児保育所の設置、保育所の民営化、市立保育所における完全給食の実施、子どもすこやか医療費の対象年齢の拡大、子育て世代への住宅取得補助金など、ハードおよびソフトの両面から、子育て世帯に対する支援策を展開してきました。

また、子育て環境が多様化する中、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、

令和4年4月に「子供すこやか部」を創設をし、子育て支援の充実にに向けた体制強化を図りました。

現在、子育て支援課では、児童福祉機能と母子保健機能の両者が連携をしながら子育て世帯への支援を行っており、この包括的な支援体制をさらに強化するため、令和6年4月1日に、課内に「こども家庭センター」を設置をします。

こども家庭センターには、児童福祉と母子保健の業務を統括する統括支援員を配置します。支援を必要とする子どもや妊産婦、子育て世帯への支援計画をまとめ、関係機関との連携、調整などを行いながら、家庭の状況に応じた、きめ細かな支援を行っていきます。

次に、子育てしやすい教育環境を整える施策についてです。

子育てしやすい環境整備として、令和6年度は、御坂地域において分散している学童保育クラブを集約し、一体的な保育を行えるよう、新たな学童保育施設を建設するとともに、学童保育施設がない芦川地域には、子育て環境の充実に図るため、新たに学童保育施設を設置します。

また、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、学童保育クラブと放課後子ども教室を連携して実施する放課後子ども総合プラン推進事業に取り組んでおり、現在、地域の参画を得る中で、学習支援や体験教室を実施しています。

令和6年度は、長期休暇中の実施内容を充実させ、子どもたちの健全育成を図ります。

さらに、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食の時間を安心かつ楽しく過ごせるとともに、お弁当を作る保護者の負担軽減が図られるよう、市内全ての学校においてアレルギー対応による除去食の提供に取り組むべく、石和中学校と春日居学校給食共同調理場を改修をし、除去食を提供する環境を整備する予定です。

次に、過疎地域も含めた移住定住促進事業の成果と課題についてです。

子育て世代住宅取得補助金の交付実績のうち、市外からの転入は、制度を開始した平成30年度の16件に対し、令和5年度は1月末現在で35件に達しており、著しく増加が見られます。

また、移住支援金についても、令和3年度の2件に対し、令和5年度は、1月末現在で9件と増加しており、芦川地区への移住も1件ありました。

これらの支援策のほか、本市では、令和4年度から企画課内に移住・定住コンシェルジュを1人配置しています。さらに、令和5年度から地域活性化起業人制度を活用し、民間企業からの派遣により移住コンダクターを配置をし、移住定住の促進に向け、体制強化を図っています。

市役所窓口や、都内で開催される移住フェアなどでの相談件数は増加しており、笛吹市への関心は高まっているものと考えます。

人口減少が進む中、特に若者世代の移住定住の促進は喫緊の課題と認識しており、令和6年度には、奨学金返還支援事業の創設やVRやメタバースなどのインターネット環境を活用した新たな移住定住策を展開する予定です。

芦川地区などの過疎地域において、思うように移住が進んでいない要因として、移住者が希望する不動産物件が少ないこと、生活の利便性や人間関係の構築に対する不安があることなどが挙げられます。

現在、芦川地区における空き家の実態調査を実施をし、所有者に対し利活用の意向確認を進めています。

今後は、こうした情報も有効に活用する中で、空き家対策事業と連携した空き家バンクの推進に取り組むとともに、移住者と地域住民とのコミュニティ形成の場を整備することにより、

安心して移住できる環境づくりを進めてまいります。

次に、人口減少対策に向けた部局横断のプロジェクトチームの設立についてです。

人口減少は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の増大等、社会、経済や市民生活への多岐に渡る深刻な影響が懸念をされます。

人口減少に歯止めをかけるため、部局横断のプロジェクトチームを立ち上げ、様々な視点から知恵を出し合い、庁内一丸となって取り組むことも有効な手段の一つと考えます。

今後、他自治体の事例などを参考にすることで検討してまいります。

続きまして小学校、中学校の教育施策と幼児に関する施策についてのご質問のうち、まず給食費の無償化についてです。

令和5年度に行った小中学校および保育所等の給食費の無償化は、国の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援に係る交付金を活用したもので、本市の子育て世帯の負担軽減に大きな効果があったものと考えます。

国は、令和5年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」の中で、学校給食の無償化実現に向けて、課題等整理した上で具体的な方策を検討するとしていますが、令和6年2月現在、具体的な方策は示されていません。

一方、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない現状にあって、子育て世帯の負担軽減は、引き続き取り組まなければならない課題であると認識をしています。

本市では、このような現状を踏まえ、令和6年度については、市独自の取組として、小中学校および保育所等の給食費の無償化を実施をします。

令和7年度以降については、社会情勢を見極めた上で、国の動向等を踏まえ検討してまいります。

次に、安全な通学路のための施策についてです。

本市では、警察や道路管理者、学校、PTA等と連携する中で、毎年度、通学路の合同点検を行い、横断歩道や防護柵、路面表示の設置など、様々な安全対策を講じています。

令和6年度も同様の取組を実施をし、児童生徒の通学路における安全確保に取り組んでいきます。

次に、ICTを活用した学力向上の成果と課題についてです。

小学校では全学年に、AIが児童の理解度に応じて問題の難易度を自動調整する機能などを有するデジタルドリルを導入しています。一人ひとりの習熟度に応じた指導が可能になり、基礎的な知識や技能の習得につながっています。令和6年度には、中学校へのデジタルドリルの拡大を検討しています。

家庭学習におけるタブレット学習も行っていますが、十分に普及しているとは言えない状況であることから、今後、活用の推進を図っていきます。

次に、タブレットに関する不適切な使用と管理状況についてです。

大きな問題や事件になるような事案は発生はしていませんが、利用に当たって、不適切な検索を行う児童生徒がいます。市では検索ワードの監視を行っており、発見した際には、学校と連携をとりながら指導をしております。倫理教育について、各学校では人を傷つける書き込みをしないことやルールに沿った使用をすることなど、情報モラル教育を行っております。

また、児童生徒用のタブレット端末には、フィルタリングソフトを導入し、夜間の使用制限や不適切なサイトへのアクセス制限などを行っています。

次に、プールの民間活用事業の進捗状況と今後の見通しについてです。

プールの民間活用事業については、現在、石和南小学校、石和北小学校および石和東小学校の3校で行っており、高評価を得ております。

今後の学校プールの在り方については、市内外の民間プールや市営プールの活用、学校へのインストラクターの派遣なども検討しております。

次に、令和5年度の教職員の労働時間についてです。

教育委員会では、各学校から教職員の勤務状況の報告を受け、指導や助言を行っています。

令和5年4月から令和6年1月までの間で、時間外在校時間が月80時間を超えた教職員の割合は7.7%です。同時期の令和3年は12.2%、令和4年は9.2%と年々減少しており、改善されつつあると考えております。

次に、教職員の働き方改革についてです。

本市では、これまで教職員の働き方改革として、勤務時間管理の徹底、学校閉庁日の設置、児童と向き合う「きずなの日」の推進、会計業務の効率化、行事や会議の見直し、ICTを活用した業務改善、部活動指導員等の外部人材の活用、時間外の音声案内機能の設置等に取り組んできました。

令和6年度は、これらの取組を継続するとともに、部活動指導の負担軽減のため、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けて取り組んでいきます。

次に防災関連の施策についてのご質問のうち、まず令和5年度の防災に係る重点事業と決算見込についてです。

令和5年度の防災に係る重点事業は4事業です。

このうち、地区防災計画および、わが家の災害時行動計画策定支援事業、防災備蓄倉庫整備事業は、年度内に完了をし、歳出の決算見込額は8,875万円です。

防災関連計画策定事業は、令和6年能登半島地震を受け、新たな災害対応について、地域防災計画の緊急点検および見直すよう国から通知があり、今後、計画の修正等が必要となるため、事業費3,180万円を令和6年度に繰り越し、見直しを行います。

また、防災行政無線高度化事業は、部品調達の遅延により、年度内完成が困難なため、事業費2億9,333万円を令和6年度に繰り越ししました。

次に、令和6年度の防災に係る重点事業と歳出予算額についてです。

継続事業の防災備蓄倉庫整備事業に7,155万円、防災行政無線高度化事業に2億9,333万円、新規事業の地震ハザードマップ整備事業に123万円、まちごとハザードマップ事業に102万円を計上をしました。

令和6年度の防災に係る重点事業の歳出予算合計額は、4事業で約3億6,713万円です。

次に、応急復旧に関するインフラ関連業者および関係諸団体との事前協議の内容についてです。

市は、災害発生後の応急復旧のため、道路の復旧については、笛吹市沿岸建設安全推進協議会や笛吹市舗装協会と道路の機能確保および復旧について協定を締結しています。

ガスについては、山梨県LPガス協会笛吹地区と災害時のLPガスの供給について協定を締結しています。

水道については、笛吹市管工事組合と水道施設等の機能確保および復旧について、第一環境株式会社と災害時の応急給水等について協定を締結しています。

電気については、東京電力パワーグリッド株式会社と電力の早期復旧について協定を締結しています。

通信については、県が東日本電信電話株式会社と通信設備の早期復旧について包括的連携協定を締結しています

次に、地区防災計画の進捗状況についてです。

令和5年度は、土砂災害警戒区域内の行政区から芦川の4行政区をモデル地区として、地区防災計画の策定を支援をし、令和5年12月に完成をしました。そのほか、現在、2行政区の計画作成を支援しており、この2行政区を含めると、16行政区の計画が策定されます。

次に、福祉避難所までの移手段等の準備状況についてです。

障がい者等の避難行動要支援者については、現在、個別避難計画の作成を進めています。計画では、要支援者一人ひとりに避難支援等実施者を定め、災害発生時、要支援者の移動を含む避難行動をご支援いただくこととしています。

福祉避難所の人員配置および運営については、公共施設8カ所を福祉避難所に指定をし、必要な備品を準備しております。

次に、指定避難所への福祉避難所機能の準備についてです。

指定避難所への要支援者の避難を想定をし、指定避難所に福祉避難スペースの設置を考慮しており、現在、策定中の笛吹市地域防災計画に記載しています。

また、発災時、要支援者が福祉事業所に避難できるよう、福祉事業所を福祉避難所として指定するための協定の締結に向けて取り組んでおります。

次に、指定避難所運営における共助力の活用についてです。

本市では、災害時に指定避難所を開設、運営するため、各行政区から選出された住民、施設管理者と市職員で構成する指定避難所運営委員会を設置し、年2回会議を行っております。発災直後は、市職員および施設管理者が指定避難所を開設しますが、避難者の受け入れができたところで、行政区や避難者に主体的に避難所運営に協力をいただけるようお願いをしています。

また、地区防災計画の作成を支援する際、行政区が指定避難所の運営に携わることを説明しながら、計画の中に記載をしています。

今後も避難所運営委員会と地区防災計画策定支援を通して、行政区との共助力の醸成を図ってまいります。

次に企業、行政区および市の連携についてです。

本市では、発災時における事業所の駐車場やトイレの使用、宿泊施設への避難者の受け入れなど、これまで46の事業者と協定を締結してきました。

令和5年度は、行政区からの申し出により、企業、行政区と市の3者による一時避難場所の提供に係る協定を初めて締結をしました。

今後は、企業と市だけではなく、行政区を含めた協定の締結も進めていきます。

続きまして、行政改革への取組についてのご質問のうち、まず業務改善に係る基本姿勢についてです。

本市では、令和4年3月に策定した「第5次笛吹市行財政改革大綱」に基づき、行財政サービスが現状に即したものであるか検証しながら、事務事業や仕事のやり方、考え方を見直すとともに、職員の意識改革や能力向上を図り、効果的、効率的な行財政運営を推進しています。

また、市民の安全、安心や利便性の向上、行政内部の効率化を実現するため、既存のICT

や新たな技術を取り入れDXの推進を図っています。

次に、市民サービスに関わる業務改善の成果と課題についてです。

令和5年6月、市ホームページの利用者が問い合わせを簡単に入力することで、その答えや目的のページの検索がしやすくなる「AIチャットボットシステム」を導入しました。ゴミの出し方や引っ越し時の手続き、コロナ関連の質問など、令和6年1月末までに5,632件の利用がありました。

また、戸籍住民課の窓口では、令和5年10月に「キャッシュレス決済」を、令和6年1月に「書かない窓口」を導入しました。キャッシュレス決済は窓口に来られた約13%の方が利用しているほか、書かない窓口は、来庁者が何度も同じ情報を記入することがなくなり、特に、高齢者や外国人、小さなお子さまを連れてきた方から「手続きがスムーズだった」「サインの記入のみで楽だった」などの好評を得ています。さらに、戸籍証明書のコンビニ交付を開始をし、来庁しなくても取得できる証明書の拡大を図りました。

これらの取組は、そのどれもが市民サービスの充実と利便性向上になっています。

一方で、目まぐるしく変化する社会の中、市民の皆さまのニーズも高度化・多様化していくことから、時代の変化を的確に捉えつつ、現状の行政サービスが市民ニーズに即したものになっているか検証していく必要があると考えます。

次に「のるーと笛吹」の実証運行の状況についてです。

令和6年1月15日に実証運行を開始してから、2月15日までの約1カ月間で、利用登録者数は1,634人、利用者数は479人に達しました。1日あたりの利用者数は17.7人であり、市営芦川バス、境川巡回バス、デマンドタクシーみさかルートおよびデマンドタクシーふじみルートそれぞれの令和4年度における1日あたりの利用者数を上回っています。令和7年度からの本格運行に向けて、順調な滑り出しと捉えております。

次に、令和6年度の市民サービスに関わる業務改善についてです。

令和6年4月に、税務課、収税課、国民健康保険課、障害福祉課、介護保険課、子育て支援課および保育課の7課に「書かない窓口」を、税務課、収税課および各支所に納税証明書や住民票など各種証明書を取得する際の手数料の「キャッシュレス決済」を導入します。

また、チャイルドシートの貸与事務の所管課を、市民活動支援課から子育て支援課に移管することで、子どもに関わる業務を一元化し、来庁者の負担軽減を図ります。

そのほか、防災行政無線の音声放送の内容を聞くことができ、かつ、災害時の避難情報、避難所の開設状況、土砂災害の危険度などを確認できる防災アプリを導入し、災害時の情報伝達のマルチ化、風水害時における屋内への情報伝達の向上を図ります。

次に、市役所の業務改善の進捗状況についてです。

業務改善計画書に基づく取組を進め、業務効率化が図られるよう、毎年度、各課において、振り返りを行った上で計画を見直しており、その計画が滞りなく進められるよう、政策課において進捗管理を行っております。

各課における業務改善は着実に進んでおります。例を挙げると、紙の申請書の内容をシステムへ登録する作業について、事務負担を軽減するRPAを活用した結果、当該登録作業に当たる業務時間が、税務課では約20%、障害福祉課では約40%削減できました。

また、令和4年度から導入したAI議事録作成支援システムは使用頻度が高く、令和5年4月から令和6年1月までの使用件数は延べ348件であり、業務時間を約450時間削減できま

した。

削減した時間は、窓口におけるきめ細かな住民サービスの提供や、既存事業の改善や見直しの検討、就業環境の改善などに活用しています。

次に、新たな情報システムの導入についてです。

市立保育所において、保育士の負担軽減や業務効率化を図るため、登園や降園の管理、園での様子の記録、保護者への連絡等をシステムで行う保育所ICTシステムを導入します。保育士が保育に注力できる時間を確保し、保育の質の向上が図られるとともに、安全安心な保育の提供にもつながります。保護者にとっても、欠席の連絡を電話ではなく、アプリで行えるようになるため、利便性が向上します。

また、システムが気象情報や土砂災害警戒情報、現場の情報などを集約をし、分析判断することで、避難勧告等の発令業務を支援する発令判断支援システムを導入します。避難勧告の遅延による避難の遅れを防止することができます。発令は、市のホームページや防災無線放送等、指定した情報ツールに一斉送信することができ、情報を受けやすくなります。

次に、業務改善に伴う、職員の適材適所な配置等についてです。

令和2年度から令和3年度にかけて行った業務分析結果に基づき、業務内容や手順の見直しを行い、職員一人ひとりの経験や特性を考慮した人員配置や組織体制の最適化を進めています。

令和6年4月には、市として一定基準で設計および工事の執行を行い、コストの抑制を図るため、管財課に営繕担当を新設します。

また、執務室内の職場環境の改善を図るとともに、職員の事務効率を向上させるため、令和6年度から令和8年度にかけて、市役所執務室内のロッカーや机の入れ替え等を行います。

続きまして、行政区要望についてのご質問のうち、令和4年度の要望件数等についてです。

令和4年度の要望件数594件に対し、令和4年度および令和5年度に実施すると回答した件数は189件で、実施率は31.8%です。

次に、要望の可否判断の基準等についてです。

要望の件数が特に多い農林土木課および土木課については、これまでの現場確認に加えて、実施の必要性、緊急性など、11項目を点数化した評価基準を用いて、優先順位付けを行い、実施の可否を判断しています。

また、「実施する」以外の回答の場合は、判断理由等を記載し、行政区が要望提出の適否判断の一助となるよう、分かりやすい回答に努めています。

なお、回答内容に対して、現時点では行政区からのご意見はありませんが、回答の送付時期を早めてほしいとの要請があったことから、令和5年度の回答分から時期を早め、令和6年2月中に行政区へ回答を送付します。

次に、令和5年度行政区要望を実施した決算見込額と令和4年度決算額との比較についてです。

行政区からの要望に係る、令和5年度の決算見込額は3億6,500万円で、令和4年度の決算額3億5,800万円と比較して、700万円の増額となっています。

次に、令和5年度未実施だった行政区要望のうち、令和6年度に実施予定の要望件数等についてです。

令和4年度に要望したものの令和5年度に実施されなかった要望のうち、令和5年度に再要望されたものは288件です。このうち令和6年度に実施予定の件数は59件、実施できない

件数は229件で、実施率は20.4%です。歳出予算額は1億2,300万円です。

次に、行政区要望についての所見についてです。

行政区からの要望は、身近な道路や水路の修繕など、暮らしに密接に関わる切実な市民の声であるため、引き続き補助事業なども積極的に活用しながら、その必要性や緊急性に応じて、適切かつ迅速に対応していくことが必要であると認識をしております。

なお、行政区に対しましては、県内最大規模の行政区運営交付金をはじめ、コミュニティ施設整備事業費補助金、自主防災組織防災設備整備費補助金、コミュニティ施設水質浄化事業補助金を交付するなど、様々な角度から支援をしています。

続きまして、笛吹市経済活性化についてのご質問のうち、コロナ禍前と比較した本市の経済状況についてです。

日本銀行甲府支店では、令和6年1月における県内の個人消費は、物価高の影響を受けつつも1年前と比べて回復しているとしています。

本市の主幹産業の一つである農業については、JAふえふきの販売高が、販売単価の上昇などにより令和元年の128億円から令和5年には173億円に増加しています。

また、観光業については、観光庁が発表している宿泊旅行統計調査によると、本市の令和5年11月の延べ宿泊者数は4万9,611人で、コロナ禍前の令和元年11月の4万7,340人に比べて2,271人増加しており、回復の兆しが見えます。

次に、地域経済に関わる重点施策についてです。

重点事業としてFUJIYAMAツインテラスへの誘客を加速させ、笛吹市の観光客の集客を図る新道峠展望台活用事業、果樹農業やその景観を活用し誘客に繋げる世界農業遺産認定活用事業、空き店舗を解消し、飲食店の出店を促す空き店舗活用促進事業、市内の雇用を創出する企業立地促進助成事業を行い、市内経済の活性化を促進していきます。

次に、世界農業遺産の活用施策、農業と観光業の連携施策についてです。

市場や百貨店におけるトップセールスや消費宣伝活動などを通じて、本市の桃やぶどうなどを世界農業遺産の地で生産された果実としてPRし、認知度や価値の向上を図っていきます。

また、世界農業遺産に関連した、果樹の農作業体験やワイン醸造の体験などを行う周遊ツアーの造成や教育旅行の誘致など、世界農業遺産を活用した農業と観光の連携を図り、桃、ぶどう日本一の産地である本市への誘客につなげていきます。

次に、FUJIYAMAツインテラスや笛吹みんなの広場などを活用した新たな観光施策についてです。

新たな観光施策として、FUJIYAMAツインテラスのエントランス施設を特別なツアーの起点として利用をし、様々なツアーを実施していきます。

早朝には富士山の日の出を観るツアーや、夜間には星を観るツアーなど、エントランス施設の運営を行う株式会社JTBと共同し実施をしていきます。

また、笛吹みんなの広場を利用し、5月には子どものいる家庭を対象とした参加型イベント「笛吹みんなの大合戦」の実施や、9月には民間企業との合同で開催をする子ども向けイベント「笛吹みんなの秋休み」、さらに12月には笛吹市ワイン会と連携した笛吹市産ワインのPRイベントを計画しております。

このほか、民間企業によるオクトーバーフェスト、ハワイアンフェスティバル、フエフキヌーボーフェスタなどの開催が予定をされております。

次に、果樹を中心とした笛吹ブランド確立のための施策についてです。

今年度は、J Aふえふきと共同で東京大田市場、豊洲市場、大阪本場市場に加え、新たに名古屋中央市場においてトップセールスによる消費拡大宣伝を実施をしました。

市場関係者との意見交換では、日本一の生産量を誇る本市の桃やぶどうは、広く市場関係者、消費者に認知をされ、笛吹ブランドとして出荷量、品質、価格も安定しており大変好評を得ているとの評価をいただきました。

今後も、農協や市場と協力する中で、国内のみならず海外にも一層の消費宣伝と販売促進活動を行うとともに、世界農業遺産の地で生産された果実として、他の産地との差別化を図り、笛吹ブランドの価値の向上を図っていきます。

続きまして企業誘致についてのご質問のうち、まず石橋産業導入地区のインフラについてです。

令和3年度から計画的にインフラ整備を実施しており、これまでに水道管の布設は724メートル、下水道管の布設は1,265メートル、市道の拡幅は830メートル、行っています。

今後も入居企業の募集を行い、企業立地が図られるよう、インフラ整備を行います。

次に、企業誘致数と今後の予想についてです。

令和元年度に1社、令和3年度に1社、令和4年度に1社、合計3社が操業を開始しました。

現在、2社が令和6年度中の操業を目指し造成工事を行っており、また、2社から入居に向けた相談を受けています。

次に、企業誘致のインセンティブ、追加の優遇施策についてです。

企業誘致のインセンティブとして、入居企業に対して最大10億円の助成金を交付する企業立地促進事業助成金交付要綱、固定資産税の課税を免除する地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定しています。

また、砂原橋および周辺道路を整備し、笛吹八代スマートインターチェンジや新山梨環状道路へのアクセスの向上による物流の効率化を図っています。

追加の優遇施策については、県や他市の状況を注視しながら検討してまいります。

次に、地元採用社員の人数と今後の推移についてです。

石橋産業導入地区には全体で657人の従業員が勤務しており、180人が地元採用社員です。

今後は、入居企業が増えることにより地元採用社員も増加すると考えております。

次に、新たな企業立地促進事業についての検討についてです。

製造業などに関しては、石橋産業導入地区への誘致を引き続き進めてまいります。

また、企業立地促進事業助成金の対象施設に上質な宿泊施設を追加をし、観光消費額の増加や地域ブランド力の向上が期待をされる企業の誘致も可能としました。

続きまして、公共施設整備事業についてのご質問のうち、まず御坂中学校校舎改築事業についてです。

令和4年度から令和7年度までの4カ年の計画で、防球ネットの増設、部室棟の改築、屋内運動場トイレの改修、仮設校舎の設置、既存校舎の解体、新校舎の建築、外構の整備、柔・剣道場の改修等の工事を行います。

令和6年度は、現在の校舎の一部を解体をし、新校舎の建設に着手をします。

予算額は、工事費約24億7千万円を含め、総額約30億6千万円です。

次に、御坂学童保育施設整備事業についてです。

令和5年度および令和6年度の2カ年の計画で、御坂農村環境改善センターの跡地に学童保育施設を建設をします。延床面積286.48平方メートル、鉄骨造1階建ての学童保育施設1棟、外構のグラウンドおよび駐車場を整備をします。供用開始は令和7年4月を予定しております。

予算額は、建設工事費、工事監理業務等を併せて、総額2億8万円です。

次に、市営温泉設備改修事業についてです。

令和6年度に工事が着手となる施設は、いちのみやももの里温泉および、なごみの湯の2カ所です。

いちのみやももの里温泉については、令和5年度から令和7年度までの3カ年の計画で、敷地内に建て替えを行います。施設の老朽化等により、抜本的な対応が必要なことから、工事の方向性を改修から建て替えに変更し、令和6年4月から休館した上で、令和6年度は、既存施設の解体工事、外構工事および設計業務委託、新施設の実施設設計業務委託を行います。令和7年度に建築工事を行い、令和8年4月のオープンを予定しております。

予算額は、解体工事費を含む各種設計業務の委託費として2,496万円、本体等の工事請負費および工事監理請負費として4億8,411万円、総額5億907万円を予定しています。

なごみの湯については、令和5年度と6年度の2カ年の計画で改修工事を行います。老朽化した設備を更新し機能維持を図ることを基本方針として、浴槽、洗い場、地下ピット配管やボイラー等の温泉設備に加え、空調、照明、上下水道配管および駐車場等の設備更新を行います。

令和6年7月に着工をし、令和7年3月までの9カ月間を工期としています。

予算額は、施設の工事請負費および工事監理業務の委託費を併せて、総額約8億8,400万円です。

次に、八代総合会館改修事業についてです。

令和6年度および令和7年度の2カ年の計画で多目的集会室の音響や舞台照明設備、空調設備、照明のLED化、エレベーターの更新を行います。また、地震による天井の脱落を防ぐために、多目的集会室の吊り天井を改修します。

令和6年度は設計業務を行い、具体的な改修内容を検討します。改修工事は令和7年度を予定しており、設計業務の結果に基づき、工期の設定や事業費の算出を行う予定です。

予算額は、設計業務に係る委託費として632万円を計上しています。

笛吹市の将来にわたる財政予測を踏まえた公共施設整備計画の見直しについてです。

本市では、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成29年2月に笛吹市公共施設等総合管理計画を策定をし、公共施設の将来更新費と財政の見直しについて比較を行った上で、公共施設の削減に向けた基本方針などを示しました。

これを踏まえて、公共施設の中期的な維持管理や改修等に係る更新コストの削減と平準化を図るため、令和3年3月に、令和12年までを計画期間とする個別施設計画および長寿命化計画を策定し、現在これに基づき効果的な公共施設の改修や管理運営を行っております。

個別施設計画の変更に当たっては、毎年度更新する長期財政推計と整合性を図っております。

今後も、健全な財政を堅持しつつ、市民ニーズや社会情勢の変化にも的確に対応した公共施設のマネジメントができるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

大変、ご丁寧なご説明ありがとうございました。

山下市政2期目に入っています。山下市長は職員の先頭に立ち、市民の命を守るべく、コロナ対策にまい進してまいりました。また、「ハートフルタウン笛吹」の実現に向け、多くの事業を手掛け、果敢に挑戦したと高く評価をしています。

ハートフルタウンを根幹に笛吹市の明るい未来をつくるかじ取りとして、ぜひ引き続き笛吹市長の重責を担っていただくことを祈念し、代表質問の結びといたします。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、清心会の質疑および質問を終了します。

次に、笛政クラブ、岡由子君の質疑および質問を許可します。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

議長の許可をいただきましたので、代表質問をさせていただきます。

笛政クラブ、岡由子でございます。

1. 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の活用について。

国分寺・国分尼寺が建立された天平の時代は、地震や飢餓、天然痘の流行により国内の3分の1の人々が亡くなった混乱の時代でした。当時の天皇であった聖武天皇が仏教の力で国を治めるために全国に国分寺・国分尼寺の建立を命じました。その国分寺・国分尼寺が発掘され、確認されているものが全国に60カ所以上あるそうです。その中でも、国分寺・国分尼寺が良好な保存状態で確認できる場所は数少なく、甲斐国分寺跡・国分尼寺跡は貴重な国指定の史跡です。

本市では、本年より史跡甲斐国分寺跡整備基本計画の策定が予定されております。天平の時代に甲斐の国の中心だったこの地は歴史的・文化的価値の高い遺構であり、国指定史跡に指定されてから今年の秋には102年となります。

観光を基幹産業とする本市においては、大きな財産であり、その魅力を発信することが観光の魅力の一つとなると感じます。

以下、質問させていただきます。

（1）国指定史跡となってから100年以上となりますが、記念事業などの実施予定はありますか。

（2）ARやVR技術の活用は、遺構から建物の復元を試みる場合、実際の建物を建築できるほどの設計図やデジタル技術の進歩に合わせたデータ更新ができるようアプリの更新も必要になり、予算も相当必要となるため、現実的ではないことを先日の会派視察で感じました。他県にある国分寺跡では、アクリル板に七重の塔のイメージ図を描き、現地に設置する等の工夫をしているところもあります。

本市にとって、必要で可能性のある工夫をしながら、観光への活用をお願いしたいが、観光

への活用をどのように考えていますか。

(3) ふるさと納税の項目で、歴史好きの方への支援やアピールを活用する考えはありますか。

(4) 文化庁の補助事業などには、パネル展示制作等にも利用できる補助金があります。近くにある金川の森からのまち歩き等で活用するためには県と連携も必要と考えますが、市の考えを伺います。

## 2. 市制20周年の取組について。

本市は、令和6年10月に笛吹市市制施行20周年を迎えます。住んでよかった笛吹市であり、これからも住み続けたい笛吹市であるために内外に対し、広くアピールすることが大切と考えます。どちらの自治体でも式典や広報事業を実施するところは多くあります。

本市の令和6年度予算書を見ると、市誌編纂事業や障がい者基本条例制定フォーラム事業があり、地域の歴史を保存することや誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組と高く評価したいと思います。

そこで、以下質問いたします。

(1) 市誌編纂は、地域の歴史を知る上で大切なことだと考えます。東日本大震災では、津波により喪失したものが多くあると聞きます。保存には、デジタル化も必要と思いますが、どのように考えますか。

(2) 障がい者基本条例制定で市役所および公共施設では具体的にどのように変化しますか。

## 3. 災害対策について。

令和6年1月1日、能登半島地震が発災しました。いまだに、避難生活を余儀なくされている方が1万人以上いる現実、他人事ではありません。地震による災害は、いつ何時起こるか、分かりません。自宅でどんな準備をしようと自宅で被災するとは限りません。どんなときもまず、自分を守ることができるよう自助力を高めておくことが必要です。その上で、行政が支援できることは何か、精査する必要があります。

令和6年度予算によると、令和5年度に整備した避難所備蓄倉庫と拠点備蓄倉庫に備蓄するため、防災物品を購入予定となっております。

私は、令和3年第1回定例会でも防災施策について一般質問させていただきましたが、避難所の備蓄品に女性や乳幼児に関する備蓄品の備品が充実していないのが現状です。

全てにおいて満足できる備蓄品を準備することは難しいですが、発災から時間の経過とともにニーズの変化もある中で、行政ができる対策を講じることは大変重要となります。

以下、質問いたします。

(1) 全国1,741市区町村を対象に内閣府の調査で分かったことに女性、妊産婦、乳幼児向け用品の備蓄が進んでいないことがあります。本市での備蓄品の中に、女性・妊産婦用品および乳幼児用品はどの程度ありますか。また、今後の予定はどうなっていますか。

(2) 本市の防災危機管理課に女性の職員は配置されていますか。

(3) 防災会議への女性枠は、どのように考えますか。

(4) 浸水想定区域の浸水深表示を設置する予算が盛り込まれました。設置の重要性があると考え、私も令和3年3回定例会で一般質問させていただきました。重要性やコスト等の検討をしていく旨のご答弁だったと思いますが、今年度予算に計上していただけたことに感謝いたします。浸水深表示といっても自治体によって、その形状や表示内容は異なります。本市では、

具体的にどのようなものを何カ所程度設置予定でしょうか。

(5) 市民を災害から守るために計画している災害対策はありますか。

#### 4. 給食費の無償化について。

コロナ禍や物価高騰対策として、公立の小学校で給食費を無償化する自治体が県内でも半数以上となっています。

全ての子どもが平等に栄養バランスの取れた学校給食を食べることができ、経済的な困難から子どもの健康や学習機会が損なわれないようにすることは、子どもたちにより環境を提供できると思われます。

子育て世帯の支援は、将来の笛吹市を担う子どもたちへの支援であり、本市が住んでよかったまちであると実感していただける施策であると考えます。

本市においても、令和6年3月31日まで無償化を行っていますが、令和6年度以降の予定はありますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ、岡由子議員の代表質問にお答をいたします。

はじめに甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の活用についてのご質問のうち、まず指定から100年以上を記念する事業の実施についてです。

市では、令和4年12月に春日居郷土館において「史跡指定100周年 甲斐国分寺跡」と題したミニ展示を開催しました。このあとも令和5年7月までの間、常設展の中に国分寺コーナーを設け、甲斐国分寺跡の国史跡指定100周年を記念した解説パネルや出土遺物の展示を行いました。

今後も、国分寺に関する展示や史跡巡りなどのイベントの際には、史跡指定から100年を超える史跡であることをPRしてまいります。

次に、観光への活用についてです。

令和6年3月に策定予定の史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画では、観光における活用として、史跡の持つ価値を活かし、周辺の文化的資源や観光資源等と連携をした広域的な活用を推進していくとしています。

VRやARといったシミュレーション技術をはじめとするデジタルコンテンツの活用は、より多くの方が、史跡についての理解を深めやすくなると思います。令和6年度、7年度に策定する史跡甲斐国分寺跡整備基本計画などにおいて、この整備や活用について検討してまいります。

次に、ふるさと納税における歴史に関心のある方へのPRについてです。

本市にふるさと納税を寄附する際、寄附者の方は、その使い道を「ぬくもり実感、やさしい地域づくりに」、「田舎リゾート満喫！にぎわい温泉郷プロジェクト」、「未来に羽ばたけ！ふえふきキッズを応援しよう」、「日本一の桃源郷の保全と活性化に関すること」、「市民協働のまちづくり」、「市長におまかせ」の6つから選択していただいております。

今後は、甲斐国分寺跡・国分尼寺跡など、本市の貴重な文化財を、歴史に関心のある方々にPRするため、寄附金の使い道に、文化財保護に関する内容を加えることも検討してまいります。

す。

次に、金川の森など県との連携についてです。

保存活用計画では、史跡を核として、周辺の文化財や施設等を一体的に周遊できるルートの検討を進めることとしています。

県と連携を図りながら、史跡周辺の金川の森を含む地域資源を活かした広域的な活用や活用できる補助金等についても検討していきます。

続きまして、市制20周年の取組についてのご質問のうち、まず市誌編さんのデジタル化についてです。

市では、市制施行20周年記念事業の一環として、合併協議時から現在までの市の歩みをまとめた市誌の編さん業務に、令和6年度から着手することとしています。

市誌のデジタル化は、災害時における消失リスクが低減するだけでなく、ホームページへの掲載など、2次利用の際の汎用性向上などが期待されることから、冊子での納品のほか、PDFなどデジタルデータでの納品を予定しております。

次に、障がい者基本条例制定による変化についてです。

笛吹市障がい者基本条例は、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず共生できる地域社会を実現するため、その基礎となる理念や原則を明らかにする基本的な規範として制定するもので、人権保障や障がいの特性に応じた情報保障などを包含した基本条例であります。

県内で初めてとなる基本条例の制定によって、本市の障がい福祉に対する姿勢が明確になり、市内外にアピールすることで、共生できる地域社会の実現につながるものと考えております。

今後も、市民や事業者と一体となって、障がい福祉施策の充実に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、災害対策についてのご質問のうち、まず女性・妊産婦用品および乳幼児用品の備蓄状況についてです。

市では、これまで平成17年に県から示された東海地震被害想定調査の結果に基づく避難者数を基準に必要な備蓄物資の配備を進め、生理用ナプキンを約1万7千枚、子ども用おむつを約1万5千枚、粉ミルクを1,200回分、使い捨て哺乳瓶を1,900個、備蓄しています。

今後は、令和5年に県が公開した山梨県地震被害想定調査結果を基に、南海トラフ地震の避難者数がピークを迎えると予測される、発災1週間後の需要量に合わせた備蓄を進めてまいります。

次に、防災危機管理課への女性職員の配置についてです。

令和5年4月1日付けで、防災危機管理課に女性職員1人を配置をしました。

現在、地域防災計画の改定、地区防災計画の策定支援、避難所運営委員会運営の事務に従事しております。

次に、防災会議の女性枠についてです。

防災会議における女性目線での意見は、必要と考えております。

防災会議の委員は、笛吹市防災会議条例で定められており、各関係機関の長などを選任しています。

現在、2人の女性委員が選任されています。

次に、浸水想定区域の浸水深表示についてです。

市内では、60の行政区が浸水想定区域にあります。このため、公民館や防災行政無線子局の柱に、浸水想定区域に指定されていること、想定される浸水の深さを明記した表示板を、まずは、行政区に1カ所ずつ計60カ所に設置をします。

また、最大浸水深が3メートル以上の想定区域には、浸水の深さをイメージできるよう、表示板に加えて、想定される高さにラインを表示をします。

次に、市民を災害から守るために計画している災害対策についてです。

令和3年度から継続している自助、共助に係るマイタイムラインの作成や地区防災計画の策定支援を継続します。

令和6年度は、山梨県地震被害想定調査結果の震度マップのデータを市ホームページで公開している「わが街ガイドマップ」に掲載をし、自宅付近の震度を確認できるようにします。

また、現在、山梨県が、県管理の中小河川の想定浸水の深さを調査しており、令和7年度に完了する見込みです。この調査完了を待ち、これまで個別に配布してきた「災害発生時の避難方法」「ハザードマップ」「マイタイムライン」や非常時持ち出し品、備蓄品、災害ごとに身を守る方法などを記載した冊子の配布を検討しています。

続きまして、給食費の無償化についてです。

令和5年度に行った小中学校および保育所等の給食費の無償化は、国の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援に係る交付金を活用したもので、本市の子育て世帯の負担軽減に大きな効果があったものと考えます。

令和6年度については、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない現状を鑑み、子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の取組として、小中学校および保育所等の給食費の無償化を実施をします。

令和7年度以降については、社会情勢を見極めた上で、国の動向等を踏まえ検討します。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

1番の甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の活用についての（2）観光への活用について、再質問させていただきます。

盆地や南アルプスの山々が一望できる場所であり、かねてより季節の花を楽しめる場所としての活用が有効ではないかと考えておりました。

国指定史跡であるため、どんな花でもよいわけではありませんが、例えば秋に一面を赤くするヒガンバナなどは管理も比較的容易であり、写真撮影にも映えると考えます。近くにはワイナリーもあり、盆地内のまち歩きのポイントとしても、花を楽しめる場所は観光の拠点になると考えます。植栽をすることでの活用について、どのように考えますか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

笛政クラブ、岡由子議員の再質問にお答えします。

現在策定しております、史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画の基本方針には良好な景観を活かし、市民や観光客にとって交流や憩いの場としての役割を備えた史跡整備を実施するとあります。

植栽することによりまして、快適で安らぎのある空間が生まれ、人々が集う場になっていくと考えますので、植栽の活用につきましては、整備基本計画の中で検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ぜひ、植栽に関しても前向きにご検討いただければと思います。

次に4の給食費無償化について、対象とする子どもについて再質問させていただきます。

例えば、子どもたちの中にはアレルギー対応でお弁当を持参する場合があります。また、市外に通う子どもたちもいます。こういった子どもたちは、給食費無償化ではどのように対応するのか、お考えを伺えるでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

笛政クラブ、岡由子議員の再質問にお答えします。

市では現在、市内の小中学校の給食費無償化に合わせまして、市外の小中学校に通う児童生徒、それから市内の小中学校に通うアレルギー対応でお弁当を持参している児童生徒の保護者に対し、学校給食の回数に1食当たりの金額を乗じた額を補助金として交付しており、令和6年度も同様の対応をしていく予定であります。

なお、1食当たりの金額は市内の小中学校の給食費と同額となります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

岡由子議員の再質問にお答えします。

市内の保育園などに児童が通うご家庭の場合につきましては、主食・副食費につきましては、保護者が直接施設に納付することになっており、無償化にあたりましては、保護者からの補助金交付申請によりまして、主食・副食費に相当する額を交付しております。

なお、保育所では食物アレルギー対応食を除去や代替食で提供しているため、お弁当の持参はありません。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

ありがとうございます。不公平感のない施策となるように対応していただけているということは大変よく分かりました。今後も引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

意見を述べさせていただきます。

2の市制20周年記念事業についての中の市誌編纂についてです。

完成した市誌は、市民がより地元理解を深め、後世へとつなげていくために必要なものと考えます。そのためには、子どもたちの参加は必要であり、より理解を深め、地域に対する愛着を感じると考えます。

別府市では、市誌編纂記念事業として、市誌に掲載する作文や絵画を市内在住の小学生、中学生を対象に募集しております。市民参加型の市誌は、より多くの方に興味を持ってもらうための一つの方法かと思ひます。デジタル化とともに、ぜひ市民の、市誌にも市民参加の部分も含め、ご検討いただけたらと思ひます。

結びに、先ほど山下市長から来たるべき市長選挙に出馬するとの力強い決意表明がありました。私たち笛政クラブも2期にわたる山下市政の実績、また山下市長の政治手腕を高く評価しているところであります。

市長に就任して以来、基礎自治体として十分な力を持った組織に進化させ、子育て支援や観光振興をはじめ、あらゆる分野で着実な進展を続けております。

市制施行20周年の節目の年に「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、私たち笛政クラブも山下市長と共にさらに力を尽くしてまいることを申し上げ、笛政クラブの代表質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時53分

---

再開 午後 3時10分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

誠和会、中村正彦君の質疑および質問を許可します。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

誠和会の中村です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会を代表して質問を行います。また、ほかの議員の質問とかぶるところもありますが、よろしくお願ひいたします。

今年は穏やかな年明けを迎えるはずの元旦でしたが、午後4時10分、令和6年能登半島地震が発生し、甚大な被害が発生しました。

亡くなられた240名を超える方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの皆さま方にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興と平穏な日常生活を取り戻せるようにご祈念を申

し上げます。

国際情勢もロシアによるウクライナ侵攻が2年目に入り、昨年10月にはイスラエルとハマスの軍事衝突が始まり、さらに今年になりアメリカ軍による親イラン組織への空爆など軍事衝突があちこちで起きており、世界中が注目をしております。

国政では、自民党の派閥の政治資金パーティーを巡る問題で多数の閣僚の辞任が相次ぎ、各メディアも大きく取り上げ、政治の行き先不透明さが浮き彫りになってきています。

そのような中ではありますが、今年、市長と私たち議員の任期も残すところ9カ月となり、笛吹市民のために悔いの残らないような議員活動に励みたい所存であります。

それでは、通告しました質問に入ります。

まずはじめに、令和6年度当初予算案についてであります。

山下市長2期目の仕上げの当初予算ということで、公約した「ハートフルタウン笛吹」を完結すべき重点事業の予算編成ではないかと思われまます。その予算案として、今議会に提案された令和6年度の一般会計当初予算案は、歳入歳出ともに425億3千万円と、前年に比べ7.3%アップで29億円の大幅な増額で、過去最大の積極的な予算案となっております。

特に福祉、教育、市民サービスへの普通建設事業費へ59億円、前年比28%の増額で、うち単独事業には42%の増額という積極的な内容となっております。

そこで、令和6年度の予算案についてお聞きいたします。

1点目、先ほど申しましたが、山下市長2期目任期の最終予算案になりますが、公約に掲げた重要施策で、令和6年度予算案に予定している重点施策・事業の概要、事業費はどのようなものか伺います。

2点目、令和6年は笛吹市の市制施行20周年の年に当たります。この節目を市民と共にお祝いし、更なる飛躍発展につなげていくための多様な事業を計画していると思われまますが、新規事業と既存事業拡充別にどのような事業を計画しているのか、伺います。

3点目、新型コロナの5類移行後、人流が活発化して個人消費とインバウンド需要が回復したと言われておりますが、市内温泉郷でも観光客も徐々に戻りつつあり、特に最近ではインバウンドも見られるようになりましたが、観光客は富士山需要で河口湖方面にお客が流れていると聞いております。

そこで、インバウンドや誘客関連事業の予算案の概要と事業費、前年対比、どのようになっているのか伺います。

4点目、令和5年度は国の交付金事業等により、小中学校の給食費無料化を実施してまいりましたが、令和6年度以降の対応と今後の方針について伺います。

次に、多目的芝生グラウンド整備事業についてであります。

多目的芝生グラウンド整備事業については、令和6年2月13日の議会全員協議会および2月20日開会の定例会における市長の施政方針において、整備候補地を含め計画を見直すとの説明がありました。

多目的芝生グラウンドの早期実現を望む多くの声がある中、市では強制収用などの手法は取らず、地権者の方々に丁寧な説明を行った上でご同意をいただくことを第一に考え、取り組んでこられました。

このたび、ご同意をいただけない地権者の方からのご意向も踏まえ、計画の見直しを表明したことは、まさに市民ファーストを掲げられている山下市長の決断であると思えます。

一方で、芝生グラウンド整備は多くの市民や団体が待ち望んでおり、われわれ議員としましても計画を見直した上で早期実現をしていただきたいと願っております。

つきましては、見直しの方向性および今後のスケジュールについて、お考えをお聞きいたします。

次に、能登半島地震を踏まえた防災地震対策についてであります。

冒頭に述べました能登半島地震は、午後4時6分に震度5強の地震が発生し、その4分後の4時10分にマグニチュード7.6、震度7の大きな地震が発生。さらに2分後に震度6弱、6分後に震度5強。そのあと何回もの震度5強が記録されており、短時間に数回の大きな地震の発生で、5.8メートルの津波に加え、4メートルもの地震の隆起も記録されたため、被害も甚大となっております。

能登では、今回の地震に対して想定が甘く準備ができていなかった、また専門家の予想を超えるものと考えられるとも言われております。

笛吹市は、今年度、地域防災計画の改訂作業を進めており、特に南海トラフ巨大地震などの被害想定をもとに計画を見直す準備を進めておりますが、地震防災対策についてお聞きいたします。

1点目、今年度、改訂される地域防災計画は、今回の能登半島地震を踏まえて液状化による公共施設の被害予測や避難場所の見直し、橋梁の耐震化の状況、仮設住宅の建設用地の確保、手段、道路に面した危険なブロック塀の撤去、改修等はどのような対策をするのか、具体的な見直しが必要だと思いますが、伺います。

2点目、笛吹市も曾根丘陵断層帯の上であり、1メートルぐらいの地盤変動が数キロに及ぶとも予測されております。上下水道や道路をはじめとする生活のためのインフラに対する復旧は1カ月を要する計画ですが、現在の耐震化の状況と復旧計画はどのようになっているのか、伺います。

3点目、能登半島では6万5千戸を超える住宅被害が発生しましたが、笛吹市内には昭和56年以前に建築した住宅は何件あるのか、その対応の考えは。また、木造住宅耐震化支援事業の概要と同事業により耐震診断を受けた家屋数と耐震改修・建て替え等を受けた家屋数、市全体の耐震化率はどのくらいか伺います。

4点目、令和5年3月策定の第2期笛吹市空き家対策等対策計画では、市内に353戸の空き家があり、通常でも倒壊の危険のある空き家が8戸もあります。これらをはじめ、老朽化した建物が道路に面し、地震による倒壊で避難路を妨げる可能性のある古い建物などの対策は所有者任せではなく、取り壊しや改修等の奨励も必要ではないかと思いますが、その対策を伺います。

5点目、能登半島地震では、山間地を中心に土砂崩れなどによる道路の寸断による孤立集落が24地区ありましたが、本市にも該当するような地形があり、孤立集落や孤立家屋が予想されます。該当地域とその対応策はどのようにお考えか、お聞きいたします。

6点目、本市では計画的に防災備蓄倉庫と備蓄品の整備をしておりますが、整備状況と備蓄品の整備率、ならびに保健衛生用品ほかの整備状況をお伺いいたします。

次に、AIデマンド交通「のるーと笛吹」についてであります。

笛吹市の公共交通のバス路線は、合併前の一宮町循環バスと境川巡回バス、芦川バスの3路線を継続した市営バス、ほかには民営バス路線3社、自主運営バス1路線が現在、運行してお

ります。

平成24年4月から民営バスや市営バスの空白区間の石和町、御坂町にデマンドタクシーとしての2ルートを新たに運行してきました。

境川巡回バスを除く市営バスをはじめ、各路線とも徐々に乗車数が減少する中、令和5年3月、笛吹市地域公共交通計画策定によるAIデマンドシステム活用したAIデマンド交通「のるーと笛吹」を今年1月15日から来年3月31日まで、御坂町西部地区、八代町と芦川町は全域、石和町の一部地域で実証運行を行い、その効果検証により、令和10年までに全市内でAIデマンド交通に移行する計画であります。

そこでAIデマンド交通について、以下お聞きいたします。

1点目、既存の市営バス、民営バス、自主運営バス、デマンドタクシーの運営状況の変化は、どのようになってきたのか伺います。

2点目、1月15日からではまだ短期間ではありますが、利用者登録、利用者数の実績と推移した場合の年間に見込まれる数は、どのようになっているのか伺います。

3点目、AIデマンド交通「のるーと笛吹」のPR方法は、どのように行っているのか伺います。

4点目、各地区への説明会を行いました。開催状況、参加者数と要望・意見はどのようだったか伺います。

5点目、「のるーと笛吹」と現在の市営バス、デマンドタクシー、ほかのバスとの運賃比較はどのようになっているのか伺います。

6点目、実証運行後の本格運行は、令和7年4月からはデマンド廃止、8年からは市営バス廃止の予定であります。全市への拡大の運行見直しの基準をどのように考えているのか、伺います。

以上、質問といたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、中村正彦議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、令和6年度当初予算編成方針についてのご質問のうち、まず公約に掲げた重点事業の概要等についてです。

2期目の公約に掲げた取組40項目のうち、全ての項目において着手をし、検討を行っています。

令和6年度の重点事業で、誰もが安心して暮らせるまちづくりの取組としては、小中学校トイレの洋式化改修事業に1,952万円を計上しました。これにより、校舎を改築中の御坂中学校を除き、全ての小中学校において、トイレの洋式化が完了します。

防災新時代、命を守るまちづくりの取組としては、防災備蓄倉庫整備事業に7,155万円を計上しました。発災直後に円滑な指定避難所の開設や運営が行えるよう、令和3年度から計画的に取り組んできたもので、令和6年度は、令和5年度に設置した指定避難所備蓄倉庫および拠点備蓄倉庫に収める備品や消耗品を整備することで、計画していた整備が完了をします。

快適な生活環境づくりとしては、市道1-5号線・1-8号線道路改良事業に6,800万

円を計上しました。両路線を拡幅し、市街地における交通網の円滑化および市民の利便性向上を図るため、令和6年度は、道路詳細設計・測量業務を実施をします。

次に、市制施行20周年記念事業の新規事業と既存事業拡充についてです。

新規事業については、20周年の節目として、合併協議時から現在までの歩みをまとめた市誌の編さんの業務に令和6年度から取り組みます。また、20年前に市内各所で撮影された写真と、現在の同じ場所で撮影された写真を市民から公募し、展示会を開催する「写真で見る20年の変化展」開催事業など9事業に2,583万円を計上しました。

既存事業の拡充については、観光イベント事業において、石和温泉花火大会においてドローン300機が立体的な映像を夜空に演出するドローンショーの実施、川中島合戦戦国絵巻において信玄公役、謙信公役に著名人を起用、石和温泉駅前ロータリーへのモニュメントの設置、市制祭事業において式典時に、市民栄誉賞受賞者からのメッセージの披露や笛吹高校すいれき太鼓部の演奏などを行います。これら拡充事業7事業に3,770万円を計上しました。

次に、インバウンドや誘客関連事業の予算案の概要と事業費、前年対比についてです。

FUJIYAMAツインテラスおよびエントランス施設を最大限活用することとし、エントランス施設の運営を行う株式会社JTBと共同して、様々なツアーを実施するなど、河口湖方面からのインバウンドをはじめ、多くの誘客を図ります。

予算額は、新道峠展望台活用事業に568万円、新道峠展望台アクセス道路改良事業に4千万円を計上しました。

FUJIYAMAツインテラスのエントランス施設を整備した令和5年度と比較すると、1億7,437万円減少しています。

また、インバウンドの取組として、海外から英語で検索されている日本の観光、イベントに関する検索ワードランキングの1位が「マウントフジ」であることから、笛吹市観光物産連盟が運営している海外向け観光情報発信サイトを「マウントフジピーチシティ」のタイトルとし、外国人に検索されやすくしました。

併せて、石和温泉旅館協同組合にも検索ワードの情報を提供したところ、すでに数社のホームページに「マウントフジ」が付け加えられておりました。

次に、小中学校の給食費無償化についてです。

令和6年度については、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない状況を鑑み、子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の取組として、小中学校および保育所等の給食費の無償化を実施をします。

令和7年度以降については、社会情勢を見極めた上で、国の動向等を踏まえ検討をします。

続きまして、多目的芝生グラウンド整備事業についてです。

このたび、これ以上、時間を費やしたとしても、反対を表明した地権者の方からご同意を得ることはできないとの判断に至り、計画を見直すことといたしました。

各スポーツ団体をはじめ、多くの市民の皆さまから、一日も早い芝生グラウンドの整備を望む声が多くあがっていることを踏まえると、芝生グラウンドの整備に向けて、着実に進めていく必要があると考えております。

これまでご説明してきた基本計画を基にした、整備候補地および施設内容での整備は見直すこととしましたが、芝生グラウンドの整備を断念したわけではありません。

現時点で、整備候補地等、見直しの方向性やスケジュールは決まっていますが、早期実現

を望む声に応えるべく、既存施設のグラウンドの芝生化なども含め、検討していきます。

続きまして、能登半島地震を踏まえた地震防災対策についてのご質問のうち、まず笛吹市地域防災計画についてです。

公共施設は、耐震診断を行い、耐震化が完了していますが、地震発生時の液状化による公共施設の被害を予測することは困難な状況です。

そのため、指定避難所については、従来のとおり30カ所の指定避難所と7カ所の代替避難所および臨時避難所として、施設の被災状況に応じて臨時避難所の開設を検討します。

また、橋梁の耐震化、仮設住宅の建設用地の確保、道路に面した危険なブロック塀等の倒壊するおそれのある危険物への対策については、必要な見直しを行い、策定中の新たな笛吹市地域防災計画に反映することとしています。

次に、上下水道や道路などの耐震化の状況と復旧計画についてです。

上下水道の耐震化率については、水道管路が11.3%、配水場および浄水場が43.6%、下水道の管路施設が84.7%です。災害発生時の応急復旧計画では、水道施設は20日以内、下水道管路施設は25日以内に応急復旧を完了することを目標としています。

また、道路施設の耐震化については、復旧に時間がかかり、かつ救助救出活動にも多大な影響が生じる橋梁の損壊等を防止するため、橋梁の耐震化および長寿命化を計画的に進めております。現在、石和町四日市場地内に架かる「万年橋」の工事に取り組んでいるほか、令和6年度は一宮町国分地内に架かる「八幡橋」の工事を計画しております。

なお、橋梁の耐震化率は24%です。

災害発生時に道路や橋梁の損壊、流失などが生じた場合は、被害の把握を行った上で、市内建設業者等の協力を得る中で、障害物の除去や補強などの応急対策を速やかに講じ、道路交通の確保を図ります。

次に、旧耐震基準で建てられた住宅への対応についてです。

平成30年の住宅・土地統計調査によると、旧耐震基準となる昭和56年5月31日以前に建築された市内の住宅戸数は6,243戸です。

耐震基準を満たしていない住宅に対しては、地震発生時における倒壊等を防止するため、平成17年度から木造個人住宅耐震化支援事業を実施をし、耐震化を促進しています。

本事業には複数の補助メニューがあります。そのうち、個人住宅の耐震診断に係る費用を補助する木造個人住宅耐震診断支援事業については、補助限度額が4万5,840円で、これまでの交付実績は706戸です。

個人住宅の耐震改修工事等に係る費用を補助する木造住宅居住安心支援事業については、補助限度額が耐震改修工事および耐震化建替工事は100万円、耐震シェルター設置工事は24万円で、これまでの交付実績は、耐震建替は148戸、耐震改修は63戸です。

なお、市全体の耐震化率は、令和2年度末で87.6%です。

次に、空き家の倒壊等の対策についてです。

空き家は個人の財産であるため、まずは所有者が自らの責任で対応することとなります。

一方、市では、笛吹市空家等対策の推進に関する条例に基づき、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場、その他の公共の場所において、人の生命、身体に対する危害または財産に対する甚大な被害を及ぼし、またはそのおそれのあると認める場合は、倒壊等を防止するため、危険箇所を除去するなどの緊

急安全措置を講じております。

また、市民の生活環境の保全などを図るため、令和3年度からは、旧耐震基準で建築された空き家等のうち、道路等や周辺に悪影響を及ぼすおそれがあるなど、一定の条件に該当する空き家の所有者に対し、1件当たり20万円を上限に解体費の補助を行っています。

今後も、空き家等に関する対策の実施や、必要な措置を適切に講じていきます。

次に、道路の寸断による孤立集落対策についてです。

孤立するおそれのある地域の住民に対して、日頃から食料や飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えを行うよう周知を図っています。

また、孤立するおそれのある地域に、防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備し、大規模災害時の情報伝達や、物資輸送の手段を確保しております。

加えて、災害により、孤立集落が発生したときには、直ちに県に報告するとともに、緊急に救出をする必要がある場合は、県に消防防災ヘリコプター、または県を通じて自衛隊の災害派遣を要請をします。

次に、防災備蓄品等の整備状況についてです。

指定避難所備蓄倉庫の整備は、令和3年度に3カ所、6棟、令和4年度に13カ所、25棟、令和5年度に12カ所、22棟、令和6年3月末までに合計で28カ所の指定避難所に53棟の指定避難所備蓄倉庫の整備が完了をし、整備率は100%となりました。

指定避難所備蓄倉庫に配備する備蓄品の整備状況は、指定避難所備蓄倉庫の整備スケジュールから1年遅れて、令和4年度に3カ所、令和5年度に13カ所の指定避難所防災備蓄倉庫への配備を行い、整備率は43%となります。令和5年度に整備した倉庫へは令和6年度に備蓄品を整備をし、整備率100%となる予定です。

保健衛生用品の整備状況は、大人用おむつ、子ども用おむつ、生理用品、哺乳瓶、消毒用アルコール、石鹸、トイレトーパー、ペーパータオルなどを整備しています。

次にAIデマンド交通「のるーと笛吹」についてのご質問のうち、まず市営バス、デマンドタクシー等の運営状況の変化についてです。

市営一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バス、デマンドタクシーを合わせた利用者数は、平成25年度が約3万3千人、平成30年度が約3万1千人、コロナ禍の令和2年度が約2万2千人と大幅な減少が見られ、令和4年度は約2万4千人で若干の増加が見られましたが、以前の状態には戻っていません。

なお、自主運営バス奈良原線および民営バスについては、複数の市町にまたがる広域路線であり、運行事業者が市町ごとの利用者数を公開していないため、不明です。

次に利用登録者数、利用者数、年間の利用見込みについてです。

1月15日に実証運行を開始してから2月15日までの約1カ月で、利用登録者数は1,634人、利用者数は479人に達しています。

今後、利用状況が順調に推移した場合、年間利用者数は約7,800人を見込んでおります。

次に、PR方法についてです。

市のホームページや広報紙に掲載するとともに、運行地域には利用ガイドを全戸配布しました。また、運行地域内の全行政区で「のるーと笛吹」の説明会を開催をし、利用促進を図りました。

今後も、3月中旬までに、乗降ポイントとなっている公民館、商業施設、医療機関等にポス

ターを掲示するなど、様々な方法で、市民の皆さまへ「のるーと笛吹」を周知し、利用者の増加につなげていきます。

次に、地区説明会の開催状況についてです。

昨年12月11日から1月12日まで間、運行区域内41行政区の全てを対象に、公民館等で説明会を開催し、合わせて454人が参加をしました。その後も、7行政区から追加説明会の開催要望があり、102人が参加をしました。

説明会に参加された方々は、新たな公共交通機関の誕生に、「一人で買い物や病院に出かけられるようになる。」「家の近くで乗り降りができてありがたい。」などと、好意的な意見が多く出されました。また、乗降ポイントの追加や運行時間の拡大など、利用に当たっての要望も出され、市民の皆さまの期待の大きさが感じられました。

次に市営バス、デマンドタクシーとの運賃比較についてです。

実証運行時の「のるーと笛吹」の運賃は、中学生以上が300円、75歳以上の後期高齢者と障がい者が200円、小学生が100円です。これに対して、市営一宮循環バスおよび境川巡回バスは一律100円、芦川バスは距離制運賃を採用しており、最低130円から最大1,210円、デマンドタクシーは一律200円となっています。

次に、全市への拡大についてです。

全市への拡大も含めた本格運行への移行については、実証運行における利用状況を踏まえ判断をします。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

答弁ありがとうございました。質問はありませんが、意見を言わせていただきます。

山下市政7年間の手腕を高く、われわれ誠和会は評価しております。市民の幸せと市政発展のため、是々非々のスタンスで山下7年間の検証をいま一度行い、助言・提言を踏まえ後押しをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、誠和会の質疑および質問を終了します。

続いて公明党、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長より許可をいただきましたので、通告に従い、これより代表質問をさせていただきます。

はじめに、本年1月1日のマグニチュード7.6で、令和6年能登半島地震が発災いたしました。

昨日2月27日のNHK報道によりますと、今回の災害におきまして、特に石川県では241人の死亡を確認。また、住宅被害は7万4千棟余りで、2万戸余りがまだ今なお断水している状況だと伺いました。また、さらに避難所に避難している方が481カ所、合わせて1万1,

669人。また、このほかには二次避難をされている方が238カ所で、4,817人いらっしゃるのと伺っております。

今回、犠牲になられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、今なお避難生活を余儀なくされている全ての皆さまにお見舞いを申し上げます。

公明党では、1月1日の発災直後から党内に災害対策本部を設置しまして、国と地方の議員のネットワークをもって救援活動に取り組んでまいりました。

被災地の一日も早い復旧・復興をされますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、今定例会におきましては3問、代表質問をさせていただきますけれども、山下市長2期目の任期最終年度にあたり、笛吹市を取り巻く現状と課題を確認し、市民の安心・安全な政策の実現を求めまして、以下、市長のご所見をお伺いいたします。

はじめに、令和6年度予算編成における重点政策について。

笛吹市合併20年目を迎える新年度予算のうち、山下市政が取り組む主な重点政策についてお伺いいたします。

2番目としまして、近年の自然災害や能登半島地震から学ぶ防災対策・避難行動計画についてでございます。

近年、主な自然災害として思い浮かべるのは、約30年前、95年の兵庫県南部地震、マグニチュード7.3でした。これより2004年の10月に、また2007年の7月、合わせて新潟県中越地震が発災。さらには2008年の岩手・宮城内陸地震。そして11年の東北地方太平洋沖地震、また大津波、いわゆる東日本大震災でございます。この後、2014年以降です。14年の8月豪雨、また18年の7月豪雨、さらには17年の九州北部豪雨、さらには19年の九州地方の大雨、このように自然災害が多岐にわたっております。温暖化の影響だと言われておりますけれども、今一番言われているのは、線状降水帯による長雨だということでございます。

この間、2014年2月には、本市におきましても大雪により豪雪が記録されております。これによりまして、本当に陸の孤島となったことは、今でも記憶に定かであると思っております。

こうした中、2014年の2月の豪雪被害や本年の1月、能登半島地震に学び、これまでの常識を上回る自然災害から市民を守るための新防災対策が避難行動について必要だと思ひ、以下お伺いいたします。

(1) 市街地に空調施設設備を搭載した総合防災拠点を計画すべきでは。

(2) として、指定避難所の非構造部材、外壁や扉、ガラス、天井、間仕切りなどの耐震化や空調設備の常設を計画すべきでは。

(3) として、産官学連携によります気候変動に対応した流域治水対策、また避難行動計画などをすべきでは。

そしてこれは昨年の中での市民相談も伺ったわけですが、乳幼児を抱える親御さんからの要望でありました。避難所開設をする際にですね、避難所へ行こうと思ったけれども、どこにかけてもなかなかつながらなかったと。やっと7回か8回かけ直して避難できる場所を確認できたということでございますけれども、(4)として、避難所開設や入所状況を市民が問い合わせできる24時間窓口を整備すべきでは。

そして長期避難に備え、市民に対し、これまでライフサイクル72時間と言われておりましたけれども、これよりも1週間分の備蓄が必要だと言われます。さらには、今、自治体の運営

交付金もいよいよ削減がされるという中でもございます。一時避難所となる行政区の区長さんからも、なかなかこの備品を保管するのは大変だという話も伺いました。

ですので、これについても今後、独自の自助、また公助の中で対応できる部分についてすべきではということでございます。

次に3つ目としまして、少子高齢化・人口減少問題から本市の将来展望について、お伺いたします。

令和2年3月に制定されました第2期笛吹市まち・ひと・しごと総合戦略では、社団法人の人口減少問題研究所調べによりますと、笛吹市の人口が明年25年には6万4,259人、そして2040年には5万5,318人に減少が予測され、これに対して総合戦略の中で明年25年には6万7,739人、そして2040年には6万3,157人まで人口減少を歯止めするための若者、子育て世代を中心とした戦略が展開されており、お伺いいたします。

昨年の出生数は、過去最低の72万6千人であり、合計特殊出生率については、推測ですが、前の年が7年連続最低でしたけども、さらに加速して1.20%と、少子化が進む中、団塊世代ですね、われわれの父の世代が後期高齢者となる2025年から、また現役世代、われわれが後期高齢となる2040年までを見据え、定住人口と財政力指数の増加を目指し、今、取り組むべき魅力あるまちづくりの将来展望について、以下お伺いをいたします。

はじめに、誰一人取り残さない、また、きめ細やかな子育て支援のために私ども公明党会派で毎年予算要望をさせていただいているものでもございますけども、1点目として、0歳から15歳までの給食費の無償化、さらには18歳までの医療費・教育無償化をすべきでは。

(2)として、希望する児童生徒が安全を確保するために、登下校時に利用できるようAIデマンド交通の営業時間の延長をすべきでは。

(3)として、児童生徒が安心して屋内活動に臨めるよう、学校体育館に冷暖房を整備すべきでは。

(4)として、市内全保育所や幼稚園の空きスペースを活用して、専業主婦世帯の児童も定期的に預けられる体制を市として取り組むべきでは。

(5)として、市内に居住の若者就職支援のために奨学金返済の一部の補助すべきでは。

(6)として、若者や子育て世代の定住促進のために、家賃補助や空き家活用を推進すべきでは。

(7)として、若者や子育て世代の定住促進のため、通勤・通学定期券購入の補助すべきでは。

(8)として、新規就農者向けの遊休農地や農機具の円滑な活用策を支援すべきでは。

(9)として、中小企業・個人事業主向けの独自の雇用対策、経営支援をすべきでは。

最後に(10)として、市内に24時間リサイクルステーションのモデル事業を計画すべきではでございます。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、中川秀哉議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、令和6年度予算編成における主な重点施策についてです。

御坂中学校校舎等改築事業に12億6,100万円を計上しました。これは、安全安心で適正な学校教育環境を確保するため、老朽化が著しい校舎等を改築するものです。

石和中央テニスコート改修事業に4億2,350万円を計上しました。これは、施設の機能向上と利用者が快適に利用できる環境を整えるためのものです。

新規事業として、後期高齢者人間ドック助成事業に3,314万円を計上しました。これは、後期高齢者の健康寿命を延ばすことを目的に、人間ドックの費用の一部を助成するものです。

また、障がい児支援の充実を図るため、児童発達支援センターの令和8年度の開設を目指して取組を進めます。

さらに、重点事業以外の主な事業として、物価の高騰に賃金の上昇が追いついていない状況を鑑み、子育て世帯の負担軽減のため、令和6年度は市独自の取組として、小中学校および保育所等の給食費無償化を実施をします。無償化に係る経費は総額4億4,458万円です。

続きまして、近年の自然災害や能登半島地震から学ぶ防災対策・避難行動計画についてのご質問のうち、まず市街地への総合防災拠点の計画についてです。

発災時に災害対策本部を設置する防災拠点として、これまでに市役所本館を耐震化するとともに、非常用発電装置を浸水想定深さよりも高い位置に設置をし直し、併せて、燃料タンク容量を拡大して72時間稼働できるようにしました。

発災時における庁舎内の情報収集の効率化を図るため、災害対策本部の配置の見直しを行うとともに、統括局を通信機器等がある防災危機管理課の前に移しました。

また、統合型GISを活用し、職員のスマートフォンから送信された被害現場の写真や市民から寄せられた被害情報等を電子地図上に表示をし、現場に出た職員と庁内にいる職員が情報共有できる仕組みを整備をしました。

引き続き、防災拠点の機能強化に取り組んでまいります。

次に、指定避難所の非構造部材の耐震化や空調設備の常設についてです。

指定避難所として使用する市の施設は、耐震化が完了しております。一部の施設では、ガラスの飛散防止や天井の落下防止等の対策もしていますが、非構造部材の耐震化などは、今後も大規模改修の際に対応していきます。

また、指定避難所への空調設備の設置については、避難者の健康管理の観点から必要と考えます。今後、先進自治体の設置例を参考にしながら、財源も含め検討してまいります。

次に、産官学連携による気候変動に対応した流域治水対策・避難行動の計画についてです。

国の富士川流域における減災対策協議会、富士川流域における流域治水協議会、県の濁川流域治水検討会や峡東地域防災連絡会議に参画をし、アクションプランの作成およびアクションプランに定めた事業の進捗等、産官連携による対策の推進を実施しております。

また、県の広域避難検討会では、市町村の境界を越えた避難について検討を進めております。

次に、避難所開設や入所状況に関する24時間対応の窓口の設置についてです。

本市では、避難所の開設や入所状況について、市のホームページ、LアラートやSNS、令和6年度に導入する防災アプリを活用し、市民に情報提供していきます。

また、避難所の開設が必要な災害時、市は24時間体制となりますので、専用の窓口を開設することなく対応できると考えています。

次に、1週間分の備蓄品確保の周知についてです。

市では、これまで出前講座や地区防災計画策定ワークショップ等で「備蓄は、最低3日、できれば1週間分備えるよう」説明をしてきました。

災害の規模や輸送路の状況によっては、発災から3日が経過しても支援物資が届かないことが想定されることから、今後は1週間分の備蓄の確保を推奨し、周知をします。

次に、少子高齢化・人口減少問題から本市の将来展望についてのご質問のうち、まず15歳までの給食費無償化、18歳までの医療費および教育費の無償化についてです。

小中学校および保育所等の給食費の無償化については、賃金の上昇が物価高騰に迫いついていない現状を鑑み、令和6年度は、子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の取組として実施をします。

令和7年度以降については、社会情勢を見極めた上で、国の動向等を踏まえ検討をします。

医療費の無償化については、令和4年11月から、対象年齢を18歳到達後の年度末までに拡大をしています。

高等学校などに関わる教育費の無償化については、国の動向や他自治体の先進的取組について研究をしていきます。

次に、AIデマンド交通の運行時間についてです。

AIデマンド交通「のるーと笛吹」の運行時間は、現行のデマンドタクシーや先行自治体の状況を参考にしつつ、交通手段を持たない高齢者や障がい者などが、医療機関や商業施設などに出かける際の交通手段として利用する時間帯を考慮し、午前8時から午後6時までとしました。

今後、実証運行における利用状況や利用者からのご意見を踏まえ、本格運行への移行に合わせて、改めて検討をします。

なお、本市の児童生徒の登下校については、学校までの距離等を踏まえ、スクールバスを運行しています。引き続き、スクールバスの運行により、登下校時の安全確保に取り組んでいきます。

次に、屋内活動のための学校体育館への冷暖房の整備についてです。

夏季の屋内活動は、熱中症警戒アラートを参考にしつつ、当日の天候や暑さ指数を基に、児童生徒の安全を考え、朝の時間帯への変更や中止などの対応をとっています。冬季の屋内活動は、通常どおり行いますが、集会等で体育館を利用する場合、必要に応じてジェットヒーターを使用し、屋内を温めています。

学校施設においては、特別教室へのエアコン設置を順次進めている状況であり、体育館へのエアコン設置については、様々な観点から総合的に判断していきます。

専業主婦世帯が児童を預けられる体制についてです。

本市では、保護者の就労に関係なく、生後6カ月以上の就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業を5カ所の保育所等で実施をしています。保護者の入院や冠婚葬祭などの緊急時をはじめ、育児中の保護者が気分転換するために利用することもできます。

また、国では1カ月の利用可能時間を定める中で、生後6カ月以上3歳未満の児童を対象に、保護者の就労を問わず時間単位で預けることができる、こども誰でも通園制度を創設し、令和7年度から制度化するとしています。引き続き、国・県の動向を注視していきます。

次に、奨学金返還に対する補助についてです。

大学を卒業後、奨学金を返還しながら就労する若者の経済的な負担を軽減をし、本市への定住を促進するため、令和6年度から奨学金返還に係る費用の一部を補助する制度を創設します。

補助対象者は、奨学金を返還している市内に在住をし、県内で就労している30歳未満の方で、補助金は年額20万円を上限として、最長で5年間交付をします。

より多くの若者の定住につながるよう、補助の対象となる就労先の要件を市内に限定せず、県内と広く設定をしています。本制度をPRし、若者の定住促進を図っていきます。

次に、定住促進のための家賃補助および空き家の活用についてです。

若者や子育て世代に対する家賃補助制度については、県内の複数の自治体が導入していることから、導入自治体における利用状況や効果などを参考に検討していきます。

空き家の活用については、空き家対策事業と空き家バンク制度を連携させ、空き家バンクの登録の充実を図り、定住促進につなげていきます。

次に、通勤・通学定期券購入費の補助についてです。

本市では、平成29年度から、市民の転出の抑制および定住の促進を図ることを目的に、県外の大学等に鉄道を利用して通学をする学生に対し、月額1万円を上限として通学定期券の購入費の一部を補助しており、これまでの実績は274人に3,273万円を補助しています。

通勤者への補助については、先進自治体の取組状況や導入効果について研究をしまいいります。

次に、新規就農者向け遊休農地や農機具の活用支援についてです。

新規就農者や規模拡大を図る農業者が、遊休農地を活用できるよう、農業委員会が行う遊休農地所有者への意向調査を基に、農地のあっせん事業や農地中間管理機構の活用を促進しています。活用する遊休農地の荒廃が著しい場合には、農地に復旧する工事の支援も行っています。

農機具に関する補助については、Iターン就農者、Uターン就農者で市の新規就農者支援事業補助金の交付を受けている新規就農者などの場合は、購入費用の1割、10万円を限度に補助をする農業用機械等購入費補助金を活用できるほか、市が就農計画を認定した認定新規就農者の場合は、国および県が機械や施設等の導入に係る経費のうち最大4分の3を補助する経営発展支援事業により、円滑な就農を支援しております。

次に、中小企業・個人事業主向けの雇用対策・経営支援についてです。

本市では、独自の地域経済活性化策として、中小企業、個人事業主向けにハートフルタウン笛吹！商品券事業や消費喚起事業を実施したほか、市内の小規模事業者、創業者、観光関連事業者、旅客事業者を支援するため、様々な支援金を交付してきました。

雇用対策としては、笛吹高校の生徒と市内企業とをマッチングする就職説明会を実施し、毎年15人程度の生徒が参加企業へ就職をしています。

また、市ホームページには、市内に事業所を設置する企業の求人情報を掲載し、人材確保に努めています。

次に、24時間リサイクルステーションについてです。

現在、市では、各行政区のご協力の下、資源物の収集を実施しています。

24時間リサイクルステーションの設置は、関係する行政区への資源物回収奨励金の減少が予想されることや、回収施設や器具の設置、衛生管理、防犯、防火等の安全性の確保などに要する経費の増加、不法投棄や維持管理に係る地元行政区の負担の増加といった様々な課題があります。地元および近隣行政区のご理解とご協力が前提となり、様々な観点から検討が必要で

あるため、今後も慎重に研究をしていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。1点ですね、これは質問ではございませんけども、地元の行政区長さんからの困りごとということでお伺いしたことでございます。

近年の、やっぱり、災害で雷雨が発生する場合ですね、地区の防災無線、行政無線が飛んじやうと、落雷で飛んでしまうということなんですけど、ここ近年でかなり数が増えて、実は保険会社がもう更新できないという、そういう話が今、来ているということで、困っていると。これについてちょっと、ほかの補助金が取れないだろうかということで、市のほうにも相談しているけども、なかなか現状は難しいということもあるようでございます。

先ほど申し上げましたように、近年は本当に豪雨災害が多くなり、土砂崩れもそうですけれども、この落雷も頻繁に起きているということもありますので、そういった観点にもぜひまた耳を傾けていただきながら、進めていただけるようお願いをしたいと思います。

3問目の中でですね、なぜこの2040年問題を話をさせてもらったかといいますと、実は今から10年前ですね、有識者グループの日本創成会議というところで、いわゆる増田レポートという、消滅都市ということですね、800自治体が消滅してしまうんじゃないかという、危機感のある論文が出されました。

今、もう10年目になったんですね。そこに指摘された地域が、実は、これはNHKの放送であったんですが、盛り返して、今、子育て支援で出生率が逆にアップして頑張っているという話があります。

これは本当に警鐘を鳴らすという意味では、すごくよかったんじゃないかと思うんですけども、これにのまねずに、やっぱり笛吹市としてもよりよい政策を掲げていただく中でですね、他市、他県からですね、多くの若い、また子育ての世帯の方の流入をお願いしたいと思っております。

市長、ご存じでしょうかね、最近のZ世代と言われる方の合言葉がありまして、コスパとタイムパフォーマンズでございます。コストパフォーマンス、いわゆる費用対効果とタイムパフォーマンス、時間対効果ということで、できるだけ会議を短く、話を短く、幸せは長くということでございますけども、そういったことでしっかりまた、われわれも政策をしっかり打ち出させていただく中で、本当に市民の皆さまの安心・安全を確保できるように、また頑張っていきたいと思っております。

最後となりますけれども、先ほど笛新会の海野代表のほうからですね、質問に対しまして、市長のほうで表明をされて、決意をされたということでございます。私たち公明党といたしましても、これまでの長年ですね、政策提案に対して真摯に応えていただいた市長に対しましてエールを送らせていただきまして、またしっかり、また一緒に取り組ませていただきたいと思いますので、お願いを申し上げ、以上で質問に代えさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了します。

次に日本共産党、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、代表質問いたします。

日本共産党議員団を代表して質問いたします。渡辺正秀でございます。

はじめに、能登半島地震で犠牲になられた方々に心からお悔やみ申し上げます。また、関係者の皆さん、被災された皆さんにお見舞い申し上げます。

さて、今回の第1問目は合併20周年に際し、この間の施策の総括についてであります。

合併して20年になります。この間の市政については良かった点も悪かった点もあろうかと思えます。本質問は、この間、浮かび上がった大きな課題について所見と対策を問うものであります。

そもそも平成の大合併は官から民へ、自治体の合理化を進めようとする国主導の合併でありました。「合併は避けては通れないもの」という掛け声の下、検討や議論も不十分なまま、合併へと突き進んでいきました。その後「住民のニーズが多様化する中で、行政にできることは限られている。」「行財政改革が必要」と強調され、国の考える新自由主義的「行財政改革」が進められました。その結果、重要な問題や課題が生じたのではないかと思います。

以下、伺います。

(1) この間の「行財政改革」について、問題点と思うことはどんなことか伺います。

(2) 市および市職員の役割を再検討し、市民との協働・自治の発展を求めます。

机とパソコンに向かって実務と計画に没頭している職員が増えております。計画を作るのは市、実践するのは市民や諸団体や民間という傾向が強まっております。

私、市役所は自治のセンターだと思えます。そして、市職員は市民の中にあつて、市民との協働、そして地方自治の専任者・専門家であると思っております。でありますから、市民の様々な活動において、市職員はその専任性・専門性を生かして自治活動発展に参加、貢献すべきだと思いがどうか伺います。

(3) 支所機能縮小の見直しを、この間、支所の住民との協働、生活・その他の相談活動など非常に少なくなった、窓口業務も縮小されました。

確かに、支所職員や予算の大幅増はできないと思えます。しかし幸いなことに、先ほどからもありましたけども、ITの飛躍的發展により、窓口業務はどこでも充実できる、窓口業務は本庁とのホットライン、テレビ電話、ITを活用することによって職員を増やさず充実することができる、そういう時代になっております。地域づくり、地域住民との協働は支所機能の見直し・充実で大きく前進させることができるのではないかと思います。支所機能縮小路線を見直すことが必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

「行政区」の位置づけについて、見直しを求めます。「行政区」と呼ばれるようになった地縁団体は、本来行政組織から独立した組織であります。しかし笛吹市は「行政区長等設置規則」で「行政区」を行政組織の末端機構のように規定してしまいました。別法人、人格なき法人も含めてであります。別法人であることを確認し、「行政区長等設置規則」を廃棄すべきではないか。「行政区」はどこでも大きな役割を果たしてきました。市においても大変重要な団体であると思えます。でありますから、笛吹市は連合区長会もしくは各区と「協力協定」を、お互い

独立した組織として「協力協定」を締結すべきではないかと思ひます。

「行政区」は今、未加入問題、役員問題など様々な問題を抱えております。その原因の一つは「行政区」が農村集落共同体や戦時の隣組を歴史的背景とし、いわゆる「家長」を構成員としてきたことにあります。世帯を代表するだけでなく、新住民や女性、若者世代、子育て世代、高齢者世代をも代表する組織に発展することが求められるのではないのでしょうか。すでにそうした「行政区」も生まれております。「行政区」は行政とは別組織なものでありますから、強制ではなく、先進例の紹介などで「行政区」の発展に寄与することが必要だと思ひますがどうか伺ひます。

(5) 指定管理者制度の見直しを、公共施設は何でもかんでも指定管理者制度を適用し、合理化を図るべきだ、とされてきました。その矛盾が今、あらわになっていると思ひます。市の直接的関与がなくなる中で、第1に市と住民の協働活動が後退した、第2に施設設備の修繕・更新で市と指定管理者の責任があいまいになり、施設の痛みが放置され、また時代に合った更新が遅れた。第3に利用者の不便や改善要求に機敏に答えられないことになった。第4に指定管理者においても、施設のリニューアルが認められず経営戦略が立たないという問題点があります。第5に当初掲げられていた経費節減、民間ノウハウの活用も限定的であったと思ひます。

なんでもかんでも指定管理者制度というのをやめ、見直しが必要だと思ひますが、どのように見直す考えか伺ひます。

(6) 民主的市政運営の向上を、早くには新庁舎建設や多機能アリーナ建設、三船ミュージアム構想が頓挫しました。また今般、多目的芝生グラウンド整備が暗礁に乗り上げました。この経緯を見ると、いずれも民主的運営の習熟不足に一つの大きな問題があったと思ひます。新庁舎問題、多機能アリーナ問題、三船ミュージアム問題においては、早くから構想を市民に投げかけたのは良かったと思ひますが、市民の意見を受け止め、計画の検討継続や変更、中止の判断が適切にできなかったと思ひます。多目的芝生グラウンド問題では、コンサルや検討委員会で検討中と言って市の考えが示されなかったため、市の基本計画が完成するまで市民も議員でさえも、市の構想に対して意見を出すことができませんでした。

民主的市政運営の向上のために、1つは構想段階から市長の考えを示し、広く市民の意見を聴くこと、2つ目に市長の構想や計画は絶対だという姿勢をとらず、柔軟な対応をとること、一度決めたらなかなか修正できないという行政にありがちな体質を改めるべきだと思ひますがどうか。

2つ目の質問で、多目的芝生グラウンドについて伺ひます。

2月13日の全員協議会に示された計画見直し文書について、見直しは歓迎いたしますが、いくつか問題点を感じる。

ア. 反対者2名と記述することによって、2名が特定され、地域に不和が生じ、または他地域の人から嫌がらせを受けることも考えられる。市の発表には配慮がほしいと思ひます。

イ. 他の21名の同意は確認したのかどうか伺ひます。

ウ. 国衛区の説明会では反対、慎重論の発言がほとんどでありました。別の場では整備費、優良農地収容等について反対、懸念の声も大きかったと思ひます。こうした意見をどう受け止めたのか。また、反省することはないのか伺ひます。

2つ、27年度までに完成するというスケジュールは守れるかどうか伺ひます。

(3) 整備費の大幅縮減、一桁少ない予算で実現を、教育厚生常任委員会で南足柄体育セン

ターを見てきました。既存グラウンドを人工芝グラウンドにするために、1面ではあるが整備費は基盤工事、人工芝敷設、小規模観覧席設置、防球ネット設置を含め1億3,300万円、追加工事で照明設備のLED化、更衣室トイレの新設が1億円、計2億3,300万円だったということであります。周辺に土のグラウンドのある清流公園緑の広場を例えば活用すれば、芝生グラウンド2面整備で一桁少ない予算で芝生グラウンドが実現できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(4) 一日も早く、優良農地をできる限り潰さず、少ない予算で芝生グラウンドを実現するために、「既存設備の活用」に明確に方針転換すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

以上、伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

日本共産党、渡辺正秀議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに合併20年の総括についてのご質問のうち、まず行財政改革についてです。

行財政改革は、健全で安定した財政運営と市民サービスの維持向上の両立を目指す取組であり、本市では、平成17年度以降、5次にわたり行財政改革大綱を策定をし、本市の将来を見据え、そのときの行政課題の解決を図るため、行財政改革に取り組んできました。

平成17年度から平成21年度までの第1次大綱では、スリムで魅力ある市政の実現を目指し、事務事業の統廃合や組織機構の再編などに取り組みました。

平成22年度から25年度までの第2次大綱では、簡素で魅力的な市政の実現を目指し、行政評価の活用を図りました。

平成26年度から29年度までの第3次大綱では、持続可能な市政の実現を目指し、市民と行政の協働によるまちづくりに取り組みました。

平成30年度から令和3年度までの第4次大綱では、本市の行財政を身の丈にあったものにすることを目標に、ゼロベースでの行財政改革の推進を図りました。

令和4年度から令和7年度までの第5次大綱では、多様化する市民ニーズに的確に答えるため、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる市役所を目指しています。将来世代に負担を先送りしないよう、100年続くまちの実現に向け、「時代の変化を的確に捉え、チャレンジする」「資源の最適化」「新たな技術の活用」「公民連携の推進」「財政基盤の強化」の5つの基本方針を基に、行財政改革を推進しています。

このように、時代の変化に対応し、必要な改革を行い、また、継続と見直しを行いながら、行財政改革を進めてきたことから、これまでの取組に問題はないと考えております。

次に市職員の自治活動への参加、貢献についてです。

職員も地域で生活する市民であり、よりよい地域をつくることを願っており、地域においても、行政区役員、消防団員、スポーツ、文化および福祉分野など、様々な活動に参加をし、地域づくりに貢献しているものと認識をしています。

次に、支所機能縮小の見直しについてです。

支所は、身近な地域のサポートセンターとして、日常生活で利用頻度の高い証明書などの発行業務、地域コミュニティ支援や防災対策業務、市民からの相談や申請手続きに関する初期的

な対応および本庁への取り次ぎ、地域の実情に応じた住民および団体等の活動支援などを所管しております。

令和4年度に支所の標準的な業務を見直しをし、併せて、地域振興および地域の課題解決のための相談対応や住民への必要なサポート業務を専門的に行う地域サポート職員として、経験豊富な再任用職員を配置をしました。

今後も、地域に寄り添った行政サービスの提供を行っていきます。

次に、行政区の位置づけの見直しについてです。

行政区は、日常生活でのふれ合いや共同活動を通して、連帯感や信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自分たちの力で自主的に住みよくしていくための自治組織です。

市と行政区の関係は円滑であり、行政組織の末端機構とは考えていません。

行政区が抱える課題の解決に向けて、市は相談に応じることとともに、必要な支援を行っていきます。

次に、指定管理者制度の見直しについてです。

本市では、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するとともに、民間の能力を幅広く活用する中で市民サービスの向上や経費の削減等を図るため、平成17年度から指定管理者制度の導入を積極的に進めてきました。令和5年4月現在、129の公の施設のうち63施設で指定管理者による管理運営が行われています。

指定管理者制度の導入にあたっては、市民サービスの維持向上が期待できるか、市民の平等利用が確保できるか、コスト削減ができるかなどを総合的に検討し、一定の効果が得られると判断できる施設について、導入することを基本としています。

事業者の選定時には、コスト削減とサービスの向上に主眼を置き、事業者の選定を行っていることから、直営に比べ一定のコスト削減につながっているものと考えます。また、サービス面では年2回のモニタリングからも多くの利用者から好評をいただいていることが確認できます。

制度導入の目的は達成されているものと判断していますが、今後、導入効果が乏しい施設については直営に戻すことも念頭に置き、効果的な指定管理者制度の運用を目指していきます。

次に、民主的市政運営についてです。

市では、多目的芝生グラウンドの整備に向け事業を進めるにあたり、整備に向けた基本的な考え、いわゆる基本構想に相当する部分も含めた基本計画を策定しました。

基本計画の検討段階である、検討委員会での審議については、審議の公開および会議資料を含む議事報告をその都度、市ホームページに掲載してきました。検討段階における全市民を対象とした3回の意見交換会、同時期に行ったパブリックコメント、策定後は、市ホームページでの掲載、2回の市民説明会、地権者説明会および地元地区の説明会を開催をしました。このように、基本計画の策定段階から策定後まで、その内容を市民の皆さまにお示ししつつ、市民の皆さまのご意見をお聞きしながら進めてきました。

また、笛吹みんなの広場の整備にあたっては、活用方法について、広く市民の皆さまのご意見をお聞きするため、計5回の市民ワークショップを開催をしたほか、市民2千人を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、施設の整備方針を決定をしました。

意思決定を行うにあたっては、市民の皆さまのご意見とともに、独善に陥ることがないように、職員と十分に議論を交わし、判断を下しています。さらに、一度決めたものは絶対であるとい

うようなことはなく、今回の計画の見直しのように、市民の皆さまのご意見をお聞きしながら、柔軟な判断を行っています。

続きまして多目的芝生グラウンドについてのご質問のうち、まず計画の見直しについてです。

反対を表明された地権者の方への配慮については、反対を表明された地権者の方は、地権者説明会や地元地区の説明会で、その意向を表明され、市では、その説明会において、地権者の方のご同意が何よりも大事であること、収用法に基づく強制代執行は行わないこと、地権者の方全員のご同意が得られなければ、この計画は進めることができないことをご説明しています。

このたびの、計画見直しに関する市の発表をもって、反対を表明された地権者の方に対する、責任の追及や誹謗中傷などがあってはなりません。

説明会に参加しておらず、市の考えをご理解されていない方や芝生グラウンドの整備を断念したと誤解された方に対しては、計画は見直すものの、芝生グラウンドを整備するという方向性は変わっていないことを、市のホームページや広報紙により周知をします。

他の地権者の方の同意については、地権者説明会において、他の地権者の方からは、補償等に関する質問や要望も複数出されており、計画に対して一定のご理解を得られたと考えています。

意見の受け止めについては、市民説明会、地権者説明会、地元地区の説明会をはじめ、これまで、いただいた賛成、反対、要望などの様々なご意見は、いずれも市民の皆さまの貴重なご意見であると感じています。

これらのご意見は、今後の検討の参考にしていきます。

次に、スケジュールについてです。

芝生グラウンドの早期実現を望む声に応えるべく、検討を進めてまいります。

次に、整備費、既存施設の活用についてです。

現時点で、見直しによる整備内容や整備に係る費用等は見込めませんが、既存施設の活用等をはじめ、様々な可能性を考慮する中で検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

答弁をいただきました。私は、あえてこの20年間の課題といいますが、改善していかなければならない問題点というものを出したわけですが、答弁はこの間やってきたことは基本的にほぼ全て正しかったという中身の答弁でございました。

課題を明確にするということは、評価する以上に今後を決める上で大事な役割があるのではないかと思います。

全部、再答弁を求めたいところですが、再質問は3回だけという制限がありますので、再質問第1回目、指定管理者制度について再質問します。

私は問題点を5項目指摘しましたが、それについての所見を再質問いたします。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

議員が問題点として指摘したことも踏まえ、市の考えを答弁しています。

今後の指定管理者制度の導入にあたっては、効果的な運用が図られるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

次の質問に移ります。行政区の位置づけの見直しについてです。

答弁は、行政組織の末端機構とは考えていませんというものでした。笛吹市行政区長設置規則を見ますと任命は市長がやる。そして行政区長は当該行政区および、その区域内住民等に係る市の行政事務のうち、行政区長を通じて処理することを要する事項を処理するものとする。その具体的な中身は別表2で示すと。そこには、区民への広報および回覧文書の配布、ならびに国および県からの書類等の配布に関することとか、その他、行政執行上必要な調査、取りまとめおよび地域振興等に関わることというようなことが列記されております。そして、第5条では、行政区長は笛吹市の非常勤の特別職の職員とするというふうに位置づけております。

明らかに行政機構の一部、行政機構の末端機構の位置づけではないでしょうか。これを改善して、お互いに独立した組織として協力協定に変更することが適切ではないか改めて伺います。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えをいたします。

行政区につきましては、議員ご指摘のとおり、地域を介した任意の自治組織であります。これについては、間違いのないところではありますけれども、この地域の代表たる区長については、それと同時に本市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で、市における特別職の職員として規定する中、ただいま議員がお示しをされた当該規則において、行政区長の任務および所掌事務を示しているものでございまして、市の特別職として行政事務の一部をお願いするために、これを定めているものでございます。

したがいまして、市民協働の核であります自治組織、行政区にありまして、その代表である区長についてを例規等により位置づけているということから、議員がご提案いただきました協力協定、これについては、その内容が明確ではない中でございますけれども、現時点で必要なものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

多目的芝生グラウンド問題の再質問でございます。

民主的市政運営との関連について、私は市がなかなか市の考えを示さず、基本計画でやっと市の考えが示された。これでは市民も議員も市の考えに対して、早くから意見を言うことができないでいたのであります。

市は市民の声を聞きながら進めてきましたと答弁しました。私も含め、多くの市民が一日も早く優良農地をできるだけ潰さず、できるだけ早く芝生グラウンドを実現するために既存グラウンドの活用をと提案しました。また、浸水想定区域はグラウンド整備の障害にならないという意見もありました。

当時、市の答えは計画に反映できないというものでした。まさに聞き流したという感が拭えません。今後の再検討においては、市民の意見をしっかり参考にしてほしいと思います。

さて、反対者2名と記述することによって2名が特定され、地域に不和が生じ、または他地域の人から嫌がらせを受けることも考えられる。市の発表には配慮がほしいという質問の答弁は、市の発表をもって反対を表明された地権者の方に対する責任の追及や誹謗中傷などあつてはなりませんというものでした。まるで他人ごとであつて、市の発表には問題がないかのような答弁でした。

反対、保留地権者は2名だけではありません。意見を言うのが怖いという人もいたのであります。反対者2名とは正確でなく、また2名と発表する必要もなかったのではないかと。地権者、耕作者全員の同意が得られなかったと言えばよかったのではないかと。不安な状況も生まれていきます。地域の分断を起こさないためにも、反対者がなんらかの被害を受けないためにも配慮する発表が必要ではなかったかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

全員協議会では、多目的芝生グラウンド整備事業について、当初の段階からその経過や検討内容等を全て議員の皆さまにお示ししてまいりました。記者会見では、記者とのやりとりの中でその事実を述べたものです。

人数の表現が個人の特典、また個人に対する誹謗中傷等につながるものとは考えていません。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ちょっと同意ができなくて、再質問の時間と回数があれば、もっとしっかりと詰めていきたいところではありますが、引き続き、こうした問題について建設的な方向で改善の意思を込めて、引き続き話を進めていきたいと思えます。

よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は明日2月29日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

---

散会 午後 4時48分

令和 6 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 9 日

令和6年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和6年2月29日  
午前10時00分開議  
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第1号—議案第47号(一括上程)

上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	保坂利定
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	17番	小林 始
18番	渡辺正秀	19番	古屋始芳

3. 欠席議員

( な し )

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉
農業委員会会長	増 田 敦		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、よろしくをお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 市長提出議案「議案第1号」から「議案第47号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは、3名から5問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭にお願いします。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問が全て終了したあととなりますので、ご承知をお願いします。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

質問に入ります前に、能登半島地震で亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された全ての方々にお見舞い申し上げます。

公明党としましても、しっかりと対策を取っております。最大300万円の住宅の新交付金、決定いたしました。どうか新たな生活再建に向け、頑張っていたきたいことを心より願っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い2点、質問させていただきます。

はじめに、食品ロス削減への住民運動のさらなる推進について、お伺いいたします。

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは約612万トンとされています。食品関連事業者が全体の55%で残りの45%は家庭からのものです。

この食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄などの直接的に生じる環境影響だけではなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸、小売の各段階でのエネルギーの消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。食品ロス削減への住民運動のさらなる推進は非常に重要と考えます。

そこで4点、お伺いいたします。

1として、食品の廃棄を削減する食品流通サービスの展開について。

私たちの地域において、飲食店や小売店で閉店間際に残ってしまった料理や惣菜等を消費者とマッチングさせるサービス等、いわゆるフードシェアリングの展開を支援することも有意義かと考えますが見解をお聞かせください。

2として、在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大について。

子ども食堂や子ども宅食、フードバンク等への、地元の事業者等からの在庫食品の寄付促進やフードドライブ（未利用食品の寄付運動）などの利活用で「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、食品ロス削減と共生社会の構築への取り組みを積極的に進めることも重要かと考えますが見解をお聞かせください。

3として、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援について。

企業・商店などから提供された食料品等を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備し、食の支援を必要とされる地域住民を支える社会環境を整えることも非常に重要かと考えますが、見解をお聞かせください。

4として、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用について。

食に関わる事業者と野菜等の生産者との連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮、芯や種など、出荷や加工前に廃棄されてしまう地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに対して、支援を積極的にすべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、フードシェアリングの展開についてです。

フードシェアリングは、食品ロスを減らすことを目的に、小売店等で残った食品を消費者に紹介し、低価格で購入してもらおう仕組みのことで、一般的には民間事業者が主体となって取組を進めており、売り手側にとっては売上の維持や向上、買い手側にとっては食費の節約など、環境面および社会面で大きなメリットがあります。

全国の自治体の中には、フードシェアリングサービスを運営する民間事業者と協定を締結し、当該サービスの普及啓発等を行っているところもあります。

フードシェアリングは、食品ロスの削減に向けた有効な手段の一つと考えることから、今後、先進自治体の事例を参考にすることで、研究をさせていただきます。

次に、在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大についてです。

現在、市内では、民間団体による在庫食品や未利用食品を活用した食料支援等の活動が活発

に行われております。

例を挙げると、認定NPO法人フードバンク山梨では、年に1回1カ月間、市役所や学校、企業等で在庫食品や未利用食品の寄付を募り、支援を必要としている方々に食料を届けるフードドライブを実施しております。また、市では、フードバンク山梨と連携する中で、企業や家庭からの寄付食品を活用し、食に不安がある子育て家庭に食料支援を行う子ども家庭支援事業を実施しています。

さらに、民間のボランティア団体では、食料品の寄付を募り、月に1回、地区公民館において無償で配布する活動を行っている団体や、わくわく食堂など、地域の小学生を対象とした子ども食堂等を行っている団体もあります。

在庫食品や未利用食品を活用した食料支援等の活動を拡充するため、これらの取組の周知を行うとともに、実施団体、食品の提供企業などとの連携を強化してまいります。

次に、コミュニティフリッジへの支援についてです。

コミュニティフリッジは、企業やNPO法人などが、企業、商店、個人などから提供された食料品や日用品を、地域に設置された公共冷蔵庫と呼ばれる倉庫において保管し、支援物資を必要とする方々が無料で受け取れる仕組みです。

もともとは食品ロス削減のために始まった取組でありますけれども、現在は子育て世帯を中心に、貧困家庭に対する支援策の一つとして、コミュニティフリッジを展開する事例が見られます。

市民の主体的な活動により、コミュニティフリッジが推進されることは、限りある資源を循環させる持続可能な社会の実現や、共助の地域づくりを進める観点から大変重要であると考えます。

しかしながら、取組の推進には、運営に関わる地域の皆さまの機運の醸成や設置場所の確保、食品の提供企業等との連携などが課題となります。

今後、市民協働の取組として、行政がどのような支援、環境整備ができるのか研究していきます。

次に、出荷や加工前に廃棄される地域食材の活用についてです。

本市で生産される農産物の大半は、市場へのお荷や直売により消費され、規格外品は加工用原料として利用されています。

出荷や加工用原料とならず、廃棄される農産物は、コンポストを活用して肥料にしたり、畜産向けの飼料として提供したりすることで、有効活用が図られております。

このような取組は、資源の循環による環境負荷の低減にもつながるものであることから、今後も、これらの取組を事業者や農業者に推進していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。食品ロスに関わることで、これからは自分たちで守らなければならないこともございます。

ご存じだと思いますけど、賞味期限の記入の仕方も何月何日まででしたけれども、何年何月

までということになります。食中毒の関係も出てきて、もうすでに保険会社では、この食中毒に関する保険適用のものも出ております。各個人一人ひとりが気をつけなければならないようになっております。

そこで、やはり共働きの方の家庭も多いですし、子どもさんが一人で残っていて食べなければならない場合もあります。そこで、市民一人ひとりの、ご高齢者の皆さま、また子どもさんからそういった食中毒の教育とか、そういったこともこれから必要ではないかと思えます。そして企業としての勉強も必要ですし、企業、そして市民、そういった一体となった学習というか、そういったものについてはお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

渡辺清美議員の再質問にお答えいたします。

提供される食品の安全性について、提供者である事業者や消費者、特に子ども、老人への指導や学習について進めるのはどうかということであると思えますけれども、フードシェアリングにおいて、食品の安全性の確保が図られるよう、自治体といたしまして何ができるか研究をさせていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありますか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。それでは、2番目としまして安心できる学校健診についてお伺いいたします。

学校の健康診断は原則、着衣のままでOK。文部科学省は学校の健康診断について、児童生徒のプライバシーや心情に配慮して実施するよう、健診時の服装や学校側の運用などに関する具体的な考え方を示した通知を発出しました。通知は1月22日付けです。

健康診断を巡っては、服装などに特に定めがなく、地域や学校によって、運用が異なっています。

近年、全国的に児童生徒や保護者らから受診に不安を訴える声が高くなっています。文部科学省の通知では、プライバシーや心情に配慮し、正確な検査、健診を行うのに支障がない範囲で原則、体操の服や下着、タオルで体を覆うように求めています。

学校側の運用では、男女別に実施、囲いやカーテンなどで個別スペースを用意、養護教諭を除き、児童生徒と同姓の教職員が立ち会う、待機時は体育の服装やタオルなどで体を隠せるようにするといったことを具体的に例示しています。

一方、成長期に多い背骨の病気や心臓の異常など正確な検査、診断には視触診を実施することが不可欠な場合もあります。プライバシーに配慮した、安心して受けられる学校健診が求められます。

本市の現状と今後の取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

現在、市内の小中学校では、児童生徒を対象に内科、歯科、耳鼻科、眼科等の各種健康診断を実施しています。このうち内科健診の実施にあたっては、各学校が学校医と事前に十分協議し、健診時の服装など、プライバシーへの配慮を行っています。

健診時、児童生徒は廊下や教室などで待機し、保健室で受診しています。市内の小中学校19校のうち、全学年で男女別に健診を実施している学校は、小学校が14校中5校、中学校が5校中5校で、合計10校です。男女が一緒のスペースで受診することがないよう、19校全ての学校で、囲いやカーテンなどを使用しています。

また、女子児童生徒が受診する際の教職員の立ち合いは、女性の教職員としています。

待機時の服装は、各学校とも体育着等を着用しており、受診時の服装は、小学校1校の低学年を除き、体育着や下着を着用しています。

文部科学省が本年1月22日付けで発出した「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」の通知に基づき、今後、医師会と健診時の服装を含め、統一がとれた方法について検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。中には小さいころから、心臓の手術などでここに傷があったり、またアトピーとか、とびひとかそういうことで皮膚関係の支障があったり、背骨が曲がっていたり、歪んでいたという、そういったことも成長期にはございます。

中にはやはり、心臓なんかの場合はめくって聴診器を当てないとなかなか聞こえない場合もありますし、やはり胸を触らなければならない、このへんの形を見たり、いろいろ、骨の関係でもって、そういうのもあるようです。ですから、国のほうでは前もって、児童生徒本人と保護者にそのことを、そういうことがありますよということを連絡するよという流れにもなっております。

また、特別、一堂に保健室だけではなく、また違った場所なんかも個別的に配置するようなところもありますけれども、そういった連絡に関しては、どのようになっているのか教えてください。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺清美議員の再質問にお答えします。

市内の小中学校では、令和5年度の健診において19校中11校で児童生徒の保護者に対し

て、健診の実施方法について事前の説明を行いました。

今後は文部科学省の通知に基づきまして、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応となるよう、健診の内容や方法について、各校において事前に説明を丁寧に行うよう指導してまいります。

なお、手術の痕など児童生徒のプライバシーや信条に関わり、児童生徒や保護者から申し出があった場合につきましては、全ての学校において健診の方法や時間、場所などについては配慮して実施しております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。今回、質問させていただいた2点について意見を述べさせていただきます。

食品ロスのほうですけれども、東京都の江戸川区では、インターネット上で区内の飲食店や小売店と商品を出してもらって、そしてその事業主は1千円ですね、年間1千円だそうです、それに参加するのは。当然、消費者の方は無料でもって参加できる。そしてその中にまた飲食店の人たちが、これはいくらですよということを提示しまして、そして直接、消費者がそこに買いに行って、普段買うよりも安く手に入れるという方法を最近、始めたそうです。

また、そういった例も取り入れながら、笛吹市でもそのようにやっていければ、本当に何万人という方が利用していますし、市外の方たちからもそういったのが対応できるような格好にもなっているそうですから、ぜひそのへんをよろしく願いいたします。

そして、健康診断のほうですけれども、国のほうでは、本当に医師会と連携をとるということでもって、もう上のほうから言っているそうですから、健康診断をしてくださる先生方も本当にお忙しい、今、コロナとかが流行っていますし、本当に大変忙しい中をやってくださっているのは、とてもありがたいです。

ですから、本当は早くしちゃったほうがいいかもしれないんだけど、でもいろいろプライバシーに配慮しながら男女問わず、男の子であってもいろいろなことで、病気で悩んでいる方もいらっしやいます。男女問わずそのへんを、医師会ともうすでにお話しになっていることと思いますけれども、お医者さまと話し合いながら、どうか、本当にプライバシーに配慮した、受けやすい、安心して受けられる、そういったことをやっていただきたいと思います。

とにかく教育委員会に対して、全国的にもものすごい、生徒自身からも、また保護者からもすごい不安の声が全国的に上がっているそうですので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。大変にありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、A I デマンド交通「のるーと笛吹」について、質問いたします。

笛吹市の新たな交通システムとして、A I デマンド交通「のるーと笛吹」の実証運行が今年1月15日からスタートしました。笛吹市全域をカバーする公共交通ということで大きな期待が寄せられています。全国各地でA I デマンド交通の導入が進められています。

実証運行では、御坂町西部・八代町・芦川町・石和町の一部が運行区域となっています。これらの地域では12月から1月にかけて説明会が行われたと聞いていますが、参加していない方もおり周知が十分とはいえません。市民の中には、新たな運用に対する不安を抱く方や、A I デマンド交通の導入を知らない方もいますので、市民への周知は今後も時間をかけて行わなければならないと思います。

実証運行が始まった地域の方から春日居あぐり情報ステーションやいちのみや桃の里文化館など、運行地域以外の公共施設や富士見地区のスーパーやクリニックなど行きたい場所に停留所がなくて行くことができないとの声もあります。また、運賃や運行時間に関する要望も寄せられています。

以下、伺います。

(1) 運行開始後1カ月間の利用状況はどうでしょうか。

(2) 運賃について、「中学生300円というのは高いのでは」との声があります。また、高齢者の生きがいづくりや外出支援の観点から多くの高齢者が使いやすいように75歳ではなく65歳以上を200円とすべきと考えます。どのような検討がされこの運賃になったのか、また今後料金について見直されることもあるのでしょうか。

(3) 運行が始まった御坂町・八代町・芦川町での説明会は何カ所で行われ、何名の参加者がいたのでしょうか。

(4) 市営芦川バスは令和6年3月末で運行終了となっています。A I デマンド交通「のるーと笛吹」は芦川バスと比べると運行時間が短くなり、始発や最終便を利用していた方にとっては、交通手段がなくなることとなります。運行時間を延長してもらえると通勤・通学で利用できるとの声もありますがどうでしょうか。

(5) 運賃が200円になる障がい者というのは、障がい者手帳を持っている方ということでしょうか。精神障がい者も対象となるのでしょうか。

(6) 高齢者にとっては、スマートフォンを使い慣れていない方もおり自分でできない場合、市役所の窓口で登録の手続きを手伝ってもらえるのでしょうか。

(7) パンフレットには運賃について、現金のみの支払いとなりお釣りのないようなとの注意書きがありますが、回数券・定期券・キャッシュレス決済などの導入は考えているのでしょうか。

(8) 市外の方でも利用できる場合として、笛吹市内に親族がいる方、市内の学校や事業所に通っている方、介助のために同乗する介助者とありますが、最近では二拠点生活のため住民票はなくても、笛吹市内に住居がある方もいます。そのような方は利用可能でしょうか。

(9) 運行区域以外に住んでいる市民も利用できるのでしょうか。

(10) 家族で乗る場合、乗る人全員を登録する必要があるでしょうか。

(11) 停留所にクリニックや診療所、運行地域以外の公共施設を追加してほしいとの声がありますが、年度途中での停留所追加は可能でしょうか。

(12) 日曜・祝日の運行を希望する声が多かった場合、運行する考えはあるでしょうか。

(13) 令和7年度以降に運行予定の地域について、停留所の希望の聞き取りや説明会はいつごろ行う予定でしょうか。

(14) 実証運行のあと、どのように問題点の洗い出しを行い、改善していくのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、利用状況についてです。

1月15日に実証運行を開始してから2月15日までの約1カ月で、利用登録者数は1,634人、利用者数は延べ479人に達しています。1カ月間の1日当たりの平均利用者数は、約17.7人です。

次に、運賃についてです。

実証運行における運賃は、JRなどの鉄道事業者や民間路線バス事業者、他の自治体の運賃体系を参考に検討し、笛吹市地域公共交通会議で決定しました。

運賃については、実証運行での利用状況や利用者からのご意見を踏まえ、本格運行に移行する段階で改めて検討します。

次に、説明会の開催状況についてです。

説明会は、運行区域内の41行政区の全てを対象に、公民館等で開催しています。

2月20日現在、御坂町では延べ30カ所で開催し、305人が参加しました。八代町では延べ15カ所で開催し、202人が参加しました。芦川町では延べ5カ所で開催し、61人が参加しました。

説明会に参加された方からは、新たな公共交通機関の誕生に「一人で買い物や病院に出かけられるようになる」「家の近くで乗り降りができてありがたい」など、好意的な意見が多く出されました。また、乗降ポイントの追加や運行時間の拡大など、利用にあたっての要望も出され、市民の皆さまの期待の大きさが感じられました。

次に、運行時間の延長についてです。

市営芦川バスの始発便は、午前6時50分に八代町奈良原を出発し、石和温泉駅間を結んでいます。一方で、最終便は、石和温泉駅を出発し、午後6時31分に八代町奈良原に到着します。

芦川バスが休止されることにより、これまで、通勤や通学に利用してきた方にはご不便をおかけしますが、比較的用户数の多い御坂町栗合から石和温泉駅間は、引き続き、民営の富士急バスが利用できます。

御坂町栗合から石和温泉駅間を除く芦川バスの利用者は、令和3年度実績が、始発便で、一日当たり0.1人、最終便で0.7人となっています。

運行時間については、実証運行での利用状況や利用者からのご意見を踏まえ、本格運行に移行する段階で改めて検討します。

次に、障がい者割引の対象者についてです。

割引の対象は、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を所持している方です。

次に、市役所窓口での登録手続きについてです。

登録手続きは、市役所の企画課、御坂支所、八代支所および芦川支所の窓口でできるほか、専用のコールセンターでは、電話での登録も受け付けています。

次に、回数券・定期券・キャッシュレス決済などの導入についてです。

キャッシュレス決済については、利用者の利便性向上のため、導入に向けた検討を行っています。

回数券、定期券については、実証運行を踏まえ、利用者からの要望などを参考に、検討していきます。

次に、市内に住居票はないが、住居がある方の利用についてです。

生活スタイルの変化により、二地域居住の方が増加している現状は承知しています。今後、利用ニーズの把握に努め、利用対象とできるよう検討します。

次に、運行区域外に住んでいる市民の利用についてです。

実証運行の区域内の利用であれば、本市にお住まいの方は、どなたでも利用できます。

次に、利用者全員の登録についてです。

「のるーと笛吹」は事前予約制であり、また利用対象者を市民に限定しています。予約手続きの簡素化や利用資格の確認などのため、利用者全員の登録をお願いしています。

次に、乗降ポイントの追加についてです。

笛吹市地域公共交通会議での協議や関東運輸局への申請が必要となりますが、年度途中での乗降ポイントの追加は可能です。

今後、地域や利用者からの要望を踏まえ、乗降ポイントの追加を検討します。

次に、日曜・祝日の運行についてです。

「のるーと笛吹」の運行日は、移動手段を持たない高齢者や障がい者などからの利用ニーズが高い医療機関の営業日などを考慮するとともに、現行のデマンドタクシーや先行自治体の状況も参考に、月曜日から土曜日までの運行としました。

運行日については、実証運行での利用状況や利用者からのご意見を踏まえ、本格運行に移行する段階で改めて検討します。

次に、令和7年度以降の運行地域での説明会等についてです。

令和7年度から運行予定の行政区には、令和6年8月から9月ごろ、乗降ポイントの設置場所について希望をお聞きする予定です。

また、各行政区への説明会は、令和7年1月から2月ごろの開催を予定しています。そのほか、地域の団体やグループなどから説明会の開催要望があれば、随時対応します。

次に、実証運行を踏まえた改善についてです。

実証運行における利用実態を分析するとともに、利用者に対するアンケート調査や説明会での意見交換などを通じて、課題の洗い出しや利用ニーズの把握に努め、本格運行での運行内容の改善につなげます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

今までデマンド交通のなかった地域の方にとっては便利になったと思うのですが、今年3月で終了する市営芦川バスを使っていた方は、始発と最終便の時間に「のるーと笛吹」が運行しないため、困っていると聞きました。

御坂町栗合から富士急バスに乗れるとしても、奈良原から栗合の区間で乗っていた方は利用できません。人数とすればわずかかもしれませんが、当事者にとっては切実な問題だと思えます。運行時間を朝と夕方、1時間ずつ延長すれば解決すると思えます。

運行区域内の説明会でも運行時間の拡大を要望する声があったそうですので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

「のるーと笛吹」の運行時間については、実証運行での利用状況や利用者からのご意見を踏まえ、本格運行に移行する段階で改めて検討いたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

石和町、春日居町の運行が始まるのは令和7年4月、一宮町、境川町の運行は令和8年4月からになっています。令和7年度から本格運行が始まる地域に対しては、今年の夏に乗降ポイントの設置場所について希望を聞く予定ということですが、乗降ポイントだけでなく「のるーと笛吹」に対する要望を聞き取って、本格運行に生かしていただきたいと思えます。

停留所だけでなく、運賃、運行日、運行時間など様々な要望が寄せられると思えます。まだ運行が開始されていない地域の方々から要望を聞く機会をつくっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

運行区域の区長や市民の皆さまを対象に実施する説明会では、乗降ポイントの設置場所だけでなく、「のるーと笛吹」の運行全般についてご説明し、ご意見を伺う予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

境川町の本格運行が始まると、境川巡回バスは廃止されます。境川巡回バスは通学で利用している小学生がいます。12月議会で中村議員の質問に、スクールバスの見直しを行うということでしたので、境川巡回バスを利用している児童についても検討していただきたいと思いません。

また、日曜日や祝日は公共施設でのイベントが多く行われています。そういうイベントに参加したいという希望を持つ方もいらっしゃると思いますので、ぜひ日曜・祝日の運行についてもご検討いただきたいと思いません。

本格運行までにはあと1年ありますので、よく研究していただき、市民からの要望を反映した運行をしていただきたいと思いません。

では、2問目、子育て支援継続について質問いたします。

コロナ対策は5類に引き下げられたものの、冬になり、インフルエンザやコロナの患者は増えており、戦争や円安、異常気象の影響による物価高騰は終わりが見えていません。

笛吹市では、コロナ禍が始まったときからその影響を受けた子育て世帯への支援を続けています。期間限定の給食費無償化もその一つです。ここ2、3年の物価高騰はすさまじく、年が明けてもおさまる気配はありません。

公立の小中学校で給食費を無償化する自治体は全国に広がっており、県内でも半数以上の自治体が無償化しています。11月23日付け山梨日日新聞には、小中学生や未就学児を持つ保護者を中心とした市民団体が、小中学校の給食費無償化を求める要望書を県に提出したとの記事が掲載されており、「すべての小中学生に学校給食を無料で提供してほしい」との要望があったといえます。

笛吹市では、保育所に通う児童の給食費についても物価高騰対策として、今年度は無償化する対策を取っていますが、それについては、保護者の申請を必要としています。保護者の中には外国人の方もおり、ちゃんと申請できるか心配する声も聞かれています。

何年前に子どもの貧困が注目されましたが、朝食を食べずに登校する子や長期休みに食事がまともに食べられず痩せてしまう子などは今も存在しています。フードバンクや子ども食堂など、ボランティアによる支援が行われており、貴重な活動だと思いますが、民間のボランティアによる支援だけでは十分とはいえません。以下、伺います。

(1) 物価高騰により給食の食材費も変動していると思いますが、令和2年度から4年度まで小中学生の食材費は1人あたりいくらだったでしょうか。

(2) 今年度の食材費は昨年度に比べ何%ぐらい上がっているでしょうか。

(3) 物価高騰が続く中で来年度も引き続き無償化にすべきと考えますがどうでしょうか。

(4) 多くの自治体が期限を設けず給食費の無償化を行っています。笛吹市も無償化に踏み出すべきと考えますがどうでしょうか。やらない場合、その理由は何でしょうか。

(5) 笛吹市保育所等主食・副食費価格高騰対策補助金の申請期限は、令和6年3月31日までとなっていますが、今の時点で何%の申請が届いているでしょうか。

(6) 申請のない保護者に対し、何らかの働きかけや支援を考えているでしょうか。

(7) 子育て世帯の生の声を聞くべきと考えますが、そのような機会はあるでしょうか。

(8) 長期休みに食事が取れない子に対して、自治体として食事の提供を考えるべきと思いますがどうでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、小中学生1人当たりの給食費についてです。

小中学校の給食は、笛吹市学校給食費徴収規則により、1食当たりの費用を定めています。

令和2年4月から令和4年6月までは、1食当たり小学校290円、中学校330円、令和4年7月から令和5年3月までは、物価高騰の影響もあり、1食当たり小学校305円、中学校347円でした。

次に、食材費の上昇率についてです。

公立保育所8園の1人当たりの食材費に相当する副食費の平均月額は、令和4年4月から令和5年1月までが5,801円、令和5年4月から令和6年1月までが5,944円で約2.5%上昇しました。

小中学校の食材費に相当する給食費については、令和5年8月から牛乳の単価が1本当たり4円上昇したことに伴い、現在の給食費は小学校309円、中学校351円です。令和4年6月までの給食費と比べると、約6%上昇しました。

次に、令和6年度の給食費の無償化についてです。

小中学校および保育所等の給食費の無償化については、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない現状を鑑み、令和6年度は、子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の取組として実施します。

次に、期限を設けずに無償化すべきについてです。

令和7年度以降の実施については、社会情勢を見極めた上で、国の動向等を踏まえて検討します。

次に、笛吹市保育所等主食・副食費価格高騰対策補助金の申請についてです。

私立保育園などに児童が通うご家庭の場合、主食・副食費については、保護者が直接施設に納付します。令和5年度の無償化にあたっては、保護者からの補助金交付申請により、主食・副食費に相当する額を交付しており、令和6年2月20日現在、主食・副食費価格高騰対策補助金の交付対象保護者1,401人のうち1,049人が申請し、申請率は約75%です。

申請されていない保護者に対し、保育園等では、園だよりで呼びかけるほか、職員が申請を促す声かけを行うなど、働き掛けをしています。

次に、子育て世帯の声を聞く機会についてです。

本市では、毎年、市内の全小中学校の保護者で組織される笛吹市PTA連合会から要望を受ける機会を設けています。PTA連合会からは、会長、各地区の代表、母親の代表等が出席しており、子育て世帯の声を直接聞く、意見交換の場にもなっています。

また、毎年開催している「子ども・子育て会議」では、保育所の保護者会の代表と笛吹市P

TA連合会の代表が、委員として参加されており、保護者のご意見を直接伺う機会となっております。

さらに、日頃から各学校に寄せられる保護者の声は、随時、市に伝えられています。

なお、笛吹市教育委員会委員には、子育て中の方もおり、毎月行う定例教育委員会の場でも貴重なご意見をいただいています。

そのほか、令和6年3月には、「第3期笛吹市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係るニーズ調査として、未就学児の保護者2千人、小学生の保護者1,500人などを対象に、子育てに関する状況や子育て支援のための施設やサービスなどについて、ご意見を伺うアンケート調査を行います。

次に、長期休暇中、食事が取れない子に対する食事の提供についてです。

本市では、平成28年度から、認定NPO法人フードバンク山梨と連携を図りながら、食に不安がある子育て家庭に対し、食料支援を行っています。

この取組は、子どもの食事が安定して確保されるよう、夏休みや冬休みなどの学校給食が提供されない長期休暇を中心に実施しています。

令和5年度は、約200世帯に対して、フードバンク山梨の「こども支援プロジェクト」事業で、7月、8月、12月に食料支援を行いました。また、本市独自の取組である「子ども家庭支援事業」では、10月に食料支援を行ったところであります。春休み期間の令和6年3月にも支援を予定しています。

このように官民が連携して行う食料支援は、NHKの全国放送で紹介されるなど、注目を集めている取組です。

今後も、フードバンク山梨と連携した食料支援を継続するとともに、国、県および他市の動向を注視しながら、必要な支援を行ってまいります。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

給食費の無償化の流れは全国で広がっており、県内では北杜市や上野原市が来年度から小中学校の給食費を無償にするそうです。青森県は、県内の小中学校で提供する給食を10月から無償にする予算を盛り込み、都道府県単位で一律、無償化に取り組むのは全国初といます。

東京都では、来年度23区全ての区で給食費無償化が実現し、都の予算案には区市町村への補助事業が盛り込まれたそうです。

全ての子どもたちの給食費が無償となるように国や県への働きかけが必要だと思いますが、そのような考えはあるでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

国は令和5年6月に閣議決定したこども未来戦略方針の中で、学校給食の無償化実現に向け

て課題等を整理した上で具体的な方策を検討するとしていますが、令和6年2月現在、具体的な方策は示されていません。国に対しては、給食費の無償化の方策が早く示されるよう働きかけを行っていきます。

県に対しては、無償化に関わる独自の取り組みを行う他県の事例もあることから、取り組みについて検討するよう働きかけを行っていきます。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

今はまだ自治体によって給食費が無償のところと有償のところがあり、決して公平とは言えません。給食は栄養バランスのとれた食事であり、みんなで一緒に食べる時間は食育の時間でもあります。

安全・安心な給食と思っていましたが、小学1年生が給食の時間にうずらの卵をのどに詰まらせて亡くなったとの報道があり、胸を痛めています。2015年にも同様の事故があったということで、二度とこのようなことのないよう配慮をお願いしたいと思います。

全ての子どもたちの給食費が無償となる日が来るようお願い、質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

渡辺君。

○18番議員（渡辺正秀君）

まず1問目めに関して、関連質問を行います。

私の住んでいるところは、路線バスが1日に数回走るというようなことで、なかなか公共交通というのは難しかったわけですが、やっとこの見通し、それができたということで、非常に住民の皆さんも喜んでいるところであります。

ところで、今回はまず実証運行でありますけども、その中で、今、八代方面から考えてみますと、乗ったはいいいけど行き先としては、やはり今、富士見地区というのが非常に行き先が多いわけですね。クリニックや商店も増えていますので。ところがそちらのほうには乗降場所が全然ないということで、そして実証運行を行う、そのデータをとるにしてみても、やはり富士見地区に、少なくとも数カ所、停留場を設置すると非常に利便性がよくなるし、実証運行としてのデータも良いものが得られるのではないかと思います。そういう点では、富士見地区に数カ所、停留場をつくるという考えはございませんでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

富士見地区の乗降ポイントの位置につきましては、今後検討してまいります。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ぜひ、停留所の増設については、実証運行が終わってからということではなくて、随時、必要なところを増設するということですので、ぜひ速やかに実現していただきたいと、よろしくお願ひします。

2つ目の質問でございますけども、給食の無償化、今の河野議員の一般質問の中で、新たに2自治体が増えたということで、27市町村のうち16に、今度なったんでしょうか、そうした点で、やはり昨日、次期についての市長の決意というようなものが、決意と、それから積極的な取り組みの姿勢が示されたわけですが、そうした中で、やはり給食費の無償化ということですね、ぜひ考えの中に入れていただきたいと思うんですが、市長のそのへんの決意というものをお聞きしたいと思います。

○議長（古屋始芳君）

山下市長。

○市長（山下政樹君）

渡辺議員からご質問いただきまして、ありがとうございます。

まだまだ本当にですね、研究しなきゃいけない点がたくさんあります。簡単に言えば、財政の部分でございます。今回、1年間、給食費の無料化、いわゆる保育所、小学校をやる形でも約4億5千万近いお金がかかるわけなんです。このお金を、じゃあどういうふうにするのかということが最大の焦点です、はっきり言って。ほかのところも当然、考えなきゃいけないところもございます。国の動向、どういうふうに国がやっていくのか、またこのへんもよく見ませんと、やったはいいいけれど、また国がとか、方向が変わってしまったなんていうことになってもしようがありませんから。とにかく来年1年間は、来年度はですね、大変、景気、非常に厳しいところがございますので、子育て対策ということもあるんですけど、景気という部分ですね、1年間、ぜひとも無料にさせていただけたらなというふうに思っております。

とにかく、再来年以降はですね、とにかく財政のところをしっかりと見ながら、また国の動向を見ながら、一つひとつできることを進めていきたいなというふうに思います。

ある意味、前もお話したかもしれませんが、割合小さい自治体というのは、割合結構手が出しやすいということはちょっと失礼かもしれませんが、取り組むことができるんですけど、甲府市もそうですね、非常に20万人を超える、近いところだと、なかなかこれをやっていくという、財政的な部分は非常に厳しいところがございますし、割合残っているところというのは、どうしても大きい自治体というふうなことになりますので、このへんのとにかく財源というものをどういうふうに生み出していくのか。いっぺん始めたら、前もお話しましたが、やめることはほぼ難しいと思いますので、今年やって来年はやりませんなんという事は、まず、市民に対して言えませんので、とにかく始めたら最後まで頑張っけてやっていくという、そういう、いわゆる財政というのをしっかりと作りながら、この事業にですね、どう取り組んでいくか、今後よく研究していきたいというふうに思っております。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ぜひ前向きにお願いしたいと思うんですが、笛吹市の財政というのは私も再三言っているように、他の自治体に比べて非常に良好な状況になっているということはずっと言ってきました。そして、そういうところでも、うちよりも悪い状況の中でも、このことはもう決断しているということでございます。

それから、山下乡政の中でも話題になった芝生グラウンド等についても数十億円ということ、これは見直しになりましたけども、計画できていたというようなことでございますので、ぜひこの分野での決断を期待して、私の意見といたします。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時20分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、神澤敏美君の質疑および質問を許可します。

7番、神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

笛新会の神澤でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。

はじめに新年早々、石川県能登半島に起きた地震により亡くなられた方々にご冥福をお祈りし、心から哀悼の意を表します。また、被災されている方たちにお見舞い申し上げ、一日も早い復旧と復興を願い、質問に入ります。

人口減少に伴う、空家、遊休農地の対策について、お伺いいたします。

2015年に空家等対策特別措置法が施行され、空き家を自治体が「特定空家」と特定すれば行政が除却命令及び除却代執行が可能となり、2023年には各自治体では「特定空家」等の増加を防ぐため「管理不全空家」等を設定できるようになりました。各自治体では大変苦慮していると聞いております。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した地域別推計人口では、全国的な少子高齢化社会が進み人口が減少する中、生産年齢人口（15歳から64歳）が2050年には2020年に比べ699の市町村で半数未満に減少することが確実視されています。

働き手の中心を担う年齢層が減少すると地域の基幹産業や福祉の人材不足、自治体の運営、物流、交通の維持が危惧され若者の都会への移住とともに後継者が希薄になり、空き家、遊休農地の増加が心配されています。現在、笛吹市の各行政区によっては開発が進んでいる地域がありますが長年解決のできない空き家、遊休農地が多数みられます。特に空き家においては行政区外、市外、県外に移住もしくは親族または親戚が管理者となっており、また、遊休農地に

においては管理が難しく管理者の立て看板はあるものの地域の住民に防災、防犯面で非常に負担をかけているのが現状です。各行政区では、1年または2年交代で役員が変わり時が過ぎるばかりで解決ができません。

このため、これらの問題を早急に解決するため、以下質問をいたします。

- 1点目、市内空家の件数を、旧町村別に伺います。
- 2点目、遊休農地の筆数を、旧町村別に伺います。
- 3点目、現在の産業別人口の10年前との比較を伺います。
- 4点目、空家、遊休農地、今後の対策を伺います。
- 5点目、組織体制と職員の確保を伺います。

以上5点、お願いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮建設部長。

○建設部長（雨宮竜也君）

神澤敏美議員の一般質問にお答えします。

空家、遊休農地の対策についての質問のうち、まず、空き家の件数についてです。

令和5年9月末現在の空き家数は、石和町が117件、御坂町が93件、一宮町が67件、八代町が32件、境川町が17件、春日居町が30件、芦川町が21件で、合計377件です。

次に、遊休農地の件数についてです。

農業委員会が令和4年度に行った農地利用状況調査によると、市内の遊休農地は石和町が165筆10.3ヘクタール、御坂町が1,243筆46.7ヘクタール、一宮町が420筆17.3ヘクタール、八代町が1,325筆40.6ヘクタール、境川町が3,753筆143.6ヘクタール、春日居町が726筆38ヘクタール、芦川町が1,829筆64.6ヘクタールで、合計は9,461筆、361.1ヘクタールです。

次に、市内の産業別人口についてです。

国勢調査を基に、平成22年度と令和2年度の市内の15歳以上の就業者数を産業別に比較すると、農林業など第1次産業は5,855人が5,536人となり319人の減少、建築、製造など第2次産業は7,517人が7,318人となり199人の減少、その他の産業の第3次産業は2万716人が2万1,419人となり703人の増加となっております。

次に、空き家、遊休農地の今後の対策についてです。

空き家の対策については、空き家は個人の財産であるため、まずは所有者が自らの責任で対応することとなります。このため市では、空き家等の所有者を特定し、適切な管理の促進や啓発を行っています。

また、笛吹市空家等対策の推進に関する条例に基づき、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場、その他の公共の場所において、人の生命、身体に対する危害または財産に対する甚大な被害を及ぼし、またはそのおそれのあると認める場合は、危険箇所を除去するなどの緊急安全措置を講じています。

さらに、条例において、特定空家等を定義し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき是正することができます。

今後も、空き家等に関する対策の実施や必要な措置を講じていきます。

遊休農地の対策については、農業委員会において、毎年1回、農地の利用状況を調査しており、遊休農地と遊休化のおそれのある農地を把握し、その所有者に対して利用意向調査を行っています。貸し付けや譲渡を行う意向がある遊休農地については、農地のあっせん事業や農地の中間管理機構の活用を促し、荒廃が著しい遊休農地が貸借される場合には、農地への復旧を支援するなど、遊休農地を農地としての利用につなげる取組を図っています。

また、遊休農地が周囲の営農、住環境に悪影響を及ぼす場合には、遊休農地の所有者に対して農地の適正管理を指導しています。

次に、組織体制と職員の確保についてです。

空き家対策に係る組織体制としては、これまで、空き家対策事業はまちづくり整備課、空き家バンク制度は企画課が行ってきたところですが、両事業を連携させ、空き家の解消を図るとともに、空き家バンクの登録の充実を図り、空き家活用の促進を図るため、令和6年度からは、空き家に関する所管課をまちづくり整備課に一元化します。

遊休農地対策に係る組織体制としては、遊休農地の調査等を行う農業委員会、農地を借り受け、担い手等へ貸し付けを行う県の農地中間管理機構が中心となりますが、遊休農地の発生抑制にもつながる新規就農者や農業後継者等、担い手の確保に向け、農林振興課や農業塾が連携して取り組んでいます。

職員配置については、様々な業務を効果的、効率的に行うため、職員一人ひとりの経験や特性、業務量を考慮しながら行っています。空き家対策や遊休農地対策等を含め、総合的な視点から職員配置を検討します。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

非常に丁寧なご答弁ありがとうございました。

これまで人口問題と空き家問題の質問は数ありましたが、これほど明確な答弁をいただいたのは初めてだと、杞憂しております。

再質問ではなくですね、意見として要望を1点、申し上げたいと思います。

地方法務局ですね、令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務付けられ、3年間怠ると行政のペナルティ生じるとしてありますが、市でもいろいろの手続きに20万円の補助金を充てながら、この空き家対策のほうの相続人の手続きを進めていると聞いております。

生産者人口の高齢化や少子化で増加する空き家・遊休農地の管理者を行政で明確化、指導することによって、各地域の防犯、防災の負担軽減にもなります。

山間地に広がる遊休農地は把握することが非常に苦難のことと思いますが、空き家・遊休農地を一つの資源として捉え、移住・定住を促し、各地域に活用要望のある空き家・遊休農地の対応に仲介できるシステム構築をお願いし、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、神澤敏美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

( な し )

関連質疑および質問を終わります。

ただいま、議題になっております議案第1号から議案第47号までの47案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りします。

明日3月1日から3月10日までは、議案調査のため休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日3月1日から3月10日までは、休会とすることに決定しました。

次の本会議は3月11日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

---

散会 午前11時36分

令和 6 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 1 1 日

令和6年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和6年3月11日  
午後 1時30分開議  
於 議 場

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 笛吹市障がい者基本条例の制定について                                     |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について                           |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について                    |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について                            |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 笛吹市介護保険条例の一部改正について                                     |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について                                    |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について        |
| 日程第10 | 議案第10号  | 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                |
| 日程第11 | 議案第11号  | 笛吹みんなの広場条例の一部改正について                                    |
| 日程第12 | 議案第12号  | 笛吹市営住宅条例等の一部改正について                                     |
| 日程第13 | 議案第13号  | 笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部改正について                        |
| 日程第14 | 議案第14号  | 笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部改正について                       |
| 日程第15 | 議案第15号  | 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について                                   |
| 日程第16 | 議案第16号  | 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について                                   |
| 日程第17 | 議案第17号  | 笛吹市消防手数料条例の一部改正について                                    |
| 日程第18 | 議案第18号  | 笛吹市ふれあいの家条例の廃止について                                     |
| 日程第19 | 議案第19号  | 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について                              |
| 日程第20 | 議案第20号  | 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について                        |
| 日程第21 | 議案第21号  | 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について                          |
| 日程第22 | 議案第22号  | 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)                           |

について

- 日程第23 議案第23号 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算  
(第3号) について
- 日程第24 議案第24号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号) について
- 日程第25 議案第25号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号) に  
ついて
- 日程第26 議案第46号 市道の廃止について
- 日程第27 議案第47号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡	由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博	
5番	河野智子	6番	武川則幸	
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人	
9番	荻野謙一	10番	保坂利定	
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦	
13番	海野利比古	14番	渡辺清美	
15番	中川秀哉	17番	小林始	
18番	渡辺正秀	19番	古屋始芳	

3. 欠席議員

( な し )

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

報告事項を申し上げます。

本日、農業委員会会長 増田敦君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議案第1号から日程第27 議案第47号までを一括議題とします。

本案については、今定例会初日2月20日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る2月29日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、6日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

総務部総務課の審査では、議案第3号 「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、委員より、次年度以降に一般職の給与改定があった場合には、会計年度任用職員についてもその都度、給与改定するのかとの問いに対し、今回の国からの通知では、国家公務員の取り扱いを参考にしつつ、各地方公共団体の実情を踏まえらなければならない。本市の給与改定については、国や県の動向を鑑みながら行うことを前提としており、次年度以降も必ず一般職に準じてというわけではなく、国や県、他市の状況を見ながら適時、適切に対応していくとの回答がありました。

議案第19号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」

総務部防災危機管理課の審査では、防災関連計画策定事業における、笛吹市地域防災計画の

改定作業の繰越明許費について、委員より、改訂作業の完了時期についての問いがあり、国から3月中に令和6年能登半島地震を教訓とした修正などの通知があることを前提とした場合、作業完了は令和6年8月になる見込みであるとの回答がありました。さらに委員からは、近年毎年災害が発生し、その都度、修正作業をしていたら、完成しないのではないかとの問いがあり、今回、国からの修正などの作業をもって策定を完了し、それ以降は必要に応じて随時修正を加えていくとの回答がありました。

総合政策部企画課の審査では、歳入、国庫補助金、総務費国庫補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、委員より、A I デマンド交通導入事業に関する補助金について、全域に運行となった場合も、同じような補助金制度を利用できるのかという問いがあり、来年度以降も引き続きこの補助金を申請する予定である。

現在、既存のデマンドタクシーの運行に活用している補助金を、将来的にはA I デマンド交通の運行に活用していく方針であるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を報告いたします。

議案第3号 「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第4号 「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第5号 「笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第17号 「笛吹市消防手数料条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第19号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」、消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第47号 「山梨県市町村総合事務組合規約の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第19号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託してありますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第3号から議案第5号および議案第17号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第5号および議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長(中村正彦君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る2月29日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、6日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

保健福祉部生活援護課の審査では、議案第6号「笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について」、医療扶助の申請にあたり、マイナンバーが必要であるということだが、マイナンバーカードが必要となるのか、マイナンバーが確認できれば良いのかとの説明を求めましたところ、マイナンバーカードが必要との説明がありました。

また、今回の改正により業務がどれくらいスムーズになるかと尋ねたところ、令和5年度のレセプトの点検件数を約1万5,800件と見込んでいるが、オンラインによる受給資格確認を導入することで、受給者が医療券の発行申請を行うため、市役所窓口直接向く必要がな

くなることから、受給者の利便性の向上と、医療券発行事務に係る職員負担の軽減が図られるとの回答がありました。

教育委員会生涯学習課の審査では、議案第15号「笛吹市社会体育施設条例の一部改正について」、芦川テニスコートは何面あり、敷地はどれくらいの広さがあるのか、廃止後は、この土地をどのように利用するのか説明を求めたところ、テニスコートは2面で、コートとコート間に駐車場や管理棟があり、広さは2,126平方メートルである。廃止については、昨年7月に芦川の区長会において説明し、承認を得ている。また、市内でこの土地の利用希望はあるか確認したが、なく、今後は、一般競争入札等を活用しながら市有財産の売却を検討していくと説明がありました。

議案第19号「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」

教育委員会学校教育課の審査では、小中学校学校教育事業学力向上支援スタッフ追加配置事業について、人材が確保できず、報酬減額をしているがその理由について説明を求めたところ、全国的に教職員の確保が難しくなっている中で、山梨県も同様であり、正採用教員の育児休業や病気療養などの代替えとして期間採用教員が任用されているが、教員採用試験の年齢制限の廃止等、様々な理由により期間採用教員が減少し、市担講師や学力向上支援スタッフが県の期間採用に任用されるケースもあり、その影響を笛吹市も受けてしまっている。市教育委員会としても、県教育委員会に教職員確保の要望をしているが、なかなか現状は変わらないとの説明がありました。

委員からは、人材が確保できないことにより支障を来しているのであれば、確保について研究してほしいとの意見がありました。

なお、令和5年陳情第1号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」については、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第1号「笛吹市障がい者基本条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第6号「笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第7号「笛吹市介護保険条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第8号「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第9号「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第10号「笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第15号「笛吹市社会体育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第16号「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第18号 「笛吹市ふれあいの家条例の廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第19号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第20号 「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第21号 「令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第22号 「令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第23号 「令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第19号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第1号、議案第7号から議案第10号、議案第15号、議案第16号および議案第18号までを一括議題といたします。

お諮りします。

この本8案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本8案についての委員長報告は可決です。

本8案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第7号から議案第10号、議案第15号、議案第16号および議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第6号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議案第6号 「笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

条例の一部改正について」、日本共産党議員団を代表しまして、渡辺正秀が反対討論を行います。

さて、私は常任委員会の採決におきまして賛成いたしました。誤りであったと反省しております。申し訳ございません。

採決後、執行部から説明の訂正が行われ、その部分も含め、会派で再検討をした結果、本会議において反対することにいたしました。

私たちは、マイナンバー制度について個人情報漏えいの恐れがあること、国家等によるプライバシーの侵害、個人情報の不正利用の恐れがあることから反対してまいりました。

今回の改正は、特定個人情報の利用について困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の事務を付け加えるというものでございます。この対象となる事務はわずかであり、改定による事務の向上はほとんど期待できず、マイナンバー制度の持つ問題の大きさと比較して利益はないものと思われま。

また、採決後の当局の説明の変更、すなわち外国人の生活保護法に準ずる保護の申請はマイナンバーカードを使って行わなくてはならないという説明、これはマイナンバーカード取得が任意とされていることと矛盾いたします。法に反してマイナンバーカード取得の実質強制であると思えます。

そもそも、国や笛吹市を含む自治体の個人情報の扱いには問題があると思えます。過日、河野智子議員が一般質問で取り上げた18歳と22歳の市民の名簿の自衛隊への提供問題、個人情報保護法67条1項では、行政機関の長等は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないとしております。

一方、提供自治体が提供の根拠としているのは、自治体が自衛官募集事務の一部を行うとした自衛隊法第67条1項と防衛大臣は自衛官募集に関し、実態に必要な報告または資料の提出を求めることができるとする自衛隊法施行令第120条であります。これらは名簿提供の根拠にはなりません。

要するに、個人情報保護法は法律に基づく場合を除いて個人情報を使ってはいけないとしておりますが、自衛隊法は名簿提供を事務としておらず、また同法施行令は政令であり、法令ではございません。

経済安全保障に関して機微情報や機密情報を扱う人の適性を評価する制度の導入で、対象者は家族、交友関係、生活習慣まで調べられるといひます。

秘密保護法と併せ、個人情報、プライバシーが軽視され、国家等による侵害が強まっております。

私たちは、漏えいや国家等によるプライバシーの侵害、個人情報の不正利用が懸念されるマイナンバー制度について、特定個人の情報の利用の拡大に反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（古屋始芳君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これより、議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号から議案第23号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

○建設経済常任委員長(武川則幸君)

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る2月29日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、6日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

公営企業部の審査では、議案第2号「笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」、総務大臣通知により平成31年度から5年間で、法非適用事業に係る公営企業会計への移行について取り組むように周知されたとあるが、法非適用事業とは具体的には何か、また、笛吹市ではどんな事業があるのかと尋ねたところ、法非適用事業とは、公益企業法の財務規定等を適用していない事業のことで、笛吹市では農業集落排水事業がこれに該当している。水道事業、公共下水道事業、温泉事業、簡易水道事業は、すでに公営企業法の財務規定等を適用しており、今回、法の非適用事業で特別会計であった農業集落排水事業が公営企業会計に移行することにより、笛吹市の公営企業5事業は全て公営企業法の適用事業になるとの説明がありました。

議案第19号「令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について」

産業観光部農林土木課の審査では、土地改良施設維持管理事業の繰越明許費について、詳しく状況説明を求めたところ、地区要望により実施している石和町井戸地内の水路改修工事において、施工場所に隣接する東京電力の電柱が軟弱な地盤にあり、工事による影響を受けることから、その移設に係る手続きなどに時間を要しているため、年度内の完成が困難となったこと

により、改修に係る工事請負費および電柱移設補償費について繰越明許費の設定を行うものであるとの説明がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、都市計画費、都市計画総務費、建築物耐震化促進事業、避難路沿道建築物耐震診断等支援事業において、補正前の金額に513万円とあるが耐震診断のみの金額か。また、避難路として指定されている対象道路はどこなのかと尋ねたところ、診断となっているが、実施内容は鉄骨造の倉庫の解体を予定していた。また、対象道路は耐震改修促進法に基づき県が定めた計画の中で指定した路線となり、指定路線は、市内にある国道および県道であるとの説明がありました。

委員からは、個人住宅の耐震化やブロック塀改修の補助金についても、市民への啓発活動を積極的に行うよう意見がありました。

建設部土木課の審査では、市道1-5号線・1-8号線道路改良事業の繰越明許費について、委員から、沿線住民や地権者に対し丁寧な説明をしていると思うが、話すばかりではなく、相手の話をよく聞き、お互いがしっかりと納得する中で事業に取り組んでほしいとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、3月5日には、議案第46号「市道の廃止について」の現地調査を行いました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第2号「笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号「笛吹みんなの広場条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号「笛吹市営住宅条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第13号「笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第14号「笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第19号「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第24号「令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第25号「令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第46号「市道の廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第19号につきましては、先ほど申し上げたと

おりです。

議案第2号および議案第11号から議案第14号を一括議題といたします。

お諮りします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

---

再開 午後 2時21分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

議案第2号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第11号から議案第14号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号および議案第25号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号および議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に議案第46号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了しました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第19号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論を許します。

(なし)

討論を終結します。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

今定例会に上程され、初日の本会議で議長に委任された議案第19号の計数整理について、その結果をお手元に配付させていただきましたので、ご確認ください。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りします。

明日3月12日から3月20日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日3月12日から3月20日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は3月21日、午後1時30分から再開いたします。  
本日は、これにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

---

散会 午後 2時26分

令和 6 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 2 1 日

令和6年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第5号)

令和6年3月21日  
午後 1時30分開議  
於 議 場

- 日程第 1 議案第26号 令和6年度笛吹市一般会計予算について  
日程第 2 議案第27号 令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について  
日程第 3 議案第28号 令和6年度笛吹市介護保険特別会計予算について  
日程第 4 議案第29号 令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第 5 議案第30号 令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について  
日程第 6 議案第31号 令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について  
日程第 7 議案第32号 令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第 8 議案第33号 令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第 9 議案第34号 令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第10 議案第35号 令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第11 議案第36号 令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第12 議案第37号 令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第13 議案第38号 令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第14 議案第39号 令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第15 議案第40号 令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について  
日程第16 議案第41号 令和6年度笛吹市水道事業会計予算について  
日程第17 議案第42号 令和6年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について  
日程第18 議案第43号 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計予算について  
日程第19 議案第44号 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計予算について  
日程第20 議案第45号 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について  
日程第21 笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙  
日程第22 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について  
日程第23 報告第3号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第11号)の専決処分

の報告について

- 日程第24 議案第50号 笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第26 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第27 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第28 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	保	坂	利	定	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	17番	小	林		始	
18番	渡	辺	正	秀	19番	古	屋	始	芳	

3. 欠席議員

( な し )

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉
農業委員会会長	増 田 敦		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議案第26号から日程第20 議案第45号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日2月20日に上程され、その後、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告をいたします。

去る2月29日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月12日、13日、14日の3日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算について」

総合政策部政策課の審査では、総務費、総務管理費、企画費、行財政改革推進事業、指定管理者制度運営事業について、委員より、今後の指定管理の方針および導入施設の評価についてどのように考えていくのかとの問いがあり、それに対し129の公の施設のうち63の施設について指定管理者制度を導入している。全ての公の施設に指定管理者制度を導入するものではなく、市民サービスの維持向上が期待できるか、コスト削減ができるかなどを総合的に検討し、一定の効果・成果が得られると判断できる施設について、導入することとしている。また、導入した施設についても、検証し、効果が得られない施設については、今後、業務委託や直営に戻すことも検討していくとの回答がありました。

総務部管財課の審査では、公共工事検査事務および公共施設営繕事務の委託料の内容について、さらに説明を求めたところ、公共工事検査事務は、営繕担当の新設に伴い、工事の完成検査を山梨県建築技術センターに委託するもので、検査の精度を上げることを目的としている。

また、建築という専門性の高い検査に、担当職員が共に携わることで職員の育成も期待できる。公共施設営繕事務では、設計段階から、当該建築技術センターの支援を受けることによって、各施設整備において、受注した設計業者と、より細部にわたっての協議が可能となり、確度の高い設計内容としていくことを目的としているとの説明がありました。

総務部各支所の審査の審査では、各支所の夏祭り事業について、委員から、それぞれの支所について、コロナ禍で自粛していた、夏祭りを開催するというので、地域の各実行委員会と連携をとる中で、良いイベントにしていきたいとの意見がありました。

消防本部の審査では、通信指令施設及び無線設備保守点検業務委託料について、令和8年4月から消防共同指令センターが運用開始されると不用になるのかとの質問があり、委託料は不用となるが、新たに消防共同指令センターの負担金と通信指令を受ける端末機器が必要となる。負担額や端末機器等については、令和6年4月に設置される共同運用事務協議会で検討していくとの説明がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、国際交流事業、多文化共生事業、12節の日本語教室委託料について、さらに詳しい説明を求めたところ、令和5年度は、参加者は笛吹市在住の方であり無料で参加ができる。年間18回行い、基礎クラス32名、対話クラス10名の参加があった。募集については、広報や日本語学校の業者にも広報を委託しているとの説明がありました。

委員からは、多文化共生という考え方の中で、日本語教室だけでなく、他市の事業も研究しながら進めていってほしいとの意見がありました。

また、温泉管理運営事業、市営温泉改修事業、ももの里温泉実施設計業務について、委員から、くれぐれも地元に対する説明をおろそかにしないように、区長会や地元区にしっかり説明をしてほしい。また、議会に対しても説明してほしいとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算について」のうち、総務部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部各支所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

この際、申し上げます。

議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告いたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和6年度一般会計当初予算案ならびに特別会計予算案について、3月12日、13日、14日、15日の4日間の日程で委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査にあたり、何点か質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算について」

保健福祉部健康づくり課の審査では、後期高齢者人間ドック助成事業について詳しく説明を求めたところ、助成対象者は、国保特定健診対象者の人間ドック受診率を参考に1,500人を見込んでおり、対象者へは4月中旬に案内通知を発送する予定である。すでに個別健診や集団健診を申し込んでいる人も変更することが可能で、5月1日から受診が可能となるよう健診機関と調整中であるとの回答がありました。

また、検査項目は国保人間ドックと違いがあるのか、検査項目が重複する場合はどう考えているかとの問いに対し、国保人間ドックと後期高齢者人間ドックの検査項目は、基本的には同じ内容になるが、後期高齢者人間ドックには、その検診結果を介護予防に活かすという目的もあるので、厚生労働省が示している介護予防の質問に回答してもらい、それを健診結果として活かしたいと考えている。また、かかりつけ医での定期健診などと重複する検査項目がある場合は、人間ドックではなく、集団健診や個別健診で項目を選んで受診することも可能であるとの回答がありました。

また、委員1名より、保健福祉部所管項目について反対の討論がありました。

子供すこやか部子育て支援課の審査では、母子保健事業費母子保健総務事務について、こども家庭センターの設置が努力義務とされているが、笛吹市の現状について説明を求めたところ、設置には国の定めるいくつかの要件があり、こども家庭センターは、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に実施することが大きな柱となっており、その点においては、子育て支援課の中に、この2つの機能をそろえているので、すでにできていると認識している。それ以外には、センター長の配置や、児童福祉機能と母子保健機能を統括する統括支援員の設置がある。また、こども家庭センターには、サポートプランの作成とその地域に足りないサービスや資源を開拓する役割も求められているので、設置後も国の要件に沿ったものになるよう、さらに整備を進めていくとの回答がありました。

教育委員会生涯学習課の審査では、文化振興事業山廬施設取得事業について、詳しい説明を求めたところ、山廬は飯田蛇笏・龍太の生家であり、生涯を通して俳句の創作活動を行った文化的価値の高い場所であり、意義のある地域資源である。維持管理は主に一般社団法人、山廬文化振興会が行っているが、その収益だけでは賄いきれず、飯田氏が私財を投じて補っているものの、これを継続していくのは難しい状況にあるため、市で買い取ってほしいとの申し出があった。この申し出を踏まえ、検討したところ、俳句の聖地ともよばれる貴重な山廬を後世に引き継いでいくとともに、俳句の里づくりや文化振興と、市外の人を呼び込む観光振興の拠点等としても活用できる地域資源であると評価できることから、事業計画したとの説明がありました。

なお、生涯学習課の審査は、15日の予備日を使い、引き続き審査を行いました。

15日の審査では、飯田氏が個人の力だけで山廬施設の維持管理などを行い、後世に引き継いでいくことは難しいため、俳句文学の普及活動や活力ある文化活動に寄与することを目的とした非営利型の一般社団法人、山廬文化振興会を設立し、会費などを集めながら取り組んできたこと、その達成のために、山廬俳諧堂の管理及び運営事業・山廬の維持管理に関する事業、文化・学術芸術振興に関する事業を行っていることについて説明がありました。また、買い取りについて検討するための調査費として、用地測量と不動産鑑定の委託料を計上し、調査結果を踏まえた上で、取得するべきかを検討していくとの説明がありました。

委員からは、飯田蛇笏・龍太の功績を世に広めていくのであれば、俳句を趣味としている人以外にも広めていくことが重要になるということ、しっかりと考えてほしい。観光資源としても十分すぎるくらい活用することも大事だと思う。文化というのは、そこにいる熱意ある人たちが中心であって、それを支えていくのが基本だと思う。文化的価値の重要性を軽々には判断できず、似たケースがあった場合への対応の前例にはいけない。先進地の事例も参考にしながら、俳句の聖地であることをアピールし、市内外から注目される地域になることを期待している。市民にも丁寧な説明をしてほしいとの意見がありました。

なお、委員1名より、この施設をどのように維持発展させていくのか議論をしていく段階であるとの考えから、取得を目的とした調査費を計上すべきではないとの反対討論がありました。

また、委員1名より、説明を受け、山廬文化振興会の財政の危機的状況は理解できた。必要性、有用性の再確認と将来展望の議会への説明を求めたいとの賛成の討論がありました。

市民環境部国民健康保険課の審査では、議案第29号「令和6年度後期高齢者医療特別会計予算について」、今回の保険料の大幅な上昇について、説明を求めたところ、後期高齢者医療広域連合議会において決定していることであり、市で決めていることではない。高齢化社会により、国民健康保険の対象者が減少している分、後期高齢者の対象者が増加し、医療費も増加している。制度を維持するには、どこかで不足分を賄わなければならないため、このように保険料を上げざるを得ない状況にあると考えられるとの回答がありました。

また、このような状況は、被保険者からすると制度として機能しているとは考えにくく、もっと国が責任を果たす制度にしていくべきではないかとの問いに対し、この状況を打開するためには、国民健康保険同様、国からの支援を受ける必要があると感じているので、市として、後期高齢者医療広域連合に対し、強く要望をしていくとの回答がありました。

また、委員1名より、反対の討論がありました。

それでは、審査結果については、次のとおりであります。

議案第26号「令和6年度笛吹市一般会計予算について」、保健福祉部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第27号「令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第28号「令和6年度笛吹市介護保険特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第29号「令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成多数で原

案のとおり可決すべきものと決定。

議案第30号 「令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

審査結果の報告については以上のとおりであります。可決すべきものと決定された議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算について」に対して付帯決議案が提出され、採決の結果、賛成多数で付帯決議を付することに決しましたので、以下、報告を申し上げます。

議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算について」に対する付帯決議

議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算」について、審査結果は「可決すべき」とするものの、教育委員会、生涯学習課、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育費、事業07 文化振興事業、06 山廬施設取得事業、12節委託料については、以下のとおり強く求めるものであります。

本事業においては、山廬施設の取得方法、取得後の利用方法、将来経費の概算や、現状を踏まえた20年・30年後までの将来構想についての詳しい説明がなく、また笛吹市公共施設個別計画では市所有の施設を減少させることとなっているが、山廬の土地・施設の取得は個別計画に記載がない。

本件の審査にあたり指摘された内容をもとに、次のとおり申し入れるので、十分に留意されたい。

今後、事業を進めるにあたり、山廬取得の必要性和有用性、将来の構想を丁寧に議会に説明するよう要望する。

山廬施設取得については、笛吹市から補助金を受け整備している施設もあるので、それらの施設の取得については、過去の経過をしっかりと調査・検証し、購入することについて、慎重に検討するよう要望する。

今後、事業を進めるにあたり、上記事項に留意し、事業遂行、予算執行について、議会への経過説明をしながら、慎重に行うよう要望する。

以上、決議とする。

令和6年3月15日  
笛吹市議会教育厚生常任委員会

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第26号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第27号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

議案第28号 「令和6年度笛吹市介護保険特別会計予算について」、反対の立場から討論を行います。

今年度は3年に一度の介護保険事業計画の見直しがされましたが、第9期の保険料基準額は第8期と変わらず、年額7万2千円となりました。

所得段階は11段階から13段階へと変わりましたが、負担割合は引き上げられておらず、今の物価上昇で苦しむ市民に配慮されたものとなっており、評価できるものと考えます。

しかし、2000年に介護保険が導入されて以来、介護保険料はたびたび引き上げられ、利用料の負担も増やされてきました。

導入当時は1割負担のみでしたが、2015年8月からは一定の所得がある方は2割負担となり、2018年8月からは3割負担にまで増やされました。

介護を受けるためには介護費用が必要であり、お金がなくて自己負担分を工面できない人は介護が受けられない状況がつけられてきました。

来年度は介護報酬が見直され、全体では1.59%増ということですが、訪問介護基本報酬は2から3%減額されました。

厚生労働省は、介護事業経営実態調査で訪問介護の収支差率が7.8%となり、全介護サービス平均を上回ったことを引き下げの主な根拠としています。これは地域を1軒ずつ回る従来型の事業所とサービス付き高齢者住宅など集合住宅に併設され、ヘルパーが住宅内の利用者を回る併設型事業所の収支差率を平均したものであり、収益には大きな開きがあります。

市内の事業者からも芦川や境川など移動距離が長いと赤字になると言われました。

2012年度訪問介護事業者の36.7%が赤字経営だったとの報道もあり、訪問介護の基本報酬引き下げは経営が厳しい中小事業所の収支を悪化させ、さらに倒産・廃業が増えるのではないのでしょうか。独自の対策が必要だと考えますが、そういったものはありません。

介護が必要になり、施設に入りたくても待機者がおり、すぐに入れない状況の中、地域で暮らしていくためには、訪問介護はなくてはならないものです。

国に対して基本報酬引き下げの撤回を求めるとともに国庫負担率の引き上げを求めること、また市に対し介護従事者、介護事業所への支援を求め、反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

17番、小林始君。

○17番議員（小林始君）

議案第28号 「令和6年度笛吹市介護保険特別会計予算」につきまして、この原案に賛成

する立場から討論を行います。

今回の予算の総額は前年度比6, 175万3千円、率にすると0.9%の減額となり、歳入歳出総額69億3,034万9千円の予算額となっています。

本市の高齢化率は、令和3年4月に30%を超え、国の平均を上回り、市民の3人に1人が高齢者という状況であり、介護、医療、生活支援、認知症対策などのニーズがますます増えていくことが予想されます。

人生100年時代と言われ、本市においてもこれから高齢者人口が増加していく中で、高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるとともに、医療・介護の連携強化や日常生活を支えるサービスの充実は「ハートフルタウン・優しさあふれるまち」の実現に向けて、必要不可欠な施策であります。

このような状況の中で、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」が策定され、「高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち」を基本理念に、5つの基本目標に沿って施策の展開を図っていく方針が示されました。

今回策定された計画の初年度に当たる令和6年度は、今後3年間の高齢者施策を見据える中で、包括的な支援体制の充実、健康な生きがいづくりへの支援、介護保険サービスの充実など、介護保険特別会計においては、今後3年間に必要な事業を円滑に進めるために過不足ない予算編成が行われたものと理解します。

また、要支援者、要介護認定者の増加に伴い、介護保険事業費も令和6年度の66億5,598万円から令和8年度には68億3,929万円に増加することが見込まれ、「介護する人、される人」市民生活に直結する介護保険事業予算の確保は、われわれ議員にとっても重要な役割の一つだと認識しています。

特に、今回の介護保険事業計画見直しの中核となる介護保険料については、計画期間中の高齢者人口、要介護認定者数、介護サービス見込み量を基に、第1号保険者が負担すべき基準月額額は、現行の保険料より473円増額の6,473円と試算されましたが、物価が高騰している現在の社会情勢にあって、市民の負担が増加しないことを最優先に考え、介護保険基金積立金を有効活用し、基準月額を現行と同額の6千円に据え置いた市長の英断は、まさに市民目線の市政運営であると大変評価ができるものであります。

市民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち、地域で支え合うまちの実現と健全な高齢者福祉の推進を期待して、令和6年度笛吹市介護保険特別会計予算案の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

議案第29号 「令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について」、反対の立場から討論を行います。

来年度の予算における後期高齢者医療保険料収入は、前年度予算と比べ2億7,383万円、35.7%の増額となっています。この増額は、保険料率を上げたことによるものです。

令和4、5年度と令和6、7年度の保険料率の比較では、均等割額の年額が4万980円から5万770円と9,790円の増加。所得割率は8.3%から11.11%と2.81ポイントの増加となり、1人当たりの賦課額の年額は7万7,322円から10万2,210円と2万4,888円の増額となっています。2年間の軽減後の保険料額の比較でも6万1,305円から8万2,121円と2万816円の増加であります。

後期高齢者医療費については、2020年10月から単身世帯で200万円以上、複数世帯で320万円以上の収入がある方の窓口負担割合が1割から2割に引き上げられています。

度重なる負担増により、高齢者からは「年寄りには長生きするなということか」といった声が出ています。具合が悪くても、受診しない受診控えが起きるのではないのでしょうか。

国の制度設計に基づき、県の広域連合で決められたことではありますが、怒りをもって抵抗すべきです。そうしなければ、この制度は改められません。

税、特に法人税率アップ、1億円以上の所得者の税の適正化、企業の内部保留への一部課税等を財源に国の負担増を求めるべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

3番、山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

議案第29号 「令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算」につき、この原案に賛成する立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、山梨県後期高齢者医療広域連合を保険者として、県下統一の保険料で実施されている医療保険制度です。

保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき2年に一度見直され、令和6年度の保険料は、均等割額が令和5年度より9,790円増加し5万770円、所得割率が2.81ポイント増加し11.11%の増額改定となっております。

これは、団塊の世代の加入による被保険者数の増加や被保険者1人にかかる医療給付費の大幅な増加といった状況などが背景にあると伺っています。

山梨県後期高齢者医療広域連合を保険者とする本制度において、市では、これまでも運営が適切に行われるよう、歳入歳出の適正な予算化を行っており、高齢者の医療の確保につながっているものと考えます。

また、国に対し、被保険者の保険料負担や市町村の公費負担が過度なものにならないよう、

国による新たな仕組みづくりや財政支援を行うこと、低所得者の生活に影響を与える保険料と  
ならないよう、軽減の拡充を行うことを毎年要望され、被保険者の立場に立った対応もされて  
いると考えます。

令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の予算案については、高齢者の皆さんが安心して  
医療を受けられるための適切な予算案であると考え、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を  
求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

○建設経済常任委員長（武川則幸君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告をいたしま  
す。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和6年度一般会計当初予算案、  
ならびに特別会計予算案、公営企業会計予算案について、3月12日、13日、14日の3日  
間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算について」

農業委員会の審査では、農業費、農業委員会費、農業委員会運営費の報酬において、農業委  
員、農地利用最適化推進委員への能率給についての説明を求めたところ、前年度の活動実績に

よって国から割り振られてくる交付金であり、年間の活動状況に応じて、38人いる農業委員、農地利用最適化推進委員の上位3分の1に1.3倍、中位3分の1に1倍、下位3分の1に0.7倍を掛けてその金額を委員に配分している。活動状況は活動日誌に基づき判断しているとの説明がありました。

産業観光部農林振興課の審査では、農業費、農業総務費、農業加入補助事業、収入保険加入補助事業において、詳細説明を求めたところ、山梨県農業共済組合で扱っている果樹共済および収入保険加入者への補助について、果樹共済は自然災害しか補償されないが、収入保険は、最近問題となっている盗難や自然災害、価格の低下など広くカバーできる保険となっていることから、収入保険への加入者の増加を図るため、来年度からは、新規加入時の負担が大きい積立金への補助を行い、収入保険への加入を促進することで、農業経営の安定につなげるとの説明がありました。

建設部建設総務課の審査では、未登記道水路解消事業において、未登記道水路はどのくらいあるのか。また、未登記道水路測量委託の積算根拠について説明を求めたところ、石和、芦川地区の一部を除いて6千件ほどと把握している。測量委託の積算根拠については、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の単価により行っているとの説明がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、街路維持管理事業において、防犯カメラ保守管理委託について、防犯カメラはどこに何台あるのか。また、1台当たりの保守料はいくらか尋ねたところ、石和温泉駅および春日居温泉駅周辺で55台管理しており、1台当たりの保守料は年間約4万円であるとの説明がありました。

委員からは、駅前だけでなく、公園の既存カメラの設置場所や新規設置などについても、市民が安心して公園を利用できるよう考慮してもらいたいとの意見がありました。

議案第43号 「令和6年度笛吹市公共下水道事業会計予算について」

公営企業部の審査では、営業費用管渠費における、ストックマネジメント実施方針策定業務委託について詳細説明を求めたところ、市内105カ所あるマンホールポンプのうち、耐用年数が経過して老朽化したものについて、適正な施設管理を図るためマンホールポンプの状態を調査し、修繕および取り替えを行う優先順位を設定する業務であるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第26号 「令和6年度笛吹市一般会計予算について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第31号 「令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第32号 「令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」から議案第40号 「令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」までの9案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第41号 「令和6年度笛吹市水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第42号 「令和6年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第43号 「令和6年度笛吹市公共下水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第44号 「令和6年度笛吹市簡易水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第45号 「令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第26号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

議案第31号から議案第43号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本13案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本13案についての委員長報告は可決です。

本13案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第43号までは原案のとおり可決されました。

議案第44号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議案第45号 「令和6年度農業集落排水事業会計予算」について、反対討論を行います。  
安易に独立採算を原則とする企業会計へ移行すること自体に反対いたします。

予算案で営業収益は852万円、営業費用は5,827万円、営業収益は営業費用のわずか14.6%です。企業会計へ移行する条件がまったくないと言えます。

以上が反対理由でございます。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

6番、武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

議案第45号 「令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計予算」につきまして、この原案に賛成する立場から討論を行います。

農業集落排水事業は、芦川地域において、その清流を守る重要事業であります。農業用排水の水質保全および集落における生活環境の向上を図るための農業集落排水事業は、人口減少等に伴うサービス需要および料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等に対応し、安定的な事業継続に努める必要があります。

将来にわたり安定的に必要なサービスを提供していくためには、資産およびコストを含む全体の経営状況を的確に把握した上で、中・長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められます。

国では、令和5年度までに地方公営企業法を適用していない事業について、地方公共団体が同法の規定の全部または一部を適用し、公営企業会計へ移行することを要請しています。

笛吹市では、水道事業、公共下水道事業、温泉事業、簡易水道事業の4事業はすでに公営企業法の財務規定等を適用しており、今回、同法の特例適用事業であった農業集落排水事業が公営企業会計に移行することにより、笛吹市の公営企業5事業は全て公営企業法の適用事業となります。

本事業の公営企業会計への移行は、資産を含む経営状況を的確に把握することが可能となり、公営企業に求められる経済性の発揮に寄与するものと期待をしています。

令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計予算案については、芦川地域の良質な水資源を保ち、安定的な事業継続に向けた適切な予算案であると考え、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了しました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第26号「令和6年度笛吹市一般会計予算について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議案第26号「令和6年度一般会計予算」に対して、反対討論を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

本予算案は、歳入歳出425億円と過去最大の大型予算となっております。

歳入では、基金からの繰入金が59.4億円で前年比15.8億円、36%増、市債が54.3億円で、前年比15.4億円で39.7%増となっております。

歳出で、大きな事業には御坂中学校改築事業12.6億円、石和中央テニスコート改修事業4.2億円、なごみの湯改修事業8.5億円、ももの里温泉改築事業1.1億円、みさか桃源郷公園長寿命化事業1.5億円、春日居地域子育て支援センター整備事業2.1億円、御坂学童保育施設整備事業2億円、保育園・小中学校給食費令和6年度無償化に関して約4.7億円、ふるさと納税経費16.8億円などがあります。

本予算がここまで大きくなった理由は、これまで絞られてきた大型事業について、今年度、積極的に進めるためであると思います。また、単年度ではあるが、給食費の無償化、学校トイレの洋式化、保育園における便の園内処理、営繕担当の設置、公園・公共施設の修繕、近代化等々、日本共産党議員団が提起した改善も含まれていることは評価いたします。

次に、令和5年度版長期財政推計で、市債残高は7.7億円増で375.2億円になる見込みだったが、予算に基づけば1.9億円減で367.8億円になる見込みである。基金残高の見込みは平成元年見込み額195.9億円から29.9億円の減の166億円に減少する見込みとなります。

多目的芝生グラウンド計画が見直しとなり、事業費37億円のほとんどを基金で賄うとしていたが、これが不要となり、基金が一気に減る事態は避けられました。

次に大型予算ではあるが、新自由主義的行財政改革路線は変わらず、市民福祉と地方自治の発展の妨げとなっている。

第1は、非正規職員の比率が高いままであって、非正規職員は実務をこなせても、地方自治の専任者、専門家として住民と力を合わせ、地方自治発展の職務を果たすことは困難である。特殊な場合を除き、正規職員を配置することが豊かな地方自治実現に必要であります。

第2に、公民館まで指定管理者制度を導入しているが、これは不適切だと思います。公民館は単なる施設ではなく、施設を使った自治活動であります。

1つ紹介いたしますが、今も旧八代町には社会教育活動の目標を示した三角柱が各所に立っております。一面には「田も作り詩も作ろう」、一面には「平和は一人一人の心の中にある」、もう一面には「みんなで手をつないで輪になろう」と記されております。これを実践する拠点が公民館だったのであります。指定管理者ではこれではできません。

同様に本来、市が担うことが適切な公共施設の指定管理者制度導入で、本来の目的が十分達成できないものが多々あります。さらに、指定管理者と市の施設管理の責任が曖昧になり、修繕や近代化が遅れるという問題が浮かび上がりました。また、経費節減効果はほとんどなく、指定管理者にとっても投資ができず、期間契約が3、5年なので経営戦略が持てないなど、こ

れまで指摘してきたとおりでございます。この抜本の見直しも今回ございません。

第3は、支所機能の縮小・見直しがなくことです。支所は住民の利便性向上とともに、住民とつくる地域自治の拠点の役割があります。ですから、石和に支所がないことは、石和住民にとって損失です。同時に石和に支所を置かないことによって、他地域の支所機能も縮小され、軽視されることになっています。地域の活性化のために、石和を含め支所機能充実に方針転換を図るべきです。

以上、述べたとおり、新自由主義的行財政改革路線を見直さない限り、市民福祉向上と市民参加の地方自治向上は様々な困難を伴うと考えます。

こうした施策、その予算がないことから本予算案に反対します。

さて、笛吹市財政に多大な困難をもたらす多目的芝生グラウンド基本計画が見直しになったことはよかったですと思います。見直しの原動力になった意見をお寄せいただいた地権者、地元住民、市民の皆さまに敬意を表します。

一方、計画見直しと早期芝生グラウンド実現実施の予算がないのは大変、これはおかしいと思います。あれだけ一生懸命進めてきたことを、まったく見直しをして早期に進める決意がないのでしょうか。

もう1点、常任委員会審査で最大の焦点になった問題は、山廬施設取得事業であります。山廬買い取りのための測量、不動産鑑定の委託料613万円であります。

第1の問題は、公共施設軽量化の方針に反して公共施設を増やしてよいかという問題。

第2は、文化運動はその担い手が主人公、熱心な文化活動家、それを支える人々が中心になってこそ文化活動の発展はできると思います。市が買い取って、文化振興の活動の発展ができる保証はないと思います。

飯田蛇笏先生の業績は多大である。それを引き継ぐのは俳句をつくる人々、それを支える人々が中心ではないかと思えます。

第3に、市が買い取って本当に俳句文化の発展が進められるかという問題であります。市は買い取った後、どのように活用、俳句の里事業を展開するのか、その予算はどうなるのか、まったく説明していないと思います。

第4は、公共施設減量化の方針のもとでも、あえて施設を増やそうとするならば、その必要性、活用方法の概略、必要な予算を明確にすべきであります。

第5は、委員会の審査意見について、取得に賛成の意見は、山廬文化振興会は、熱意があっても経営戦略には欠けていたと。商売や観光に活用すべきだというものがありました。

ここには2つの問題があります。1つは、商売や観光振興が支えてきた人々の意思を汲んだものになるのかという問題。もう1つは、商売・観光振興というならば、具体的にどんな見通しが持てるか示す必要があるが、まったく示されておりません。

私の個人的見解を述べれば、まず支えてきた人々の考え、俳句文化の継承発展か、観光開発か、そこをはっきりさせることが必要だと思います。

もう1つは、あの場所、谷間のあの場所に一般客の来訪、本当に期待できるのでしょうか。中心は俳句愛好者が様々な企画とも相まって、年1千人、2千人、分かりませんが、そうした数が来るということでありまして、一般客の大幅な増加を求めるような場所ではないと思えます。

観光や商売で儲けるのではなくて、文化振興のために効果的に補助し、支援することが必要

ではないかと思えます。

以上をもちまして、反対討論を終わりたいと思えます。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

議案第26号 「令和6年度一般会計予算」について、賛成の立場で討論を行います。

令和6年度一般会計当初予算総額429億3,279万円は、過去最大の予算規模で、山下市政が積極果敢に各種事業に取り組む意思を示す、極めて積極的な予算編成であると考えます。

正月元旦に発生した、石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震では、多くの方が亡くなり、避難所での生活を余儀なくされている方々も大勢います。

本市においても、いつ起きるか分からない大規模な自然災害への備えが喫緊の課題であることは明白です。

山下市長は、2期目の公約に「防災新時代、命を守るまちづくり」を掲げ、防災、減災、国土強靱化の具体的な取組を展開しています。

令和6年度においては、令和3年度から取り組まれてきた防災備蓄倉庫の整備の完了が見込まれています。また、市民への災害情報をいち早く、かつ、正確に伝えるため防災行政無線の高度化、防災行政無線の内容や避難情報、避難所の開設状況等を確認できる防災アプリの導入、共助力の強化につながる地区防災計画の策定支援などに取り組まれるとしています。

防災関連事業は、毎年度、複数の事業を重点事業に位置づけ、取り組まれていることは、市民の安全安心につながる施策として、十分に評価するものであります。

重点事業を中心に予算内容を見ますと、歳出では、第二次笛吹市総合計画の将来像である「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現を図るため、37の重点事業が3つの基本目標に対しバランスよく位置付けられ、山下市長の思いが込められた予算であると感じています。

また、歳入では、国および県の補助金の積極的な活用や有利な交付税の措置のある市債を活用するほか、重点事業には各種基金が充当されており、安心した行政サービスが提供されるよう、財源確保されています。

重点事業以外の主な事業として、物価高騰に賃金の上昇が追い付かない社会情勢を踏まえ、国からの具体的な方策が示されていない中、小中学校および保育所等の給食費の無償化、市が独自に取り組まれることは、子育て環境の充実に力を注ぐ、山下市長の強い思いと評価しています。

そのほか、生活保護、児童手当、障害福祉サービスなどに関わる扶助費は、年々増加している中、しっかりと確保されています。

山下市長は、行財政改革にも積極的に取り組まれ、業務分析に基づく業務改善、市有施設の中長期的な維持管理や改修等のコストの削減と平準化を図る個別施設計画の策定、市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するための子供すこやか部の創設といった組織体制の構築、書かない窓口など新たな技術の導入など、行政内部の効率化と市民サービスの向上につながる取組は、将来の笛吹市の在り方を見据えたものであり、その効果を市民の皆さまも感じているのではないのでしょうか。

その中でも、平成28年度から令和4年度までの7年間で、市債残高は約122億円の削減、基金残高は約31億円の増加、令和4年度の決算においては、将来負担比率が算出しないとなり、健全な財政運営が行われています。これは、山下市長のリーダーシップのもと職員が一丸となり、行財政改革に取り組まれてきた成果であると考えます。

山下市長には、引き続き健全な財政運営に努め、様々な行政課題に力強く取り組まれることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第21 笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名いたします。

笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員に五味篤憲君、吉原實君、以上のとおり指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、それぞれ当選人と定めることに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時53分

---

再開 午後 3時10分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

ただいま市長より報告案件2件、追加議案2案および同意案件2件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

これより日程第22 報告第2号から日程第27 同意第2号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、報告案件2件、条例案1件、その他の議案3件、合わせて6件です。はじめに、報告案件です。

まず、報告第2号 「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分報告について」は、空家等対策推進事業における事務処理ミスに起因する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、議会に報告を行うものです。

次に、報告第3号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告について」は、報告第2号で損害賠償の額が決定したことに伴い、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3万8千円を追加する補正予算を編成し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、議会に報告を行うものです。

続きまして、条例案です。

議案第50号 「笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、本市の介護保険サービス事業所や施設等に係る指定基準を定める条例について、所要の改正を行うものです。

続きまして、その他議案です。

まず、議案第51号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員2名の任期が、令和6年9月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者は、橘田良也氏、藤原武男氏です。

橘田氏、藤原氏は共に再任であり、任期は令和6年10月1日から3年間です。

次に、同意第1号「教育委員会教育長の任命について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、望月栄一氏の任命について、議会の同意をお願いするものです。

任期は、令和6年4月1日から3年間です。

次に、同意第2号「教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員1名の任期が、令和6年3月末日をもって満了することに伴い、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

新たな委員は、押山栄子氏です。

押山氏は新任で、任期は令和6年4月1日から4年間です。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

日程第22 報告第2号および日程第23 報告第3号を一括議題といたします。

本2件については、損害賠償の額の決定及び和解に係る契約及び補正予算の専決処分の報告ですので、ご了承願います。

日程第24 議案第50号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

このあと常任委員会を開会し、議案審査を行います。

日程第25 議案第51号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第51号の討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これより日程第26 同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたしますが、ここで先例により教育長、望月栄一君の退場を求めます。

( 退 場 )

同意第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結します。

これより、同意第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員です。

よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

ここで教育長、望月栄一君の入場を求めます。

( 入 場 )

望月栄一君に申し上げます。

ただいま議題となりました教育長の任命については、賛成全員により同意されたことを報告いたします。

日程第27 同意第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結します。

これより、同意第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員です。

よって、同意第2号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま同意されました押山新教育委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

押山栄子君の入場を許可します。

( 入 場 )

押山栄子君に申し上げます。

ただいま議題となりました教育委員会委員の任命については、同意されたことを報告いたします。

それでは、押山栄子君の発言を許します。

○教育委員会委員(押山栄子君)

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、教育委員の選任の同意をいただきました押山栄子でございます。

今回、教育委員という重責を担わせていただくことになりました。最善の努力を傾注して、この職責を果たしたいと考えております。

今後とも格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古屋始芳君)

ありがとうございました。

押山栄子君の退場を求めます。

( 退 場 )

ここで暫時休憩します。

休憩中、所管の委員会において、議案第50号の審査をお願いします。

なお、総務常任委員会、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら会議を再開いたします。

休憩 午後 3時24分

---

再開 午後 4時20分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

先ほど教育厚生常任委員会に付託しました議案第50号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

中村委員長。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第50号 「笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」

保健福祉部介護保険課の審査では、今回の条例改正は、配置人員の縮小なのかとの問いがあり、管理者の兼務要件の緩和は、介護需要の増大と全国的な人材不足によるものであるが、利用者をしっかり管理できることを大前提とした緩和であるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第50号 「笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案に対する教育厚生常任委員会の委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第28 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありましたので、これを許します。

市長、山下政樹君。

#### ○市長（山下政樹君）

令和6年笛吹市議会第1回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例議会は、2月20日から本日まで31日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、令和6年度当初予算案をはじめ、上程した議案等につきまして慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本会議および各委員会においては、様々なご質問やご意見をいただきましたが、市政推進のために活かしていきたいと考えております。

穏やかな日差しに春の訪れを感じられ、市全域で桜や桃の花が咲き誇る季節を迎えようとしています。

今年の「桃源郷春まつり」は、3月24日から4月7日まで八代ふるさと公園をメイン会場に市内各地で多彩なイベントを開催をします。

3月24日は、藤壘の滝大窪いやしの杜公園で「境川ミズバショウ春まつり」、3月30日・31日の2日間は、花鳥の里スポーツ広場を中心に、複数のコースを設定し、歩きながら桃の花を楽しむ「桃源郷を歩こう2024」、4月1日から14日の間、電動自転車を貸し出し、一宮地区周辺を自転車で乗りながら桃の花を楽しむ「桃源郷ROUTE34ライド&ウォーク」を実施いたします。

石和温泉駅から市内のお花見スポットまでは、市民の皆さまや市外から本市を訪れる皆さまが気軽に花見を楽しめるよう、「桃の花見タクシー」や「春の花見バスツアー」を運行します。穏やかな春の日差しの下、日本一の春景色をご覧いただきたいと思っております。

また、さくら温泉通りおよび八代ふるさと公園では、桜が開花している間、日没後から夜9時まで桜のライトアップを行いますので、昼間とはまた違う幻想的な雰囲気をお楽しみください。

4月1日には、スコレーセンター集会室で「笛吹市消防団入退団式」を行います。

長年、市の安全安心な地域づくりにご尽力いただいた退団者に感謝状を贈呈するとともに、令和6年度の新役員、入団者に辞令を交付します。

4月7日には、約2,800人のランナーが駆け抜ける「第19回笛吹市桃の里マラソン大会」を開催をします。

今回は、市制施行20周年の記念事業として、オリジナルタオルを製作し、ランナーに配布して本市をPRするほか、オリンピックに4大会連続出場するなど、日本を代表するランナーである福土加代子さんをゲストランナーとしてお招きをします。

また、4月13日と14日には、県内外の75チームが参加をする「笛吹市桃源郷春まつり第19回全国ゲートボール大会」を開催をします。

いずれの大会も、全国から大勢の参加者が本市を訪れ、笛吹市の春を感じながらスポーツを

楽しんでいただきたいと思います。

4月8日には、八代ふるさと公園の遊具エリアがリニューアルオープンをします。

新たな遊具は、古墳や土器をモチーフにしたデザインの大型複合遊具のほか、ストレッチや筋力トレーニングを目的とした健康遊具を5基、設置をします。

子どもからお年寄りまで、多くの方に楽しんでいただけますので、ぜひお越しをいただけたらと思います。

4月8日から8月31日までの間、いちのみや桃の里ふれあい文化館では、利用者の利便性向上を図るため、照明設備のLED化、空調設備および舞台設備の改修を行います。

その間は休館となり、市民の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、施設内の一宮図書館では、通常どおりの本の貸出を行いますが、休館する日もありますので、休館日が決まり次第、市のホームページや広報紙などでお知らせをいたします。

4月23日には、FUJIYAMAツインテラスのエントランス施設のオープン記念式典を開催をし、4月25日の送迎バスの運行開始から、一般の方々のご利用が始まります。

エントランス施設には、観光案内所や飲食物販施設が整備をされ、本市の観光情報等を発信をし、市内の観光周遊を促すほか、本市の特産品などを販売します。

皆さまのお越しをお待ちしています。

5月18日には、御坂路さくら公園で第14回笛吹市植樹祭を令和6年度県民緑化まつりと合同で開催をします。

今回の植樹祭は、市制施行20周年の記念植樹として、関係者だけではなく、一般参加者を募り、桜やモミジなどの植樹を行います。

3月31日をもって、12人の市職員が退職となります。退職者の皆さまには、笛吹市の発展にご尽力いただいたことに感謝を申し上げます。

また、4月1日からは、24人の新採用職員を迎え、新たな体制で市役所業務がスタートをします。新採用職員の皆さまには、笛吹市を愛し、枠にとらわれず、果敢にチャレンジする職員に育ってほしいと思います。

第二次笛吹市総合計画に掲げた施策や事業を着実に推進していくため、職員一人ひとりが持てる力を発揮をし、市役所が一丸となって市民の幸せと地域の発展に向け取り組んでまいります。

結びに、議員各位におかれましては、本市の発展のため、ますますご活躍されますことを祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上をもちまして、令和6年笛吹市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

閉会 午後 4時33分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	宮澤まな美
議会書記	古屋幹仁